

平成30年度

包括外部監査の結果報告書

子育て応援事業に関する財務事務の執行について

平成31年1月

豊田市包括外部監査人

公認会計士 西原 浩 文

目次

第1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	事件を選定した理由	1
4	外部監査の対象部署	1
5	外部監査の対象期間	2
6	外部監査の実施期間	2
7	外部監査の方法	2
8	包括外部監査人及び補助者	3
9	利害関係	3
第2	監査対象の概要	4
1	豊田市の子ども・青少年を取り巻く現状と課題	4
2	子ども総合計画	15
3	対象とした事業等一覧	21
4	対象とした情報システム	26
第3	監査の結果要約	27
1	要約	27
2	指摘又は意見一覧	28
第4	監査の結果	32
1	子ども部 次世代育成課	32
2	子ども部 子ども家庭課	65
3	子ども部 保育課	102
4	福祉部 地域包括ケア企画課	137
5	福祉部 生活福祉課	140
6	福祉部 障がい福祉課	144
7	保健部 地域保健課	151
8	都市整備部 公園緑地整備課及び公園緑地管理課	155
9	都市整備部 公園緑地管理課	162
10	教育委員会 学校教育部 学校教育課及び青少年相談センター	163
11	子ども総合計画	185
12	システム管理	188

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

子育て応援事業に関する財務事務の執行について

3 事件を選定した理由

総務省統計局が公表した平成29年10月1日現在における15歳未満人口の推計値は、前年に比べ17万人少ない1,562万人で、昭和57年から37年連続の減少となり過去最低となっている。また、総人口に占める15歳未満人口の割合は12.3%（前年比0.1ポイント低下）で、こちらも過去最低となっている。一方、65歳以上の割合は27.7%で過去最高となり、少子高齢化が進行していることがうかがわれる。

住民や社会は、将来を担う貴重な子どもが健やかに成長することを支え、育てる責務がある。市では、平成19年に、「日本国憲法と児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合う仕組みを定めることにより、子どもが幸せに暮らすことのできるまちを実現することを目的」とした豊田市子ども条例を制定している。これにより子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを進めるとともに、同条例に基づき、社会情勢の変化やニーズを踏まえて平成27年3月に「第2次豊田市子ども総合計画（以下「子ども総合計画」という。）」を策定している。

また、「第8次豊田市総合計画」の前期実践計画の基本施策Ⅰでは、「子ども・子育て」について、「安心して子育てができるまちの実現」をテーマとして掲げ、（1）安心して子どもを生み育てられる環境の充実、（2）必要な幼児教育・保育を受けられる環境の整備を施策として掲げている。

以上を踏まえ、子育て応援事業に関する事務の執行について監査する意義があると判断し、特定の事件として選定した。

4 外部監査の対象部署

子育て応援事業に関する事務の執行を担当する部署

- ・子ども部（次世代育成課、子ども家庭課及び保育課）
- ・福祉部（地域包括ケア企画課、生活福祉課及び障がい福祉課）
- ・保健部（地域保健課）
- ・都市整備部（公園緑地整備課及び公園緑地管理課）
- ・教育委員会学校教育部（学校教育課及び青少年相談センター）

5 外部監査の対象期間

平成29年度（自：平成29年4月1日 至：平成30年3月31日）

ただし、必要があると判断した場合には、平成28年度以前に遡り、また、一部平成30年度についても対象とした。

6 外部監査の実施期間

自：平成30年6月28日 至：平成31年1月31日

7 外部監査の方法

（1）監査要点

子育て応援事業に関する財務事務の執行について、ア 合规性、イ 経済性、効率性、有効性、ウ 計画の進行管理と評価の状況の3つの視点に着目する。

ア 合规性

関連法令、条例、規則、要綱等に準拠して事務が行われているかどうか検討するため、事務の流れについて説明を受け、関連文書の閲覧を行う。また、個別検討対象として抽出したサンプルについて担当者に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行う。

イ 経済性、効率性、有効性

効果的かつ効率的に、事務が行われているかどうか検討するため、個別検討対象として抽出したサンプルについて担当者に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行う。

ウ 計画の進行管理と評価の状況

子ども総合計画の進行管理と評価の状況について担当者に質問し、関係書類の閲覧を行う。

（2）主な監査手続

ア 子育て応援事業等に関する管理状況等について、関連部署の責任者及び担当者に対するヒアリングを実施する。

イ 子育て応援事業等に関する条例・規則・規程・調達における稟議・契約書・検収書類等の資料・文書・証憑^{ひょう}書類の検討を実施する。

ウ 子育て応援事業に関する施設の視察を実施する。

なお、サンプルチェックに関しては、事業ごとに、該当する資料全体を確認した上で、その中から無作為にサンプリング抽出を実施した。

8 包括外部監査人及び補助者

西原 浩文	(公認会計士)
香田 浩一	(公認会計士)
鈴木 徹也	(公認会計士)
倉田 敦史	(公認会計士)
中村 貢	(公認会計士)
小川 由美子	(公認会計士)
岩田 香織	(公認会計士)
宮崎 翼	(公認会計士)
西川 幸子	(公認情報システム監査人)

9 利害関係

包括外部監査人は、監査の対象とした事件について、地方自治法第252条の29に規定されている利害関係はない。

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

報告書中の表の数値は、端数未満の金額は切り捨て、比率は四捨五入している。したがって、端数処理の関係上、合計とその内訳が一致しない場合がある。

外部監査を通じて発見した指摘すべき事項、意見を付すべき事項について、それぞれ、【指摘】、【意見】として記述した。それぞれの内容は次のとおりである。

【指摘】 「法令や規則等に違反している事項、著しく不当な事項等」

【意見】 「規則違反ではないが、自治体運営の経済性・効率性・有効性を踏まえた結果、改善することが望まれる事項」

第2 監査対象の概要

1 豊田市の子ども・青少年を取り巻く現状と課題

(1) 少子化の状況

全国の平成28年の出生数は、97万6,978人となり、明治32年の統計開始以来、初めて100万人を割った。少子化の進行は、経済を支える世代の減少につながり、ひいては社会保障制度の持続可能性にも影響を及ぼす。

市においても、図表2-1-1のとおり、出生数は年々減少傾向にある。

少子化の背景には、未婚率の増加や仕事と育児の両立が困難であることなど、様々な要因があると考えられるが、次世代を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備することが必要となっている。

図表2-1-1 基礎人口、出生数及び出生率の推移

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
基礎人口	409,601人	409,432人	408,804人	408,782人	409,699人
出生数	4,101人	4,014人	3,848人	3,881人	3,709人
出生率	10.0%	9.8%	9.4%	9.5%	9.1%

(注) 10月1日時点での数字である。

(出所：保健福祉レポート及び豊田市ホームページから監査人が加工)

(2) 待機児童の状況

市では、保育需要に対応するため、公私立こども園の改築・改修や、私立こども園の新設、私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行などにより、定員枠を拡大しており、図表2-1-2のとおり、ここ5年間の4月1日現在の待機児童数は0人となっている。しかし、10月1日現在の待機児童数はいずれも0人となっておらず、今後も保育需要の増大が見込まれる。

図表2-1-3及び図表2-1-4のとおり、特に0～2歳児の保育需要は増加傾向にあり、就労意欲のある子育て中の母親が多いことがうかがえる。少子化が進む一方で、高まる保育需要への対策は大きな課題となっている。

また、市が平成25年度に行った「豊田市子ども・子育て支援に関する市民意向調査（以下「意向調査」という。）」によると、こども園、私立幼稚園などの定期的な教育・保育を利用していない人が、子どもが何歳から利用したいかについては、図表2-1-5のとおり、3歳児からの幼児教育・保育の利用意向が56.3%と高くなっているため、ニーズを把握し、それに即したサービスの提供を行うことが必要である。

図表 2-1-2 待機児童数の推移

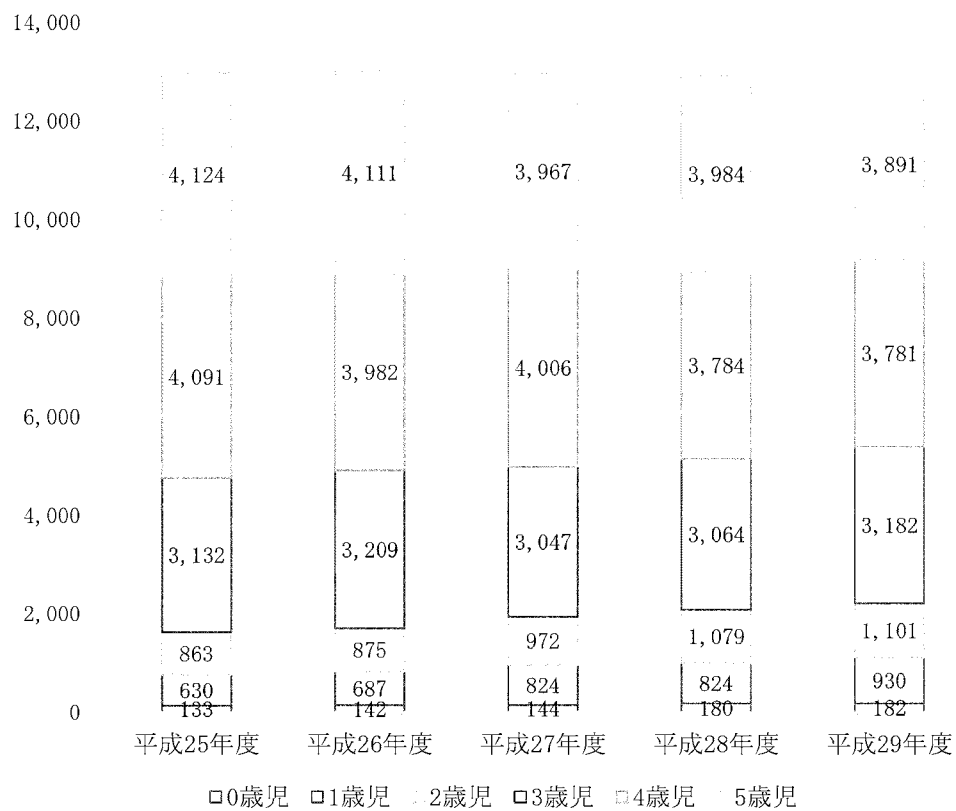
(単位：人)

区分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
4 月 1 日 現在	0	0	0	0	0
10 月 1 日 現在	122	164	161	178	208

(出所：保育課作成資料)

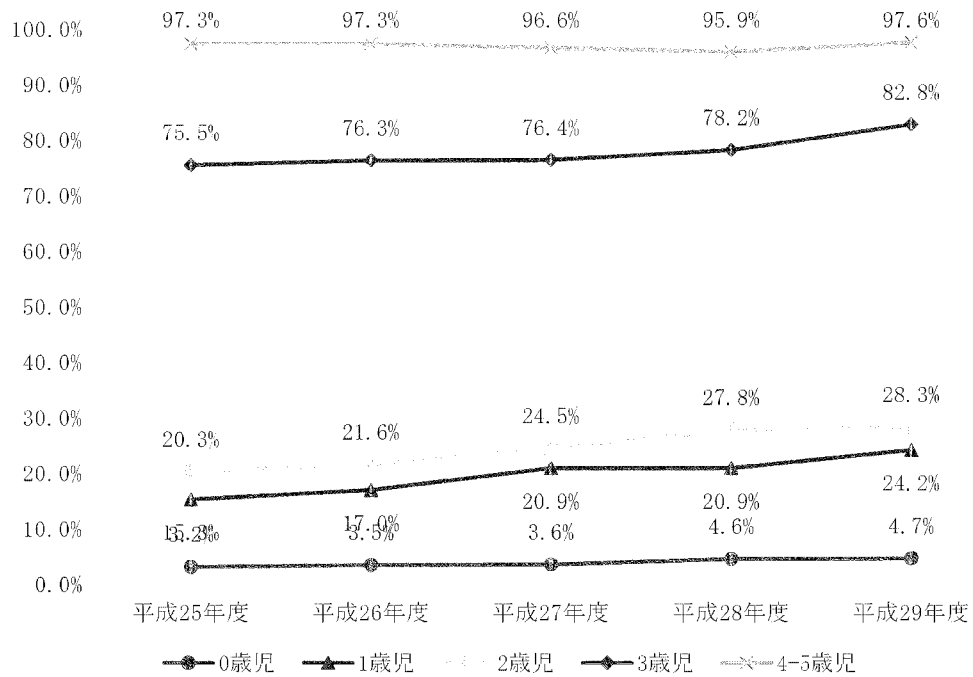
図表 2-1-3 こども園・私立幼稚園園児数

(単位：人)



(出所：保育課作成資料)

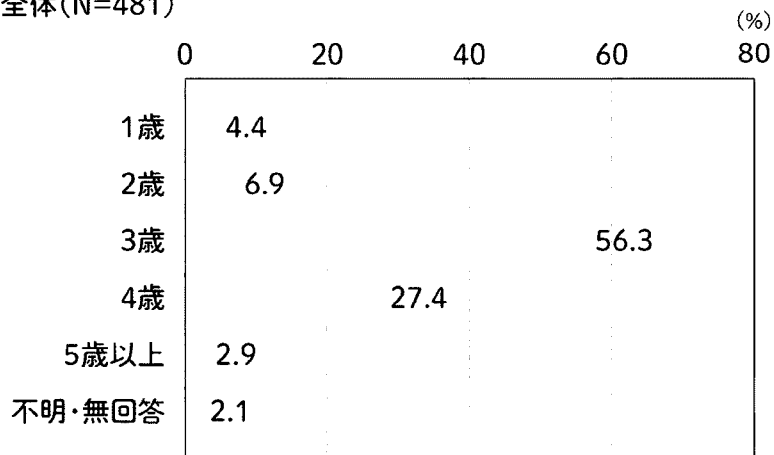
図表 2－1－4 こども園・私立幼稚園就園率



(出所：子ども総合計画)

図表 2－1－5 定期的な教育・保育について、子どもが何歳になったら利用しようと考えているか

全体(N=481)



資料：豊田子ども・子育て支援に関する市民意向調査(平成25年)
 注：定期的な教育・保育を利用していない人のうち、利用していない理由が「子どもがまだ小さいため」を選んだ人が回答

(出所：子ども総合計画)

(3) 仕事と子育ての両立に関する意識

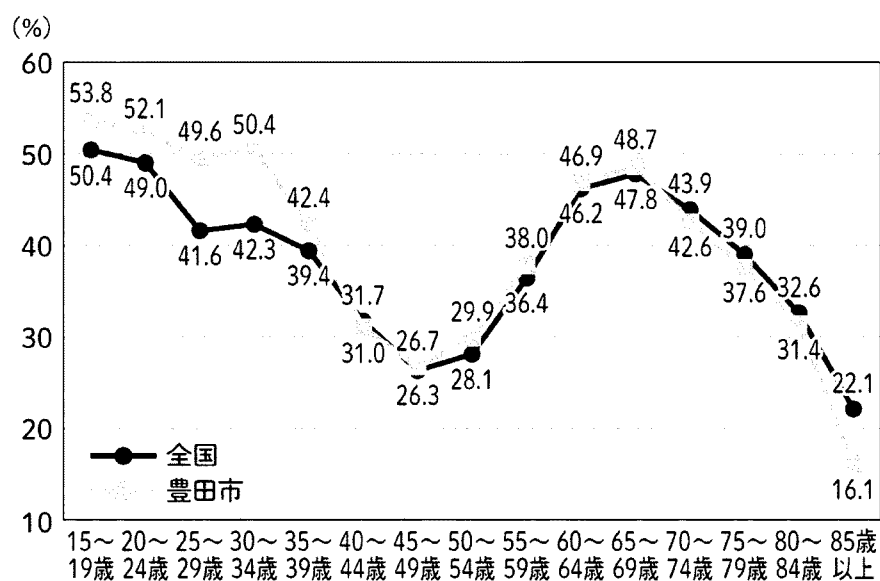
子育て支援において、「ワーク・ライフ・バランス」は不可欠な要素の一つである。しかしながら、社会の状況は、依然として仕事に偏重しており十分改善されているとはいえない。

市においては、図表2-1-6のとおり、子育て世代の専業主婦の割合が高い傾向がみられるが、全国的には労働力人口が減少する中、女性の就労を促進する動きが加速しており、潜在的な女性の就労ニーズがさらに高まっていくことが予測される。

今後、ますます仕事と子育ての両立は重要な課題となるが、意向調査によると、図表2-1-7及び図表2-1-8のとおり、子育て世代の多くは、「仕事」「家事（育児）」「プライベート」のバランスが取れていると感じていない。

これらの意識の改善は、行政のみならず、企業や社会全体で取り組むべき課題であり、市民への啓発や企業との連携など、幅広い施策の展開が必要である。

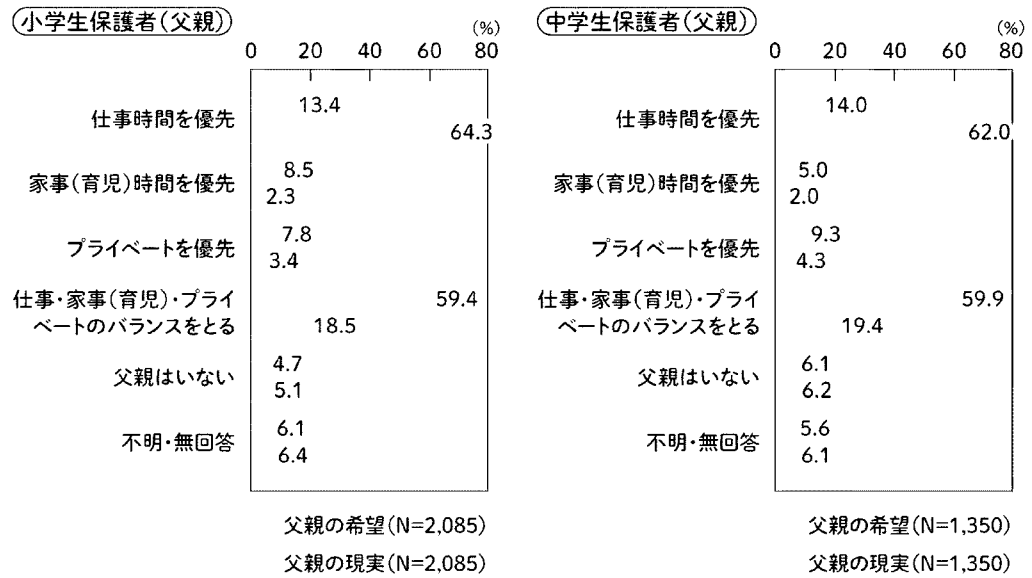
図表2-1-6 専業主婦（女性の有配偶者の家事従事者）の年齢別割合



資料：国勢調査（平成22年）

（出所：子ども総合計画）

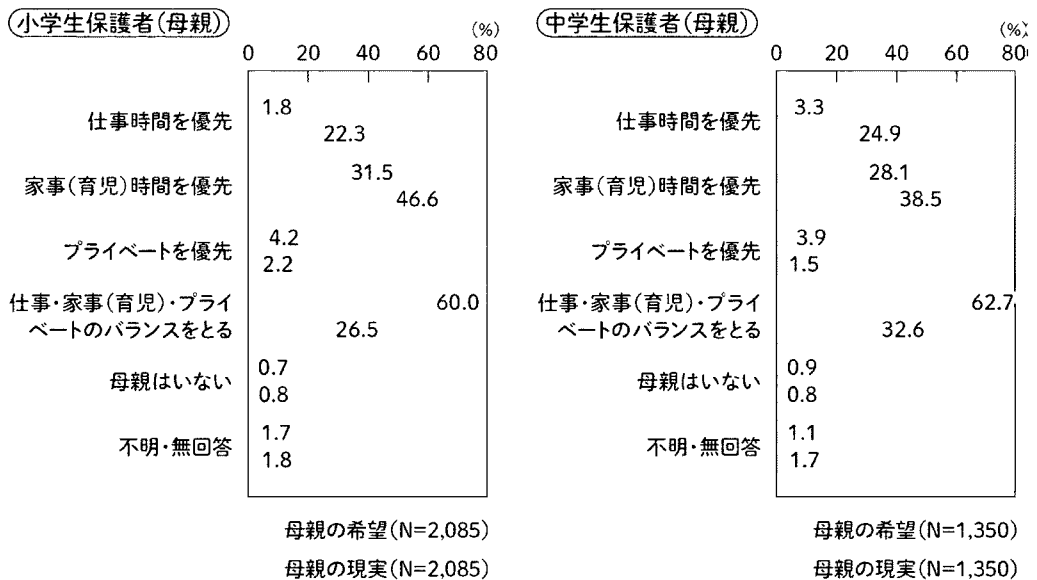
図表 2-1-7 「仕事時間」「家事（育児）」及び「プライベートの生活時間」の優先度【父親】



資料：豊田市子ども・子育て支援に関する市民意向調査(平成25年)

(出所：子ども総合計画)

図表 2-1-8 「仕事時間」「家事（育児）」及び「プライベートの生活時間」の優先度【母親】



資料：豊田市子ども・子育て支援に関する市民意向調査(平成25年)

(出所：子ども総合計画)

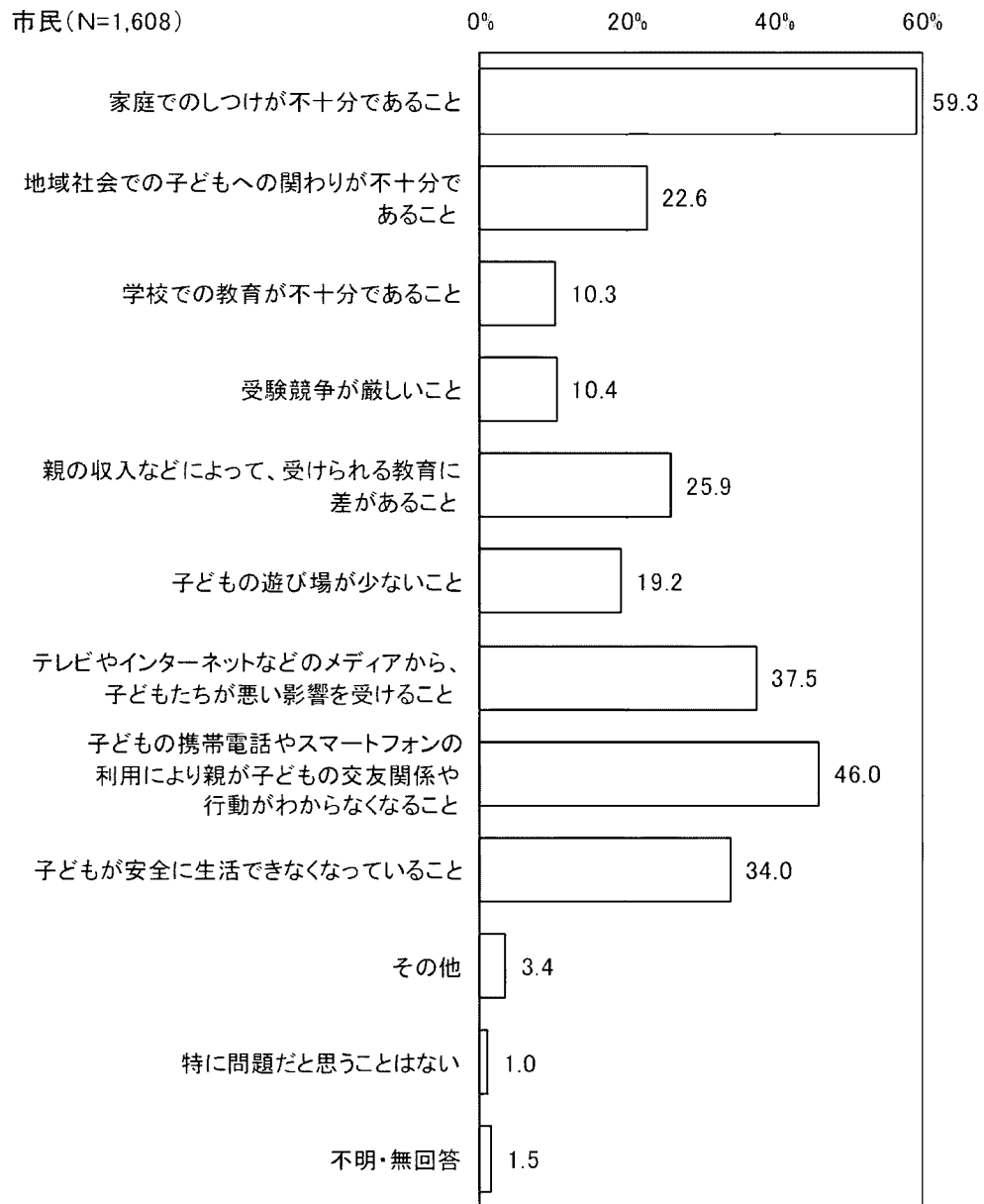
(4) 家庭における子育てに関する意識

父母を始めとした保護者が、子育ての第一義的な責任をもつこと、そして、子どもが健全に成長するには、家庭におけるコミュニケーションや関わりが重要である。

しかし、意向調査によると図表 2-1-9 のとおり、多くの保護者や市民が、子どもに対する家庭でのしつけが不十分であると感じている。また、一部の保護者は子育てに対して自信が持てなかったり、子育て仲間がいなかったり、様々な悩みや不安を抱えている。

これらの保護者に対する支援を行い、家庭における子育て力の向上を図っていくことが求められている。

図表 2－1－9 最近の子育てや教育の現状について考えたとき、問題だと思うこと〈単数回答〉



(出所：「豊田市子ども・子育て支援に関する市民意向調査」
「豊田市子ども・青少年の生活と意識に関する調査」報告書)

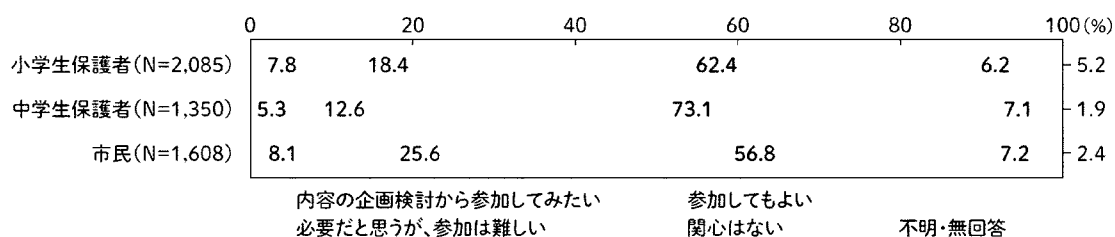
(5) 地域における子育て支援に関する意識

子育て支援をより包括的に行うためには、「地域の子どもは地域で育てる」という考えの下、親と子を地域住民や様々な地域資源で支えることが重要であり、見守りなどの住民参画を始めとした「地域力」の活用が不可欠となっている。

意向調査によると、図表 2－1－10 のとおり、子育て支援活動への参加の意向を持つ市民は増えている。これらの市民を始め、NPO、大学などとの共働により、社会全体で子育て支援に取り組む視点が重要である。

また、子どもが安心して自分らしく過ごすことができ、豊かな経験ができる「居場所」を、子どもの身近な地域に整備していくことが求められている。

図表 2－1－10 地域の子どもたちの遊び場や放課後の居場所づくりに参画することについて



資料：豊田市子ども・子育て支援に関する市民意向調査(平成25年)

(出所：子ども総合計画)

(6) 自立支援が必要な青少年の状況

近年の産業構造や経済状況の変化により、若年者の雇用情勢は依然厳しい状態にあり、自立が困難な青少年が増えている。ニートやひきこもりの状態に陥った青少年の増加が社会問題となっており、雇用問題だけでなく、社会不適應や精神的な問題を抱えているケースも多くみられる。

このような青少年については、自己肯定感を回復しながら社会に適應できるよう、相談支援や体験就労なども含めた、段階的かつ総合的な支援が必要となっている。また、支援が必要な青少年に対しては、教育、福祉、医療なども含めた多様な関係機関の連携に基づく取組が必要とされ、そのコーディネート機関の設定も含めた体制の整備が求められている。

また、近年、携帯電話やスマートフォンなどの新しいツールにより、コミュニケーションの方法が変化する中、SNS（注）などによるトラブルも増加している。基礎的な学力はもとより、生活習慣や人とのコミュニケーション能力を身に付けることが重要となっている。

(注) SNSとは、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称であり、人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のWEBサイトのことをいう。

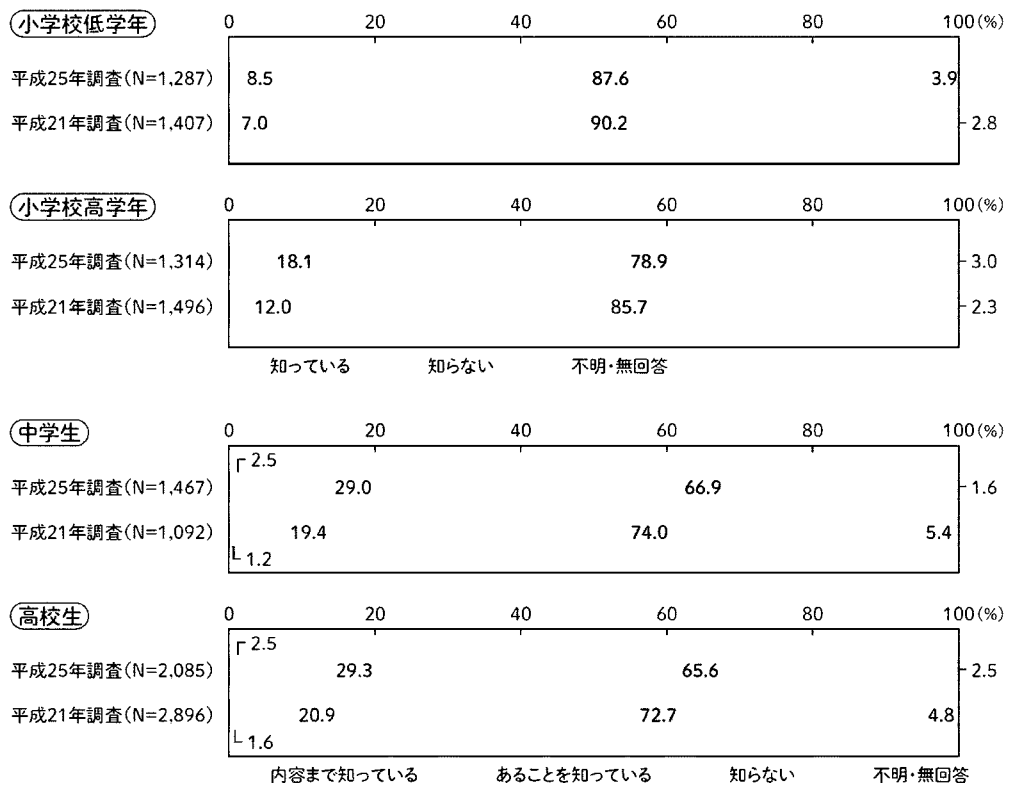
(7) 子どもの権利に対する意識

市では、豊田市子ども条例において、全ての子どもの「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「参加する権利」を保障している。また、子どもの権利学習プログラムを実施するなどの啓発活動を推進している。

意向調査によると、図表2-1-1 1及び図表2-1-1 2のとおり、「豊田市子ども条例」や「とよた子どもの権利相談室」の認知度が向上しているだけでなく、子どもに思わず手をあげる親が減少し、嫌なことをされたりいじめられたりする子どもも減少しており、子どもの権利を守る取組が市民生活に浸透しつつあることがわかる。

しかしながら、依然としていじめや児童虐待は社会問題として存在しており、その解消に向けた継続的な取組が求められている。

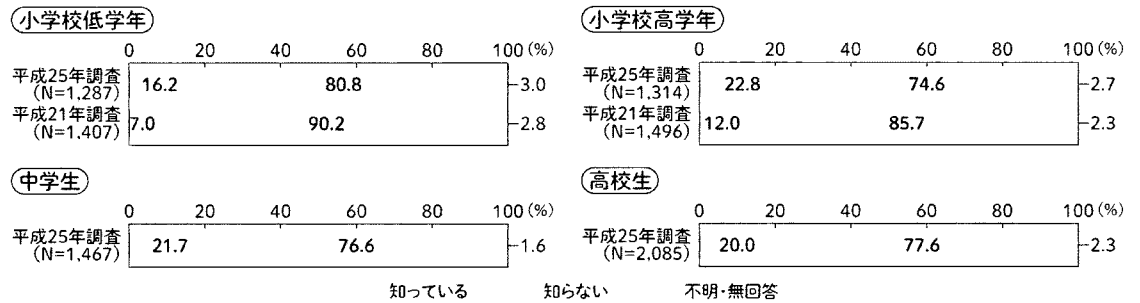
図表2-1-1 1 「豊田市子ども条例」の認知度



資料：豊田市子ども・青少年の生活と意識に関する調査(平成25年)

(出所：子ども総合計画)

図表 2－1－1 2 「とよた子どもの権利相談室」の認知度



資料：豊田市子ども・青少年の生活と意識に関する調査(平成25年)

(出所：子ども総合計画)

(8) 社会的支援が必要な子育て家庭の状況

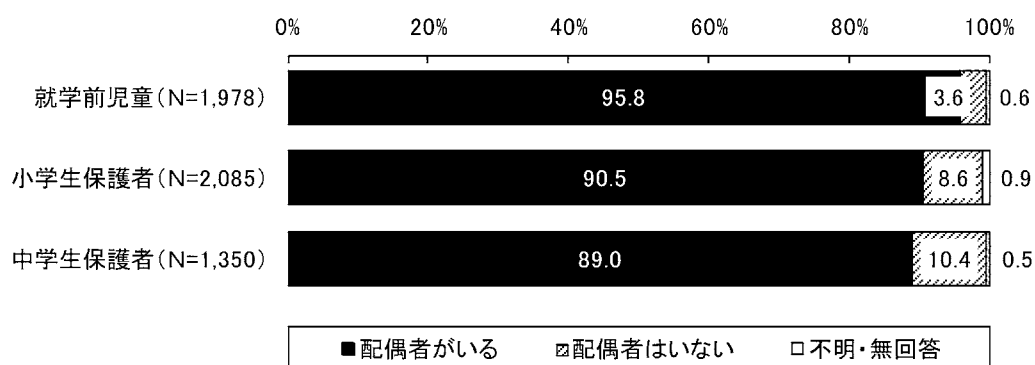
子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに成長できる環境を整備する必要がある。国の調査によると、相対的貧困率（注）は増加傾向にあり、ひとり親世帯においては、より高くなっている。

意向調査では、図表 2－1－13 のとおり、配偶者がいない小中学生の保護者は全体の 1 割ほどとなっており、支援が必要な世帯が多いことがうかがえる。

また、ひとり親家庭だけでなく、障がい児のいる家庭、外国籍の子どもや保護者の家庭、医療の対応が必要な子どものいる家庭など、多様なニーズに対する子育て支援に取り組む必要がある。

（注）相対的貧困率とは、世帯所得をもとに国民一人ひとりの所得を計算して順番に並べ、真ん中の人の所得の半分に満たない人の割合のことをいう。

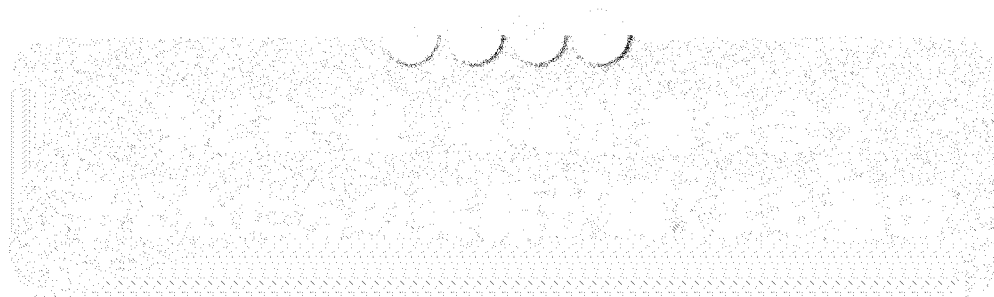
図表 2－1－13 家庭類型別世帯割合の変化



（出所：「豊田市子ども・子育て支援に関する市民意向調査」
「豊田市子ども・青少年の生活と意識に関する調査」報告書）

2 子ども総合計画

(1) 基本理念



少子化の進行やライフスタイルの多様化により、子どもと子育て家庭を巡る様々な問題が顕在化してきている。子どもの育ちや子育て家庭への支援を強化し、子どもが健全に育成される環境を整備することが課題となっている。

この課題に対し、子どもだけでなく、子どもを取り巻く「親」「地域」などが成長し、手を取り合って、子どもの個性や発達段階に配慮した、よりよい子育て環境づくりを進めていくことが求められている。

子どもは、個々の人格を尊重され、最善の利益を考慮されるべき存在であるとともに、生まれながらにして「育つ力」を有する存在である。子どもが「主体性」を持って、たくましく健やかに育ち、その力を最大限生かすこと、すなわち「子育ち」への支援を重視することが必要である。また、子どもの発想や考えがまちづくりや社会の創造に生かされるようにしていくことも重要である。

「子育ては親育ち」というように、親は子どもの成長とともに育っていくと考えられる。親が子育ての喜びを感じつつ、きちんと子育てにおける責任を果たすことができるように、親自身の子育てに関する学びや親同士の助け合いを促進するなど、「親育ち」を積極的に支援していく視点が必要である。

さらに、「子育ち」「親育ち」への支援に当たっては、行政による支援だけでなく、地域の住民一人ひとりが子育てに関する理解を深め、地域の子どもたちが健やかに育つことを願って、身近な人々で子育てを支え合うことが重要である。また、企業も地域社会の一員として、子どもの育成に関する一定の役割を果たすことが求められている。

このような認識の下に、市においては、子ども、親、地域など、様々な主体が互いに助け支え合いながら「育ち合う」関係を構築する中で、子どもにやさしいまちづくりを推進していくことを目指し、「子ども・親・地域が育ち合う 子どもたちの笑顔が輝くまち豊田」を基本理念として掲げている。

(2) 施策の取組方針

本計画は、基本理念の下、市の現状と課題を踏まえた4つの「施策の取組方針」に基づき、子どもの健やかな育ちを支えるとともに、社会全体で子育てを支える施策を展開する。中でも、安心して子育てができる環境の整備、幼児教育・保育の一層の充実、子育てしながら無理なく働くことができる環境の整備を図り、総合的な少子化対策に取り組むこととしている。

また、「施策の取組方針」には、それぞれに「重点事業」と「成果指標」を設定している。「重点事業」は、取組方針に示した内容を推進するために、より重点的に取り組むべきものとして位置付け、実施することとしており、「成果指標」は、調査などにより検証し、計画の達成度の評価を行うために設定している。



安心して子どもを生み育てることができるまちづくり

安心して子どもを生み育てることができるようにするためには、妊娠期・出産期・乳幼児期のそれぞれの発達段階に応じた、健康管理体制の充実が必要である。加えて、子どもの貧困などへの取組として、子育てに係る経済的負担の軽減も必要となってくる。また、核家族化に伴う世帯規模の縮小や、地域のつながりの希薄化が進んでいるため、子育てに不安感や負担感を抱く保護者に対して、相談や情報提供などの機会の充実に取り組む。

さらに、ひとり親家庭や障がいのある子どもの成長と自立への支援など、個々に応じた支援体制の確立及びきめ細かな支援を実施する。

施策分野	1 妊娠中と出産後の親子の健康づくり 2 子育ての不安や負担の軽減 3 安全・安心な子どもの生活環境の整備								
重点事業	① 24時間体制の「育児相談コールセンター」の設置 ② ふれあい子育て教室の開催								
成果指標	<table><tr><th>指標</th><th>直近値 平成 23 年</th><th>目標値 平成 31 年</th></tr><tr><td>「安心して子どもを生み、健やかに育てることができるまち」として満足している市民の割合（市民意識調査）</td><td>69.7%</td><td>75%</td></tr></table>			指標	直近値 平成 23 年	目標値 平成 31 年	「安心して子どもを生み、健やかに育てることができるまち」として満足している市民の割合（市民意識調査）	69.7%	75%
指標	直近値 平成 23 年	目標値 平成 31 年							
「安心して子どもを生み、健やかに育てることができるまち」として満足している市民の割合（市民意識調査）	69.7%	75%							

待機児童解消に向けた取り組み

待機児童解消のため、こども園の充実を図るとともに、私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行の促進を図り、0～2歳児の受入枠の拡大を目指す。また、教育・保育施設を補完する機能として、小規模保育、事業所内保育などの地域型保育事業を活用する。

そのほか、早朝・延長保育、病児・病後児保育、一時保育などの充実を図り、多様化するニーズに対応する。

全ての子どもが、親の就労状況の違いにかかわらず、質の高い幼児教育・保育を受けられるよう努める。

施策分野	1 保育需要への対応		
	2 良好な幼児教育・保育環境の確保		
重点事業	③ 0～2歳時の受入枠の拡大と幼児教育・保育環境の向上		
成果指標	指標	直近値 平成 26 年	目標値 平成 31 年
	待機児童数（4月1日時点）	0 人	0 人
	就園率（0～2歳児）	14.1%	27%
	〃（3歳児）	76.3%	89%

子育て支援の充実

豊田市子ども条例に定めているとおり、子どもの権利が総合的に保障され、そのことについて、子どもを含めた全ての市民が十分に理解し、いじめや児童虐待などの悲惨な事件が起こらない社会の実現を目指す。

子どもの主体性を尊重しながら、子どもが自ら育つ力である「子育て力」を向上し、周囲の大人や社会がその育ちを支援するよう努める。

また、ニート・ひきこもりなど、深刻化する青少年問題に対処し、青少年の自立と健やかな成長を促し、その意欲や能力を十分に発揮できる社会の実現を目指す。

施策分野	1 子どもの権利保障		
	2 次代を担う青少年の健全育成		
重点事業	④ いじめ防止体制の整備		
	⑤ ソーシャルメディアの適切な利用に向けた取組		
	⑥ 放課後児童クラブと居場所づくり事業との一体的運用		
	⑦ 高校生・大学生の社会参加促進事業		
	⑧ 若者サポートステーション・若者支援地域協議会の設置と運営		
成果指標			
	指標	直近値 平成 25 年	目標値 平成 31 年
	いじめ解消率（小学校）	97.0%	100%
	〃（中学校）	96.6%	
	ひきこもりの割合（意向調査）	3.1%	2%

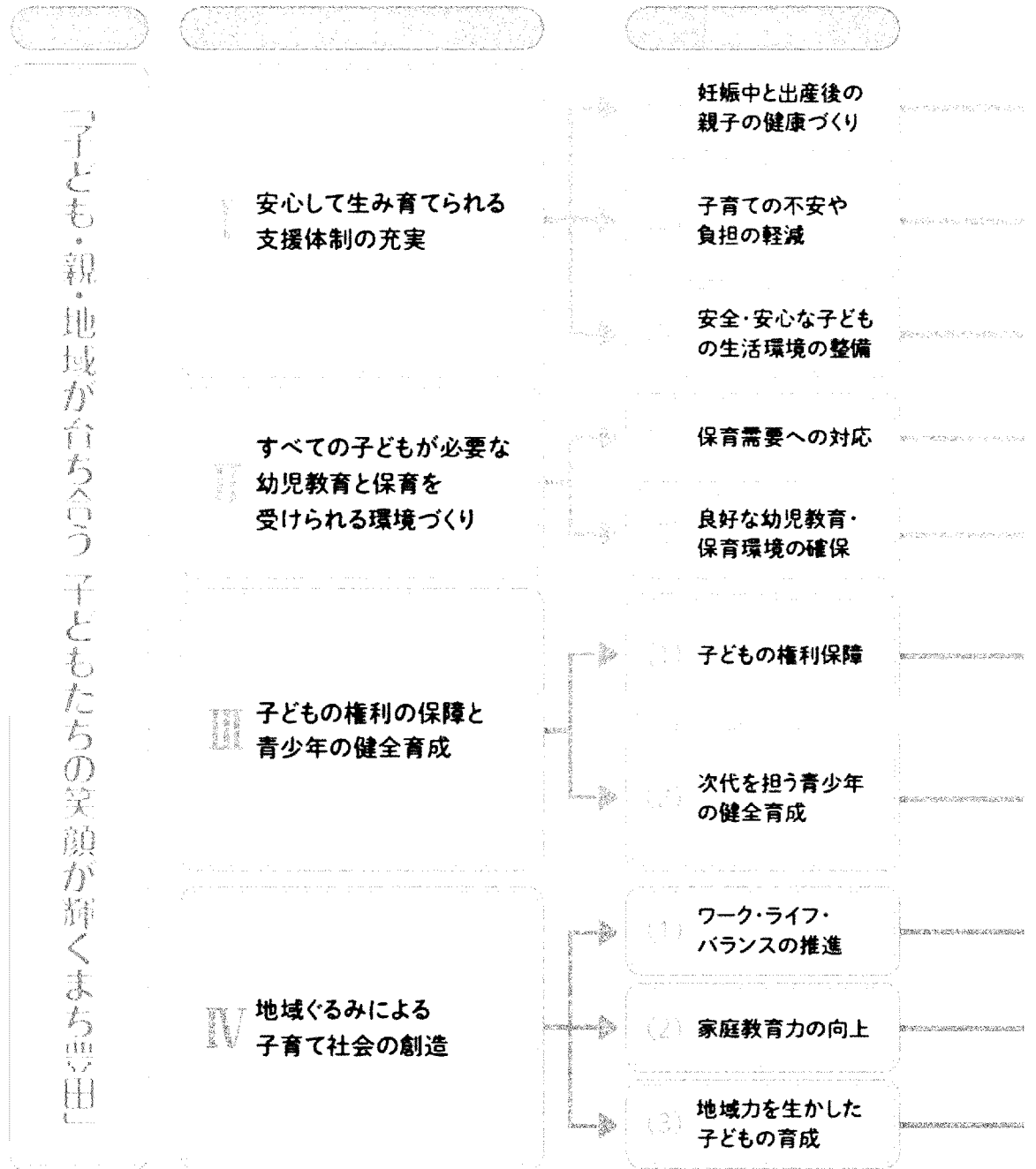
子育て支援の推進

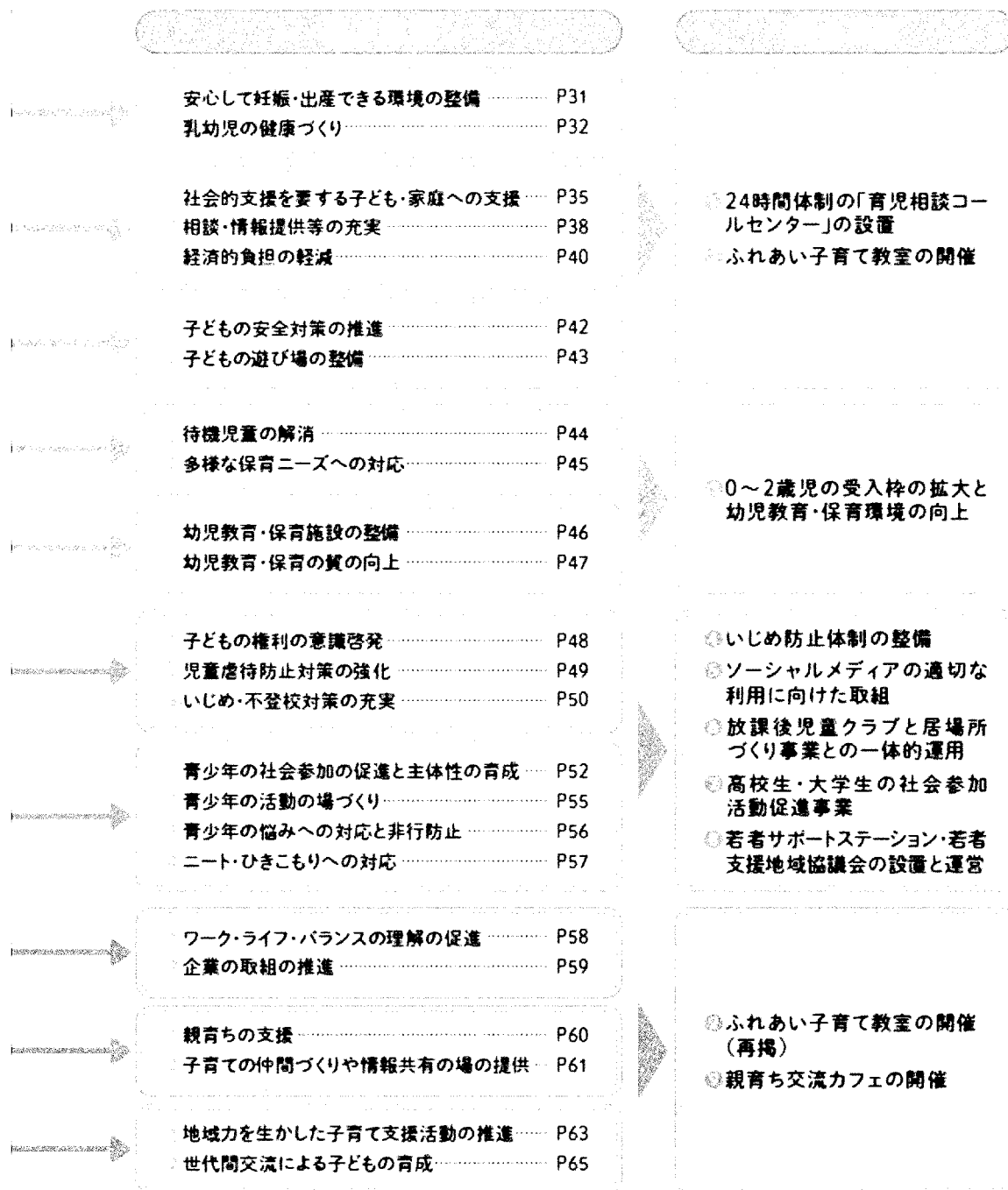
子どもは、家庭はもとより、学校、地域、企業、行政など、それぞれの主体がそれぞれの役割を担いながら、社会全体で育てなければならない。

中でも、子どもの育ちの基盤となる家庭において、一部では子育て力の低下が懸念されており、家庭内でのコミュニケーション機会の増加と、家庭教育力の向上に努める。また、企業においては、労働者の健康と生活に配慮するとともに、親が子育ての時間を確保できるよう、ワーク・ライフ・バランスの理解と充実に取り組む。

施策分野	1 ワーク・ライフ・バランスの推進		
	2 家庭教育力の向上		
	3 地域力を生かした子どもの育成		
重点事業	② ふれあい子育て教室の開催（再掲）		
	⑨ 親育ち交流カフェの開催		
成果指標			
	指標	直近値 平成 25 年	目標値 平成 31 年
	地域や隣近所の子育ての助け合いが充実していると感じる市民の割合（意向調査）	42.7%	50%

(3) 施策体系図





(出所：子ども総合計画)

3 対象とした事業等一覧

本報告書で対象とした事業等は、図表 2-3-1 のとおりである。

図表 2-3-1 対象とした事業等一覧

所管課	番号	対象とした事業等一覧
子ども部 次世代育成課	1	放課後児童クラブにおける障がい児支援の充実
	2	放課後児童クラブ利用者負担金の軽減
	3	子どもの権利学習プログラムの実施
	4	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の実施
	5	放課後児童クラブの委託化の推進
	6	放課後児童クラブと居場所づくり事業の一体的運用
	7	子どもシンポジウムの開催
	8	青少年健全育成推進協議会活動への支援
	9	子ども会活動への支援
	10	ジュニアクラブ活動への支援
	11	青少年育成団体の活動支援
	12	青少年ボランティア事業の実施
	13	「子ども会議」の開催と「子ども委員活動」による子ども施策実施
	14	青少年活動表彰制度（ひまわり褒賞）
	15	中学生の主張発表大会
	16	青少年センター事業における青少年の育成支援者の養成
	17	総合野外センターにおける青少年の育成支援者の養成
	18	ソーシャルメディアの適切な利用に向けた取組
	19	総合野外センターの運営
	20	青少年センターの運営
	21	とよた出会いの場プロジェクト
	22	高校生・大学生の社会参加活動促進事業
	23	更生保護活動の支援
	24	若者サポートステーション・若者支援地域協議会の設置・運営
	25	家庭教育講座の開催支援
	26	親育ち交流カフェの開催
	27	家庭教育手帳「親ノート」の活用
	28	地域における放課後の子どもの居場所づくり
	29	地域団体による放課後児童クラブの運営

所管課	番号	対象とした事業等一覧
子ども部 子ども家庭課	1	妊娠中の健康教室（パパママ教室・マタニティ教室等）
	2	マタニティマーク「まーむ」の利用啓発
	3	妊婦健康診査事業の実施
	4	母乳育児の推進
	5	母性健康管理指導事項連絡カードの普及
	6	虫歯予防の推進
	7	養育支援訪問事業
	8	小児肥満等の生活習慣病予防の推進
	9	乳幼児健康診査の実施体制の充実
	10	豊田市母子保健・医療・福祉ネットワーク会議
	11	乳幼児期の食育の推進
	12	個別相談事業・健康診査事後支援教室の実施
	13	母子家庭等自立支援給付金の支給
	14	母子家庭等就業支援事業の実施
	15	ひとり親家庭等日常生活支援事業
	16	ひとり親相談（母子・父子自立支援事業）の推進
	17	子育て短期支援事業
	18	子育てに関する情報提供
	19	医療費支給関係事業に関する相談の実施
	20	家庭児童相談室事業の推進
	21	おめでとう訪問（乳児家庭全戸訪問事業）の実施
	22	不妊・不育症に関する相談体制の整備
	23	ふれあい子育て教室の開催
	24	24時間体制の「育児相談コールセンター」の設置
	25	不妊治療費の助成
	26	児童手当の支給
	27	市遺児手当及び児童扶養手当の支給
	28	自立支援（育成）医療費の助成
	29	小児慢性特定疾病医療費助成
	30	母子父子寡婦福祉資金の貸付
	31	事故予防教育の実施
	32	乳幼児突然死症候群（SIDS）、揺さぶられっ子症候群等の予防対策の推進
	33	児童虐待防止の広報・啓発

所管課	番号	対象とした事業等一覧
子ども部 子ども家庭課	34	児童虐待防止教育
	35	要保護児童・DV対策協議会の運営
	36	「ママの子育てを支援する会」の開催
	37	居住実態が把握できない児童の所在把握のための体制強化
	38	思春期教室1「中学生と赤ちゃんのふれあい体験」の推進
	39	思春期教室2「自分の心と体を知る」の推進
	40	ノーバディーズパーフェクト講座
	41	「ティーンズママの会」の実施
	42	乳児期の教室の開催
	43	母子保健推進員・おめでとう訪問員の養成
	44	双子の集いの開催
	45	主任児童委員の活動支援
子ども部 保育課	1	語学指導員派遣事業の実施
	2	障がい児（こども園児・幼稚園児）研修の充実
	3	障がい児保育の推進
	4	幼稚園就園奨励費補助事業の実施
	5	保育料の軽減
	6	多子世帯の保育料の軽減
	7	こども園の給食費の軽減
	8	こども園での定員拡大
	9	幼保連携型認定こども園の設置の推進
	10	豊田市認証保育所制度
	11	保育ママ事業
	12	潜在保育士の再就労支援
	13	地域型保育事業
	14	一時保育（一時預かり事業）の実施
	15	延長保育（時間外保育事業）の充実
	16	休日保育の実施
	17	病児・病後児保育事業
	18	利用者支援事業
	19	3歳児の幼児教育の受け皿の拡大
	20	こども園の入園要件の緩和
	21	公立こども園の園舎の整備
	22	公立こども園の駐車場整備

所管課	番号	対象とした事業等一覧
子ども部 保育課	23	私立園に対する施設整備費補助
	24	「豊田市保育課程・指導計画」の改定
	25	こども園における園評価の推進
	26	こども園・私立幼稚園と小学校、中学校の連携教育の推進
	27	設備・運営基準の向上
	28	小学校との合築施設における連携教育の推進
	29	保育士の就労環境の向上
	30	家庭教育講座の開催
	31	こども園での親の保育参加事業の推進
	32	子育てサロンの推進
	33	とよた子どもフェスティバルの開催
	34	地域子育て支援拠点事業の推進
	35	ファミリー・サポート・センター事業の推進
	36	こども園における地域活動事業の実施
福祉部 地域包括ケア 企画課	1	かかりつけ医・歯科医・薬局の役割の周知と医療提供体制の情報提供
	2	小児救急医療支援事業の実施
福祉部 生活福祉課	1	就学支援事業
福祉部 障がい福祉課	1	外来療育グループ（あおぞら、あおぞらおひさま）の実施
	2	在宅重度心身障がい児（者）一時保護事業
	3	放課後等デイサービス事業
	4	障がい児等療育支援事業
	5	児童発達支援センター（ひまわり、たんぼぼ、なのはな）運営事業の実施
保健部 地域保健課	1	養育支援訪問事業
	2	乳幼児期の食育の推進
	3	親子体力づくり事業の実施
	4	育児健康相談の実施
都市整備部 公園緑地整備 課及び公園緑 地管理課	1	ちびっこ広場・ふれあい広場の整備
	2	街区・近隣公園等の整備

所管課	番号	対象とした事業等一覧
都市整備部 公園緑地管理 課	1	プレーパークの開催
教育委員会 学校教育部 学校教育課及 び青少年相談 センター	1	障がい児（小・中学生）研修の充実
	2	特別支援教育連携協議会の開催
	3	特別支援教育の充実（市独自の学級運営補助指導員の配置）
	4	市立豊田特別支援学校における教育の実施
	5	特別支援学級の学校間交流の推進
	6	親と子の電話相談「はあとラインとよた」
	7	青少年相談センターの相談・支援機能の充実
	8	いじめ防止体制の整備
	9	人員配置によるいじめ・不登校等対応の充実
	10	登校できない小中学生のための適応指導
	11	問題行動実態調査（スクールヒアリング）
	12	青少年補導体制の充実
	13	青少年相談センターにおける青少年の自立支援
	14	通学路整備事業

4 対象とした情報システム

本報告書で対象とした情報システムは、図表 2-4-1 のとおりである。

対象とした事業等で用いる情報システムで、事業の所管課が管理・運用しているシステムを対象とした。

図表 2-4-1 対象とした情報システム

情報システム名称	情報システムの所管課	情報システムを利用する業務
児童家庭相談システム	子ども部子ども家庭課	児童家庭相談業務
		婦人相談業務
		ひとり親相談業務
母子父子寡婦貸付金システム	子ども部子ども家庭課	母子父子寡婦福祉資金貸付業務

第3 監査の結果要約

1 要約

主な指摘又は意見は、（１）事務の効率化、（２）書類作成の不備及び内容のチェック体制の強化、（３）子どもの安全、（４）対応方針の策定、（５）子ども総合計画の推進体制、（６）システム管理及び（７）その他に分類される。

（１）事務の効率化

- ア 放課後児童クラブ「参加児童数等記録票」の様式の見直し【意見】（37 ページ）
- イ 「給食予定人員報告書」集計方法の効率化【意見】（107 ページ）

（２）書類作成の不備及び内容のチェック体制の強化

- ア 高等職業訓練促進給付金申請書類の適切な作成の指導【指摘】（75 ページ）
- イ 自立支援（育成）医療費支給認定の際の所得区分の確認方法【指摘】（89 ページ）
- ウ 母子福祉貸付申請書類の適切な作成の指導【指摘】（91 ページ）
- エ 公立こども園の園指導訪問記録に係る内容の詳細化【意見】（135 ページ）
- オ 保育料の算定誤りの防止【指摘】（135 ページ）
- カ 査察指導員による査察指導及び査察指導記録の作成【意見】（140 ページ）
- キ 委託事業者による作業責任者及び作業従事者の書面報告の未入手【指摘】（145 ページ）
- ク 総合判定結果がDとなった公園施設のうち緊急対応を不要とした公園施設に関する判断の記載の明確化【意見】（159 ページ）
- ケ 学校間交流タクシーに係る請求内容に関する証憑の確認不足【指摘】（171 ページ）

（３）子どもの安全

- ア 放課後児童クラブにおけるけが・事故等発生時の速やかな報告【指摘】（42 ページ）
- イ 非常災害時対応マニュアルの園児避難先の調整【意見】（134 ページ）

（４）対応方針の策定

- ア 学校間交流タクシーの利用希望校からの申請金額合計が事業予算を超過した場合の対応方針の未策定【指摘】（170 ページ）
- イ 学校間交流タクシーの利用校からの報告金額が事前の交付決定金額を上回る場合の対応方針の未策定【指摘】（170 ページ）

（５）子ども総合計画の推進体制

- ア 実施事業の事後検証【意見】（46 ページ）
- イ 子ども総合計画掲載事業の進捗状況に係る判断根拠の横断的確認の必要性【指

- 【指摘】(186 ページ)
- ウ 計画数値の中間見直しの必要性【指摘】(186 ページ)

(6) システム管理

- ア 児童家庭相談システムのアクセス記録の適切な保管と定期的な確認の実施【指摘】(192 ページ)
- イ 母子父子寡婦貸付金システムのアクセス記録の取得や保管と定期的な確認の実施【指摘】(192 ページ)
- ウ 「個別実施手順」の策定【指摘】(193 ページ)

(7) その他

- ア 放課後児童クラブへの加配要否の決定方法の把握【意見】(33 ページ)
- イ 就業支援講習会の近隣地開催に向けた働きかけの継続【意見】(76 ページ)
- ウ 在宅重度心身障がい児(者)一時保護事業の委託事業者に対して支払う委託料(契約単価)の妥当性【意見】(147 ページ)
- エ 在宅重度心身障がい児(者)一時保護事業の委託事業者に対して支払う委託料(勤務時間数)の妥当性【意見】(147 ページ)

2 指摘又は意見一覧

所管課等	事業	部署ごとの指摘又は意見	頁
子ども部 次世代育成課	放課後児童クラブにおける障がい児支援の充実	放課後児童クラブへの加配要否の決定方法の把握【意見】	P. 33
	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)の実施	放課後児童クラブ「参加児童数等記録票」の様式の見直し【意見】	P. 37
		放課後児童クラブ「事故報告書」の指定様式による提出の徹底【指摘】	P. 40
		放課後児童クラブにおけるけが・事故等発生時の速やかな報告【指摘】	P. 42
	子どもシンポジウムの開催	実施事業の事後検証【意見】	P. 46
	「子ども会議」の開催と「子ども委員活動」による子ども施策実施		
	中学生の主張発表大会		

所管課等	事業	部署ごとの指摘又は意見	頁
子ども部 子ども家庭課	母子家庭等自立支援給付金の支給	高等職業訓練促進給付金申請書類の適切な作成の指導【指摘】	P. 75
		支出決定決議書の決裁方法の方針の決定【意見】	P. 75
	母子家庭等就業支援事業の実施	就業支援講習会の近隣地開催に向けた働きかけの継続【意見】	P. 76
	おめでとう訪問（乳児家庭全戸訪問事業）の実施	母子保健推進員への若手及び外国語が堪能な方の取り込み【意見】	P. 83
	自立支援（育成）医療費の助成	自立支援（育成）医療費支給認定の際の所得区分の確認方法【指摘】	P. 89
	母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子福祉貸付申請書類の適切な作成の指導【指摘】	P. 91
子ども部 保育課	こども園の給食費の軽減	「給食予定人員報告書」集計方法の効率化【意見】	P. 107
		「給食階層別対象者リスト」の作成方法及び元資料の確認【意見】	P. 108
	保育ママ事業	「保育ママ 申込受付記録②」の活用方法【意見】	P. 112
	病児・病後児保育事業	病児保育利用時の予約方法の見直し【意見】	P. 119
	私立園に対する施設整備費補助	「補助事業検査調書」検査の内容記載の充実【意見】	P. 124
	こども園視察	非常災害時対応マニュアルの園児避難先の調整【意見】	P. 134
		避難訓練時の避難所への経路の確認【指摘】	P. 135
	その他の施策に関する監査の結果	公立こども園の園指導訪問記録に係る内容の詳細化【意見】	P. 135
		保育料の算定誤りの防止【指摘】	P. 135
福祉部 地域包括ケア 企画課	かかりつけ医・歯科医・薬局の役割の周知と医療提供体制の情報提供	効果測定のための指標に係る目標設定【意見】	P. 137
	小児救急医療支援事業の実施	小児救急医療支援病院運営費実績額明細書の実績の詳細な確認【意見】	P. 138

所管課等	事業	部署ごとの指摘又は意見	頁
福祉部 生活福祉課	就学支援事業	査察指導員による査察指導及び査察指導記録の作成【意見】	P. 140
		高校中退防止施策に対する評価指標の設定【意見】	P. 142
福祉部 障がい福祉課	在宅重度心身障がい児（者）一時保護事業	委託事業者による作業責任者及び作業従事者の書面報告の未入手【指摘】	P. 145
		業者選定理由の根拠となる情報の入手【意見】	P. 146
		委託事業者に対して支払う委託料（契約単価）の妥当性【意見】	P. 147
		委託事業者に対して支払う委託料（勤務時間数）の妥当性【意見】	P. 147
都市整備部 公園緑地整備課及び公園緑地管理課	ちびっこ広場・ふれあい広場の整備	公園施設設備点検における取りまとめ資料の見直し【意見】	P. 158
		総合判定結果がDとなった公園施設のうち緊急対応を不要とした公園施設に関する判断の記載の明確化【意見】	P. 159
		総合判定結果がCとなった公園施設のうち補修等を不要とした公園施設に関する判断の記載の明確化【意見】	P. 160
教育委員会 学校教育部 学校教育課及び青少年相談センター	特別支援教育連携協議会の開催	効果測定のための指標に係る目標設定【意見】	P. 164
	特別支援教育の充実（市独自の学級運営補助指導員の配置）	「子ども総合計画掲載事項実施状況」における進捗状況記載【意見】	P. 166
	特別支援学級の学校間交流の推進	学校間交流タクシーの利用希望校に対する交付金額決定方法に係る要綱の未作成【指摘】	P. 169
		学校間交流タクシーの利用希望校からの申請金額合計が事業予算を超過した場合の対応方針の未策定【指摘】	P. 170
		学校間交流タクシーの利用校からの報告金額が事前の交付決定金額を上回る場合の対応方針の未策定【指摘】	P. 170
		学校間交流タクシーに係る請求内容に	P. 171

所管課等	事業	部署ごとの指摘又は意見	頁
		関する証憑の確認不足【指摘】	
		「子ども総合計画掲載事業実施状況」の翌年度予定欄の不適切な記載【指摘】	P. 171
	親と子の電話相談 「はあとラインとよた」	利用されていない実施要領の廃止【意見】	P. 172
		利用状況の広報【意見】	P. 172
子ども 総合計画	計画の推進体制	子ども総合計画掲載事業の進捗状況に係る判断根拠の横断的な確認の必要性【指摘】	P. 186
		計画数値の中間見直しの必要性【指摘】	P. 186
		事業の実施状況に記載する指標【指摘】	P. 187
システム 管理	パスワードの管理	パスワードの定期的な変更の実施【指摘】	P. 191
	アクセス記録の取得や 保管と定期的な確認	児童家庭相談システムのアクセス記録の適切な保管と定期的な確認の実施【指摘】	P. 192
		母子父子寡婦貸付金システムのアクセス記録の取得や保管と定期的な確認の実施【指摘】	P. 192
	「個別実施手順」の策定	「個別実施手順」の策定【指摘】	P. 193

第4 監査の結果

1 子ども部 次世代育成課

(1) 放課後児童クラブにおける障がい児支援の充実

ア 事業内容

放課後児童クラブにおいて、専門家に巡回指導を委託し、対応の方法を学ぶとともに、支援員の研修を行うなど、障がいのある児童への理解を深める。さらに、関係機関との連携を強化し、他の福祉サービスの紹介、児童に関する情報交換、ケース会議の開催など、支援の充実を図る。

放課後児童クラブは、就労などにより保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終了した放課後等に適切な「遊び」や「生活」の場を提供し、児童の健全育成を行う事業である。参加できる児童は、小学校1から4年生まで及び、支援を要する5、6年生（注）で、その家庭が次のいずれかに該当する場合となる。

1. 保護者が仕事をしている場合
2. 保護者に病気や心身の障がいがある場合
3. 家庭内に病人、入院患者又は障がい者がおり、介護が必要な場合
4. そのほか、家庭での保育ができない場合

（注）支援を要する5、6年生が参加する場合は、療育手帳（A、B判定）の写し又は医師の意見書等が必要となる。

イ 事業費の推移

放課後児童クラブにおける障がい児支援の充実に関する事業費は、「（4）放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の実施」に関する事業費に含まれている。

ウ 指標の推移

子ども総合計画における放課後児童クラブにおける障がい児支援の充実に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-1-1のとおりである。

図表4-1-1 実績の推移及び目標値

（単位：人）

指標名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度 目標値
障がい児の 放課後児童 クラブ参加者	104	115	167	設定なし

（出所：次世代育成課作成資料）

エ 監査の結果

(ア) 放課後児童クラブへの加配要否の決定方法の把握【意見】

市は、放課後児童クラブへ参加する児童のうち、療育手帳又は医師の診断書等により明らかに職員の増員（以下「加配」という。）が必要と判断できる児童だけでなく、障がいと判断されていないが支援を必要とする児童に対しても、加配を行っている。

支援を必要とする児童に対しては、専門家に巡回指導の委託を行っており、巡回指導の対象とする児童の抽出方法や、障がい児支援のための加配要否の決定方法については委託先である専門家の判断に任せている。次世代育成課は、結果の報告は受けているものの、巡回指導の対象とする児童の抽出方法や加配要否の決定基準については、把握していなかった。

巡回指導の対象とする児童の抽出基準や、加配要否の決定基準は、放課後児童クラブの事業に関する重要な事項であるため、所管する次世代育成課は、委託先と情報共有し、内容を把握することが望ましい。

なお、平成30年度からは、放課後児童クラブへの加配要否の決定について、次世代育成課が直接関与し、放課後児童クラブの委託先に対する評価方法についても、整備していく予定と聞いている。

放課後児童クラブ運営指針（厚生労働省）

２．障がいのある子どもへの対応

（１）障がいのある子どもの受入れの考え方

- 障がいのある子どもについては、地域社会で生活する平等の権利の享受と、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、子ども同士が生活を通して共に成長できるよう、障がいのある子どもも放課後児童クラブを利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努める。
- 放課後児童クラブによっては、新たな環境整備が必要となる場合なども考えられるため、受入れの判断については、子ども本人及び保護者の立場に立ち、公平性を保って行われるように判断の基準や手続等を定めることが求められる。
- 障がいのある子どもの受入れに当たっては、子どもや保護者と面談の機会を持つなどして、子どもの健康状態、発達の状況、家庭の状況、保護者の意向等を個別に把握する。
- 地域社会における障がいのある子どもの放課後の生活が保障されるように、放課後等デイサービス等と連携及び協力を図る。その際、放課後等デイサービスと併行利用している場合には、放課後等デイサービス事業所と十分な連携を図り、協力できるような体制づくりを進めていくことが求められる。

（２）障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点

- 障がいのある子どもが、放課後児童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う。
- 継続的な育成支援を行うために、障がいのある子ども一人ひとりについて放課後児童クラブでの状況や育成支援の内容を記録する。
- 障がいのある子どもの育成支援についての事例検討を行い、研修等を通じて、障がいについて理解する。
- 障がいのある子どもの特性を踏まえた育成支援の向上のために、地域の障がい児関係の専門機関等と連携して、相談できる体制をつくる。その際、保育所等訪問支援、障がい児等療育支援事業や巡回支援専門員整備事業の活用等も考慮する。
- 障がいのある子どもの育成支援が適切に図られるように、個々の子どもの状況に応じて環境に配慮するとともに、職員配置、施設や設備の改善等についても工夫する。
- 障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律（平成２３年法律第７９号）の理念に基づいて、障がいのある子どもへの虐待の防止に努めるとともに、防止に向けての措置を講ずる。

(2) 放課後児童クラブ利用者負担金の軽減

ア 事業内容

放課後児童クラブでは、就学援助世帯には利用者負担金を免除し、負担の軽減を図っている。金額の設定については、保護者負担の適正化を図るため、定期的な見直しを実施している。

イ 事業費の推移

放課後児童クラブ利用者負担金の軽減に関する事業費は、「(4) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)の実施」に関する事業費に含まれている。

ウ 指標の推移

子ども総合計画における放課後児童クラブ利用者負担金の軽減に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-1-2のとおりである。

図表4-1-2 実績の推移及び目標値

(単位：件)

指標名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度 目標値
就学援助による 免除件数	5,178	7,819	5,966	設定なし

(出所：次世代育成課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(3) 子どもの権利学習プログラムの実施

ア 事業内容

市が独自に作成した子どもの権利学習プログラムを実施する。幼児には園と家庭で連携しながら、児童生徒には道徳の授業などで、保護者には学校のPTA活動や交流館の講座などで実施することで、子どもの自己肯定意識の向上、自他の権利の正しい理解を促進する。

イ 事業費の推移

子どもの権利学習プログラムの実施に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4-1-3のとおりである。

図表 4－1－3 過去 3 年間の事業費の推移

(単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	1,128	480	378

(出所：次世代育成課作成資料)

ウ 指標の推移

子どもの権利学習プログラムの実施に関する平成 29 年度までの実績の推移及び目標値は、図表 4－1－4 のとおりである。

図表 4－1－4 実績の推移及び目標値

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
幼児版実施率	100%	100%	100%	100%
小中学生版実施率	99.8%	98.4%	94.5%	100%
保護者版実施回数／年	1 回	0 回	0 回	10 回

(出所：次世代育成課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(4) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の実施

ア 事業内容

放課後児童クラブ指導員を国の基準に基づく資格要件等を満たす支援員へ移行し、運営体制を整えながら児童クラブの質の向上を図り、原則小学校 4 年生までの就労家庭の児童の生活の場を、学校施設を有効に活用し、確保する。

イ 事業費の推移

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の実施に関する過去 3 年間の事業費の推移は、図表 4－1－5 のとおりである。

図表 4－1－5 過去 3 年間の事業費の推移

(単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	582,035	708,569	907,244

(出所：次世代育成課作成資料)

ウ 指標の推移

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の実施に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-1-6のとおりである。

図表4-1-6 実績の推移及び目標値 (単位：人)

指標名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度 目標値
参加児童数 (5月)	2,852	3,204	3,460	3,168

(出所：次世代育成課作成資料)

エ 監査の結果

(ア) 放課後児童クラブ「参加児童数等記録票」の様式の見直し【意見】

放課後児童クラブは、「運營業務委託仕様書」に基づき、翌月1週間以内に「参加児童数等記録票」を次世代育成課に提出することとなっている。次世代育成課では、手書きで提出された「参加児童数等記録票」に基づき、参加児童数に対し、支援員等が支援員等配置基準（図表4-1-7）のとおりに配置されていることを確認している。

このため、次世代育成課では、毎月、市内66の放課後児童クラブから紙で提出された「参加児童数等記録票（図表4-1-8）」について、日ごとの参加児童数に対する支援員等の配置状況を確認していることになる。確認作業の効率性の観点から、例えば支援員等配置基準を盛り込んだ様式とする等、「参加児童数等記録票」の様式の見直しが望まれる。

また、将来的には、費用対効果を勘案し、手書様式での報告ではなく、ICT等を利用した参加児童数の報告方法の検討が望まれる。

豊田市放課後児童健全育成事業 地域クラブ 運営業務委託仕様書（抜粋）

1.2 提出書類

受託者は市に以下のものについて提出すること。市との文書のやり取りは、参加申込書、変更申出書、辞退申出書については、学校と市役所間を行き来している公達便（文書集配）を利用すること。また、それ以外の書類については、原則、受託者が直接市役所へ持参することとする。

（1）受託者が作成・記入し、市へ提出する書類

番号	提出物	様式	提出期限
3	参加児童数等記録票	指定様式	翌月 1 週間以内
4	事故報告書	指定様式	大きな事故が発生した場合

図表 4-1-7 支援員等配置基準

（単位：人）

児童数	配置支援員等 人数	児童数	配置支援員等 人数
5～30	2	76～90	6
31～40	3	91～105	7
41～60	4	106～120	8
61～75	5		

（出所：放課後児童クラブ運営規程）

図表 4－1－8 参加児童数等記録票（様式）

参加児童数等記録票				学校コード：AK01－	
学 校 名：小学校				30年 4月	
ク ラ ブ 名：					
1 開設時刻はその日の最初の下校時刻を記入してください。 2 就業記録票と合わせて提出してください。 3 支援員数・補助員数は、常時何人体制であったかを記入してください。 当日に勤務した述べ人数ではありません。				特記事項 ※何かあれば記入	
月	火	水	木	金	
2 春休み 開設時刻： 最終お迎え時刻： 参加児童数 人 支援員数 AM 人、PM 人 補助員数 AM 人、PM 人	3 春休み 開設時刻： 最終お迎え時刻： 参加児童数 人 支援員数 AM 人、PM 人 補助員数 AM 人、PM 人	4 春休み 開設時刻： 最終お迎え時刻： 参加児童数 人 支援員数 AM 人、PM 人 補助員数 AM 人、PM 人	5 春休み 開設時刻： 最終お迎え時刻： 参加児童数 人 支援員数 AM 人、PM 人 補助員数 AM 人、PM 人	6 入学式・始業式 開設時刻： 最終お迎え時刻： 参加児童数 人 支援員数 AM 人、PM 人 補助員数 AM 人、PM 人	
9 開設時刻： 最終お迎え時刻： 参加児童数 人 支援員数 AM 人、PM 人 補助員数 AM 人、PM 人	10 開設時刻： 最終お迎え時刻： 参加児童数 人 支援員数 AM 人、PM 人 補助員数 AM 人、PM 人	11 開設時刻： 最終お迎え時刻： 参加児童数 人 支援員数 AM 人、PM 人 補助員数 AM 人、PM 人	12 開設時刻： 最終お迎え時刻： 参加児童数 人 支援員数 AM 人、PM 人 補助員数 AM 人、PM 人	13 開設時刻： 最終お迎え時刻： 参加児童数 人 支援員数 AM 人、PM 人 補助員数 AM 人、PM 人	
16 開設時刻： 最終お迎え時刻： 参加児童数 人 支援員数 AM 人、PM 人 補助員数 AM 人、PM 人	17 開設時刻： 最終お迎え時刻： 参加児童数 人 支援員数 AM 人、PM 人 補助員数 AM 人、PM 人	18 開設時刻： 最終お迎え時刻： 参加児童数 人 支援員数 AM 人、PM 人 補助員数 AM 人、PM 人	19 開設時刻： 最終お迎え時刻： 参加児童数 人 支援員数 AM 人、PM 人 補助員数 AM 人、PM 人	20 開設時刻： 最終お迎え時刻： 参加児童数 人 支援員数 AM 人、PM 人 補助員数 AM 人、PM 人	
23 開設時刻： 最終お迎え時刻： 参加児童数 人 支援員数 AM 人、PM 人 補助員数 AM 人、PM 人	24 開設時刻： 最終お迎え時刻： 参加児童数 人 支援員数 AM 人、PM 人 補助員数 AM 人、PM 人	25 開設時刻： 最終お迎え時刻： 参加児童数 人 支援員数 AM 人、PM 人 補助員数 AM 人、PM 人	26 開設時刻： 最終お迎え時刻： 参加児童数 人 支援員数 AM 人、PM 人 補助員数 AM 人、PM 人	27 開設時刻： 最終お迎え時刻： 参加児童数 人 支援員数 AM 人、PM 人 補助員数 AM 人、PM 人	
30 昭和の日の振替休日 開設時刻： 最終お迎え時刻： 参加児童数 人 支援員数 AM 人、PM 人 補助員数 AM 人、PM 人					

（出所：次世代育成課資料）

(イ) 放課後児童クラブ「事故報告書」の指定様式による提出の徹底【指摘】

放課後児童クラブは、「運營業務委託仕様書」に基づき、大きな事故が発生した場合、速やかに「事故報告書（指定様式）」を次世代育成課に提出することになっている。平成29年度に提出された「事故報告書」を閲覧したところ、図表4-1-9の指定様式ではない任意様式のものや、代表支援員の押印欄に押印のないものが散見された。

「事故報告書」について、「運營業務委託仕様書」に基づき、指定様式での提出及び代表支援員の押印を徹底すべきである。

なお、提出された「事故報告書」について、欄外に学校への報告の有無等、様々なコメントが記載されていた。「事故報告書」で報告が必要な項目を整理し、様式を見直すことが望まれる。

図表 4－1－9 事故報告書（様式）

クラブ児童の事故報告書

学 校 名	豊田市立 小学校		ク ラ ブ 名		
報 告 者		第1 報 告 日 時	月 日 () *次世代への連絡日時 午前 午後 時 分		
児 童 名		性別	男 ・ 女	学 年	年
事 故 の 発 生 日 時	平成 年 月 日 ()		午前 午後 時 分		
発 生 場 所					
発生の場合 (何の時間か)	例) 遊んでいるとき、おやつするとき、宿題の時間 など				
事故の程度					
事故発生の 状 況					
事故発生に対 し、クラブのと った措置状況	当 事 者 に 対 し て	(事故の原因に他の子どもが関係している場合は、両方)			
	保 護 者 へ				
事 後 指 導					
			次世代育成課 印	代表支援員 印	

※一週間以内に公達で送ってください

(出所：次世代育成課資料)

(ウ) 放課後児童クラブにおけるけが・事故等発生時の速やかな報告【指摘】

危機管理マニュアルによると、けが・事故等の発生時には、保護者への連絡・対応とともに発生後直ちに電話で小学校教頭及び次世代育成課に速報（第一報）を入れることとなっている。

平成29年度に提出された「事故報告書」を閲覧したところ、第一報が最大1週間程度遅れた旨の記載があるものが数件見受けられた。次世代育成課担当者に確認したところ、けが・事故等の発生時の対応については、支援員の研修にて周知し、放課後児童クラブには、「けが・事故等発生時の連絡マニュアル（掲示用）（図表4－1－10）」を掲示しているものの、研修に出席していない支援員及び補助員がけが・事故等への対応を行う場合に、小学校教頭及び次世代育成課への第一報が遅れる場合があるとのことであった。

研修に出席していない支援員及び補助員への危機管理マニュアル等、業務に必要な情報の周知方法について、各放課後児童クラブに確認し、支援員及び補助員全員に対し、必要情報の周知徹底を図るべきである。

図表 4-1-10 けが・事故等発生時の連絡マニュアル（掲示用）

けが・事故等発生時の連絡マニュアル（掲示用）

遅くとも翌日午前9時までに次世代育成課から
小学校教頭に連絡するべき事案についての対応

（朝の会での健康観察の結果が役職者に報告される前に連絡をします）

◎ 次のけが・事故については保護者連絡・対応とともに**発生後ただちに**
電話で小学校教頭、委託事業者（次世代育成課）に
速報（第一報）を入れてください。

通院を勧めたけが 加害者がいる事故・けが 交通事故
頭部より上の打撲・外傷 骨折またはその疑いがある損傷
ギブス・松葉づえ等を使用するけが 縫合が必要なけが
目立つ処置（大きな湿布や絆創膏、包帯等による処置など）
クラブ側に責任があると思われる事故・けが 誤帰宅等トラブル
体育を見学すると思われるけが いじめ・虐待と思われる案件
救急車出勤案件 強いクレーム アレルギー事故

「こんな小さなことでも報告してくるの？」の大きな効果

- 1 小さな情報も見逃さず見ているという信頼
- 2 どんなことにも真摯に向き合っているという信用
- 3 担当者間のネットワーク・人間関係づくりとトラブル解決の共有化・共通化
- 4 報告の速やかな人細やかな人はミスが少ない

- ◎ 早期に手を打てばスムーズに解決を図ることができます。
- ◎ 大勢の人、部署で情報を共有し、チームで協力して解決していきます。
- ◎ 次世代育成課は放課後児童クラブ開設時間中、必ず連絡を受ける体制を整えています。



_____ 小学校 0565 (____) _____

委託事業者 (_____) 0565 (____) _____

次世代育成課 0565 (34) 6630 FAX 0565 (34) 6938

祝日 祝日担当者受信用携帯電話 080 (6983) 7035

夜間 市役所代表 (31-1212) 守衛室 → 次世代育成課職員

（出所：平成29年度放課後児童クラブ危機管理マニュアル）

(5) 放課後児童クラブの委託化の推進

ア 事業内容

放課後児童クラブを委託化し、民間のノウハウを生かした魅力のある運営と、安定した支援員の雇用を図る。

イ 事業費の推移

放課後児童クラブの委託化の推進に関する事業費は、「(4) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)の実施」に関する事業費に含まれている。

ウ 指標の推移

放課後児童クラブの委託化の推進に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-1-1-1のとおりである。

図表4-1-1-1 実績の推移及び目標値 (単位：クラブ数)

指標名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度 目標値
民間委託した 放課後児童 クラブ数	21	40	51	60

(出所：次世代育成課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(6) 放課後児童クラブと居場所づくり事業の一体的運用

ア 事業内容

全ての就学児童が放課後を安全・安心に過ごせるよう、地域における放課後の子どもの居場所づくり事業との一体的な運用を目指す。

イ 事業費の推移

放課後児童クラブと居場所づくり事業の一体的運用に関する事業費は、「(28) 地域における放課後の子どもの居場所づくり」に関する事業費に含まれている。

ウ 指標の推移

放課後児童クラブの委託化の推進に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-1-1-2のとおりである。

図表 4－1－1 2 実績の推移及び目標値 (単位：クラブ数)

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
一体的に運用を 実施したクラブ数	2	2	2	3

(出所：次世代育成課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(7) 子どもシンポジウムの開催

ア 事業内容

子ども会議の活動を広く周知し、子どもが自分の意見を表明する機会として、年 1 回子どもシンポジウムを開催し、専門家による講演や子ども会議における研究の発表、来場者との意見交換を行う。

イ 事業費の推移

子どもシンポジウムの開催に関する事業費は、「(1 3)「子ども会議」の開催と「子ども委員活動」による子ども施策実施」に関する事業費に含まれている。

ウ 指標の推移

子どもシンポジウムの開催に関する平成 2 9 年度までの実績の推移及び目標値は、図表 4－1－1 3 のとおりである。

図表 4－1－1 3 実績の推移及び目標値 (単位：人)

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
子どもシンポジウム 参加者数	217	250	200	200

(出所：次世代育成課作成資料)

エ 監査の結果

(ア) 実施事業の事後検証【意見】

平成29年度の活動実績の確認のため、実績報告を閲覧し、事業目的に沿った活動を実施していることは確認できた。しかし、この実績報告は、参加者が作成した成果品であり、PDCAサイクルでいうと、PLANに対して、DOを行った結果を記載したものである。費用をかけて実施している事業であるため、実績報告に留まらず、企画・運営に関与した職員により、当該事業の成果や改善点がまとめられた庁内の報告書を作成することが望まれる。加えて、その結果を受け、翌期の事業企画・運営に向け、当該事業の在り方・継続要否の検証を行うことが望まれる。これにより、DOに対してのCHECKとACTIONを行い、PDCAサイクルを回すことで、より良い事業へとつながると考えられる。

(8) 青少年健全育成推進協議会活動への支援

ア 事業内容

地域における青少年の健全育成の活発化を目指し、青少年健全育成推進協議会の活動を支援する。

イ 事業費の推移

青少年健全育成推進協議会活動への支援に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4-1-14のとおりである。

図表4-1-14 過去3年間の事業費の推移 (単位:千円)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業費	6,650	6,701	6,646

(出所:次世代育成課作成資料)

ウ 指標の推移

青少年健全育成推進協議会の事業に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-1-15のとおりである。

図表 4-1-15 実績の推移及び目標値

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
地区活動費 助成	27 地区 44 事業 1,400 千円	28 地区 44 事業 1,435 千円	28 地区 44 事業 1,257 千円	設定なし

(出所：次世代育成課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(9) 子ども会活動への支援

ア 事業内容

子どもたちが、子ども会活動を通じて、自主性と主体性を育みながら地域で活動できるよう、子ども会活動に係る費用の一部を助成するとともに、行事などにレクリエーション指導者を派遣し、運営を支援する。また、さらに活発な活動を促すため、その方策を検討する。

イ 事業費の推移

子ども会活動への支援に関する過去 3 年間の事業費の推移は、図表 4-1-16 のとおりである。

図表 4-1-16 過去 3 年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	12,100	11,673	11,707

(出所：次世代育成課作成資料)

ウ 指標の推移

子ども会活動への支援に関する平成 29 年度までの実績の推移及び目標値は、図表 4-1-17 のとおりである。

図表 4-1-17 実績の推移及び目標値 (単位：団体数)

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
補助金交付	419	407	399	設定なし

(出所：次世代育成課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(10) ジュニアクラブ活動への支援

ア 事業内容

中学生が地域で大人たちと交流しながら、ボランティアなど、地域で活発に活動できるよう、その費用の一部を助成するとともに、ジュニアクラブの指導者を対象に研修会を開催する。また、さらに活発な活動を促すため、青少年健全育成推進協議会とともに、その方策を検討する。

イ 事業費の推移

ジュニアクラブ活動への支援に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4-1-18のとおりである。

図表4-1-18 過去3年間の事業費の推移 (単位:千円)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業費	2,508	2,474	2,516

(出所:次世代育成課作成資料)

ウ 指標の推移

ジュニアクラブ活動への支援に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-1-19のとおりである。

図表4-1-19 実績の推移及び目標値 (単位:団体数)

指標名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度 目標値
補助金交付	128	123	123	設定なし

(出所:次世代育成課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(11) 青少年育成団体の活動支援

ア 事業内容

市子ども会育成連絡協議会やボーイスカウト、ガールスカウト、豊田てらこやなど、青少年育成を目的とした団体に対し、運営補助金の交付、青少年育成団体の活動拠点となるための環境整備、団体間の情報共有（連絡会の開催）などの支援を行う。

イ 事業費の推移

青少年育成団体の活動支援に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4-1-20のとおりである。

図表4-1-20 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業費	3,565	2,150	3,958

(出所：次世代育成課作成資料)

ウ 指標の推移

青少年育成団体の活動支援に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-1-21のとおりである。

図表4-1-21 実績の推移及び目標値

指標名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度 目標値
青少年健全育成 団体補助	3団体 2,880千円	3団体 3,448千円	3団体 3,113千円	設定なし
青少年健全育成 振興補助	5団体 825千円	7団体 1,084千円	7団体 1,005千円	

(出所：次世代育成課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(12) 青少年ボランティア事業の実施

ア 事業内容

様々なボランティア活動の体験を通して、自立心と思いやりの心を育むとともに、地域社会への参画を考える機会を提供する。青少年のボランティア意識の高ま

りに対応した事業を実施する。

イ 事業費の推移

青少年ボランティア事業の実施に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4-1-22のとおりである。

図表4-1-22 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業費	0	681	666

(出所：次世代育成課作成資料)

ウ 指標の推移

青少年ボランティア事業の実施に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-1-23のとおりである。

図表4-1-23 実績の推移及び目標値 (単位：人)

指標名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度目標値
青少年ボランティア 延べ参加人数	139	156	166	200

(出所：次世代育成課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(13) 「子ども会議」の開催と「子ども委員活動」による子ども施策実施

ア 事業内容

子どもにやさしいまちづくりに関することについて、子どもの意見を聴くため、「子ども会議」を定期的を開催する。また、「子ども委員活動」の成果を基に、子ども会議から市長に施策提言をし、子どもの参画につなげる。

イ 事業費の推移

「子ども会議」の開催と「子ども委員活動」による子ども施策実施に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4-1-24のとおりである。

図表 4-1-24 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	671	442	102

(出所：次世代育成課作成資料)

ウ 指標の推移

「子ども会議」の開催と「子ども委員活動」による子ども施策実施に関する平成 29 年度までの実績の推移及び目標値は、図表 4-1-25 のとおりである。

図表 4-1-25 実績の推移及び目標値

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
子ども委員数	33 人	22 人	20 人	35 人
施策提言数	6	6	7	15
事業実現数 (注)	—	—	—	7
子ども会議開催数	10 回	10 回	8 回	設定なし

(注) 子ども会議の施策提言は、毎年度末に行っているが、その年度に提言されたものが、その年度に実現するものではなく、年度別の実現数を明らかにすることは煩雑となるため、計画最終年度に把握するものとした。

(出所：次世代育成課作成資料)

エ 監査の結果

(ア) 実施事業の事後検証【意見】

(7) 子どもシンポジウムの開催 エ監査の結果 (ア) 参照。

(14) 青少年活動表彰制度 (ひまわり褒賞)

ア 事業内容

青少年活動の中から活動内容を評価して団体への褒賞を行う。

平成 28 年度に褒賞の該当団体がなく、事業を廃止している。

イ 事業費の推移

青少年活動表彰制度 (ひまわり褒賞) に関する過去 3 年間の事業費の推移は、図表 4-1-26 のとおりである。

図表 4-1-26 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	13	0	—

(注) 平成 28 年度をもって事業を廃止している。

(出所：次世代育成課作成資料)

ウ 指標の推移

青少年活動表彰制度（ひまわり褒賞）に関する平成 29 年度までの実績の推移及び目標値は、図表 4-1-27 のとおりである。

図表 4-1-27 実績の推移及び目標値 (単位：団体)

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
顕彰団体数	1	0	—	設定なし

(注) 平成 28 年度をもって事業を廃止している。

(出所：次世代育成課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(15) 中学生の主張発表大会

ア 事業内容

中学生が、学校・家庭や社会に対して、日頃、思っていることや実践していることを発表し、社会性や自立心を養える場とする。また、中学生スタッフを募集し、高校生・大学生の有志ボランティアと共に事業の企画・運営を担えるよう支援する。

イ 事業費の推移

中学生の主張発表大会に関する事業費は、「(8) 青少年健全育成推進協議会活動への支援」に関する事業費に含まれている。

ウ 指標の推移

中学生の主張発表大会に関する平成 29 年度までの実績の推移及び目標値は、図表 4-1-28 のとおりである。

図表 4－1－28 実績の推移及び目標値

(単位：人)

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
中学生の主張発表大会 への応募数	8,979	8,791	8,498	9,000

(出所：次世代育成課作成資料)

エ 監査の結果

(ア) 実施事業の事後検証【意見】

(7) 子どもシンポジウムの開催 エ監査の結果 (ア) 参照。

(16) 青少年センター事業における青少年の育成支援者の養成

ア 事業内容

青少年の相談や活動支援に対応できる身近な大人を養成する。また、地域の大人や大学生がその役割を担えるよう養成講座を開催する。主に青少年センターでの活動を養成するユースサポーター養成講座と、主に地域派遣を目的とするレクリエーション指導者講座を行う。

イ 事業費の推移

青少年センター事業における青少年の育成支援者の養成に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4－1－29のとおりである。

図表 4－1－29 過去3年間の事業費の推移

(単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	63	667	868

(出所：次世代育成課作成資料)

ウ 指標の推移

青少年センター事業における青少年の育成支援者の養成に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4－1－30のとおりである。

図表 4－1－3 0 実績の推移及び目標値

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
ユースサポーター 養成講座	4 回	4 回	4 回	10 回
レクリエーション 指導者講座参加者数	60 人	88 人	77 人	200 人

(出所：次世代育成課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(17) 総合野外センターにおける青少年の育成支援者の養成

ア 事業内容

大学生を青少年活動の指導者として養成し、青少年活動への参加を促進する。

イ 事業費の推移

総合野外センターにおける青少年の育成支援者の養成に関する過去 3 年間の事業費の推移は、図表 4－1－3 1 のとおりである。

図表 4－1－3 1 過去 3 年間の事業費の推移

(単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	219	287	178

(出所：次世代育成課作成資料)

ウ 指標の推移

総合野外センターにおける青少年の育成支援者の養成に関する平成 29 年度までの実績の推移及び目標値は、図表 4－1－3 2 のとおりである。

図表 4－1－3 2 実績の推移及び目標値

(単位：人)

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
トレーニングキャンプ 延べ参加者数	171	159	110	120
キャンプスタッフ 登録数	5	9	9	40

(出所：次世代育成課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(18) ソーシャルメディアの適切な利用に向けた取組

ア 事業内容

ソーシャルメディアの適切な利用に向けて、青少年健全育成推進協議会やPTA連絡協議会などの市民団体と連携し、青少年向けの講演会や家庭向けの体験教室、市民運動としての啓発活動などを展開する。

イ 事業費の推移

ソーシャルメディアの適切な利用に向けた取組に関する事業費は、「(8) 青少年健全育成推進協議会活動への支援」に関する事業費に含まれている。

ウ 指標の推移

ソーシャルメディアの適切な利用に向けた取組に関する指標の設定はない。

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(19) 総合野外センターの運営

ア 事業内容

野外活動の拠点施設として、こども園や小中学校、子ども会などの青少年団体の野外体験学習の受入や活動指導を通して、子どもの主体性・積極性を高める機会と場を提供する。

イ 事業費の推移

総合野外センターの運営に関する過去３年間の事業費の推移は、図表４－１－３３のとおりである。

図表４－１－３３ 過去３年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	68,681	69,876	68,698

(出所：次世代育成課作成資料)

ウ 指標の推移

総合野外センターの運営に関する平成２９年度までの実績の推移及び目標値は、図表４－１－３４のとおりである。

図表４－１－３４ 実績の推移及び目標値 (単位：人数、団体数)

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
総合野外センター 延べ利用者数	75,091	75,091	74,816	81,000
青少年団体利用数	85	74	61	100

(出所：次世代育成課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(２０) 青少年センターの運営

ア 事業内容

青少年センター事業内容を充実し、小学生から働く若者までの受入体制を整備することにより、青少年の自主活動を支援する。

イ 事業費の推移

青少年センターの運営に関する過去３年間の事業費の推移は、図表４－１－３５のとおりである。

図表 4-1-35 過去3年間の事業費の推移 (単位:千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	8,913	8,006	9,667

(出所:次世代育成課作成資料)

ウ 指標の推移

青少年センターの運営に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-1-36のとおりである。

図表 4-1-36 実績の推移及び目標値 (単位:人)

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
青少年センター 延べ来館者数	96,584	115,738	111,085	130,000

(出所:次世代育成課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(21) とよた出会いの場プロジェクト

ア 事業内容

青少年センターにおいて、独身者を対象に、ウォークラリー、バーベキュー、交流ゲームなどのイベントや活動を通して出会い、交流できる活動を実施する。

イ 事業費の推移

とよた出会いの場プロジェクトに関する過去3年間の事業費の推移は、図表4-1-37のとおりである。

図表 4-1-37 過去3年間の事業費の推移 (単位:千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	1,787	1,695	1,102

(出所:次世代育成課作成資料)

ウ 指標の推移

とよた出会いの場プロジェクトに関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-1-38のとおりである。

図表 4－1－38 実績の推移及び目標値

(単位：人)

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
参加者数	326	219	144	設定なし

(出所：次世代育成課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(22) 高校生・大学生の社会参加活動促進事業

ア 事業内容

青少年センターを拠点とし、高校生・大学生が、地域・社会への参加を自主的に行うことができるよう活動を促進する。

イ 事業費の推移

高校生・大学生の社会参加活動促進事業に関する過去 3 年間の事業費の推移は、図表 4－1－39 のとおりである。

図表 4－1－39 過去 3 年間の事業費の推移

(単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	465	2,784	5,198

(出所：次世代育成課作成資料)

ウ 指標の推移

高校生・大学生の社会参加活動促進事業に関する平成 29 年度までの実績の推移及び目標値は、図表 4－1－40 のとおりである。

図表 4－1－40 実績の推移及び目標値

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
事業数	5 事業	5 事業	9 事業	3 事業
参加学生数	662 人	600 人	477 人	1,000 人

(出所：次世代育成課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(23) 更生保護活動の支援

ア 事業内容

犯罪や非行をした人の更生を助けるとともに、犯罪や非行を予防するため、保護司を始めとする更生保護ボランティアを支援する。

イ 事業費の推移

更生保護活動の支援に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4-1-41のとおりである。

図表4-1-41 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業費	696	902	205

(出所：次世代育成課作成資料)

ウ 指標の推移

更生保護活動の支援に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-1-42のとおりである。

図表4-1-42 実績の推移及び目標値 (単位：人)

指標名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度 目標値
保護司会	130	132	131	設定なし
更生保護女性会	81	79	77	
協力雇用主会	32	37	46	
BBS会	10	12	7	

(出所：次世代育成課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(24) 若者サポートステーション・若者支援地域協議会の設置・運営

ア 事業内容

若者サポートステーションを新・青少年センター内に開設し、主に18歳以上の

ひきこもり状態の人とその家族を対象に、自立に向けた相談、就労などに向けた学習・訓練、当事者や家族のグループ活動の支援など、社会参加や就労に向けた支援を行う。また、関連機関からなる若者支援地域協議会を設置し、それぞれの専門性を生かしながら連携し、自立に対して困難を有する青少年を支援する。

イ 事業費の推移

若者サポートステーション・若者支援地域協議会の設置・運営に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4-1-43のとおりである。

図表4-1-43 過去3年間の事業費の推移 (単位:千円)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業費	11,771	16,203	15,815

(出所:次世代育成課作成資料)

ウ 指標の推移

若者サポートステーション・若者支援地域協議会の設置・運営に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-1-44のとおりである。

図表4-1-44 実績の推移及び目標値 (単位:人)

指標名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度 目標値
登録者数	126	148	194	設定なし
居場所ジョブトレ 参加人数	1,185	1,513	1,179	

(出所:次世代育成課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(25) 家庭教育講座の開催支援

ア 事業内容

子どもの発達にふさわしい家庭環境づくりを進めるため、主に小中学生の保護者を対象に、子どもとの関わりやしつけなどについて紹介する講座の開催を支援する。

イ 事業費の推移

家庭教育講座の開催支援に関する過去３年間の事業費の推移は、図表４－１－４５のとおりである。

図表４－１－４５ 過去３年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	3,920	1,572	1,678

(出所：次世代育成課作成資料)

ウ 指標の推移

家庭教育講座の開催支援に関する平成２９年度までの実績の推移及び目標値は、図表４－１－４６のとおりである。

図表４－１－４６ 実績の推移及び目標値

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
家庭教育講座 実施校数	15 校	17 校	23 校	30 校
家庭教育講座 参加保護者数	1,754 人	3,221 人	2,799 人	5,000 人

(出所：次世代育成課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(２６) 親育ち交流カフェの開催

ア 事業内容

保護者、地域住民、学校などの協力を得ながら、保護者が集まって、仲間づくりや交流の場、子育てに関する研修や情報交換、相談する機会を提供する。

イ 事業費の推移

親育ち交流カフェの開催に関する事業費は、「(２５) 家庭教育講座の開催支援」に関する事業費に含まれている。

ウ 指標の推移

家庭教育講座の開催支援に関する平成２９年度までの実績の推移及び目標値は、

図表４－１－４７のとおりである。

図表４－１－４７ 実績の推移及び目標値

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
親育ち交流カフェ 実施地区数	11 地区	16 地区	11 地区	27 地区
親育ち交流カフェ 参加者数	806 人	1,742 人	1,441 人	540 人
実施回数	17 回	35 回	24 回	設定なし

(出所：次世代育成課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(２７) 家庭教育手帳「親ノート」の活用

ア 事業内容

小中学生の保護者に対し、子どもとの関わり方のアドバイスや市の子育て支援策の情報を掲載し、子どもの成長及び親育ちの経過を記録できる家庭教育手帳を配布し、家庭教育力の向上を図る。

イ 事業費の推移

家庭教育手帳「親ノート」の活用に関する事業費は、「(２５) 家庭教育講座の開催支援」に関する事業費に含まれている。

ウ 指標の推移

家庭教育手帳「親ノート」の活用に関する指標の設定はない。

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(２８) 地域における放課後の子どもの居場所づくり

ア 事業内容

全ての小学生を対象とした放課後の居場所づくりのため、「地域子どもの居場所づくり事業」の実施地区の拡大に加え、新たに学校支援地域本部やＮＰＯなどによる展開など、地域の実情に即した子どもの居場所づくりを進める。

イ 事業費の推移

地域における放課後の子どもの居場所づくりに関する過去３年間の事業費の推移は、図表４－１－４８のとおりである。

図表４－１－４８ 過去３年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	24,924	29,519	30,921

(出所：次世代育成課作成資料)

ウ 指標の推移

地域における放課後の子どもの居場所づくりに関する平成２９年度までの実績の推移及び目標値は、図表４－１－４９のとおりである。

図表４－１－４９ 実績の推移及び目標値

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
居場所が設置・確保 された小学校区数	42 校区	43 校区	42 校区	52 校区
居場所づくり事業を 実施している地区の数	25 地区	27 地区	29 地区	34 地区

(出所：次世代育成課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(２９) 地域団体による放課後児童クラブの運営

ア 事業内容

地域団体により放課後児童クラブを運営し、地域主体の子育て支援活動の推進を図る。

イ 事業費の推移

地域団体による放課後児童クラブの運営に関する事業費は、「(４) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の実施」に関する事業費に含まれている。

ウ 指標の推移

地域における放課後の子どもの居場所づくりに関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-1-50のとおりである。

図表4-1-50 実績の推移及び目標値

(単位：クラブ数)

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
地域団体による 放課後児童クラブの運営	0	4	4	6

(出所：次世代育成課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

2 子ども部 子ども家庭課

(1) 妊娠中の健康教室（パパママ教室・マタニティ教室等）

ア 事業内容

妊娠時の「胎児の発育」「妊娠中の健康管理」「親になる心構え」などについて学ぶ場を提供し、夫婦が生まれてくる子どもに愛情を感じられるようにするとともに、妊婦の疑似体験など、子育てについて夫婦で一緒に学び考えることができる場を提供する。

イ 事業費の推移

妊娠中の健康教室（パパママ教室・マタニティ教室等）に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4-2-1のとおりである。

図表4-2-1 過去3年間の事業費の推移 (単位:千円)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業費	11,395	10,485	11,047

(出所:子ども家庭課作成資料)

ウ 指標の推移

妊娠中の健康教室（パパママ教室・マタニティ教室等）に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-2-2のとおりである。

図表4-2-2 実績の推移及び目標値 (単位:%)

指標名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度 目標値
教室受講者割合	22.7	27.1	29.8	50.0
夫の参加率	37.5	42.1	45.7	40.0

(出所:子ども家庭課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(2) マタニティマーク「まーむ」の利用啓発

ア 事業内容

マタニティマーク（まーむストラップ・車用サインなど）の配布により、受動喫煙の防止や公共交通機関の利用の際の妊婦に対する配慮を市民に周知・啓発する。

イ 事業費の推移

マタニティマーク「まーむ」の利用啓発に関する個別事業費は発生していない。

ウ 指標の推移

マタニティマーク「まーむ」の利用啓発に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-2-3のとおりである。

図表4-2-3 実績の推移及び目標値 (単位：人)

指標名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度 目標値
配布実績	4,035	3,925	3,788	設定なし

(出所：子ども家庭課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(3) 妊婦健康診査事業の実施

ア 事業内容

妊婦の疾病や異常の早期発見・早期対応を図るため、妊婦健康診査を実施する。

イ 事業費の推移

妊婦健康診査事業の実施に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4-2-4のとおりである。

図表4-2-4 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業費	513,614	518,156	509,932

(出所：子ども家庭課作成資料)

ウ 指標の推移

妊婦健康診査事業の実施に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、

図表 4－2－5 のとおりである。

図表 4－2－5 実績の推移及び目標値

(単位：％)

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
10 回以上受診する 妊婦の割合	93.7	89.7	87.5	80.0

(出所：子ども家庭課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(4) 母乳育児の推進

ア 事業内容

母乳の利点や授乳及び育児に関する具体的な知識の普及に努め、母乳育児を推進する。

イ 事業費の推移

母乳育児の推進に関する事業費は、「(1) 妊娠中の健康教室 (パパママ教室・マタニティ教室等)」に関する事業費に含まれている。

ウ 指標の推移

母乳育児の推進に関する平成 29 年度までの実績の推移及び目標値は、図表 4－2－6 のとおりである。

図表 4－2－6 実績の推移及び目標値

(単位：％)

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
出産後 1 か月時の 母乳育児の割合	45.8	44.4	42.4	55.0

(出所：子ども家庭課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(5) 母性健康管理指導事項連絡カードの普及

ア 事業内容

働く女性の妊娠・出産における安全・安心を支援するため、妊婦及び医師に母性健康管理指導事項連絡カードの活用を普及する。

イ 事業費の推移

母性健康管理指導事項連絡カードの普及に関する個別事業費は発生していない。

ウ 指標の推移

母性健康管理指導事項連絡カードの普及に関する指標の設定はない。

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(6) 虫歯予防の推進

ア 事業内容

幼児健康診査において、歯科衛生士による集団教育を実施し、生活習慣の見直しを含めた虫歯予防の正しい知識の普及を図る。また、虫歯があった子どもの保護者に対する個別指導や1歳6か月児健康診査時のフッ化物塗布により、虫歯を予防する。

イ 事業費の推移

虫歯予防の推進に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4-2-7のとおりである。

図表4-2-7 過去3年間の事業費の推移

(単位:千円)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業費	498,003	503,571	497,211

(出所:子ども家庭課作成資料)

ウ 指標の推移

虫歯予防の推進に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-2-8のとおりである。

図表 4-2-8 実績の推移及び目標値

(単位：％)

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
3 歳児健康診査における う歯のない子の割合	88.1	89.6	88.9	88.0 以上

(出所：子ども家庭課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(7) 養育支援訪問事業

ア 事業内容

児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、過重な負担がかかる前に、ヘルパー及び保健師、助産師などの専門職員を派遣し、家庭内での養育に関する援助支援を行う。

イ 事業費の推移

養育支援訪問事業に関する過去 3 年間の事業費の推移は、図表 4-2-9 のとおりである。

図表 4-2-9 過去 3 年間の事業費の推移

(単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	153	69	498

(出所：子ども家庭課作成資料)

ウ 指標の推移

養育支援訪問事業に関する平成 29 年度までの実績の推移及び目標値は、図表 4-2-10 のとおりである。

図表 4-2-10 実績の推移及び目標値

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
ヘルパー派遣 利用実績	1 人 53 回	1 人 24 回	4 人 172 回	設定なし

(出所：子ども家庭課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(8) 小児肥満等の生活習慣病予防の推進

ア 事業内容

幼児健康診査において、規則正しい食習慣や生活リズムを身に付けることや、小児の生活習慣病の正しい知識の普及を図り、子どもの健康管理を支援する。

イ 事業費の推移

小児肥満等の生活習慣病予防の推進に関する個別事業費は発生していない。

ウ 指標の推移

小児肥満等の生活習慣病予防の推進に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-2-11のとおりである。

図表4-2-11 実績の推移及び目標値 (単位：人)

指標名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度 目標値
3歳児健診時の肥満児数	16	16	13	設定なし

(出所：子ども家庭課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(9) 乳幼児健康診査の実施体制の充実

ア 事業内容

子育て力を高める親教育の充実を図るとともに、相談しやすい雰囲気づくりに努め、育児支援に重点を置いた健康診査を実施する。また、健康診査に併せて、発育・発達を促す助言や育児負担感を軽減するための個別相談を実施する。さらに、未受診者に対しては、家庭訪問を実施するなど、支援体制の充実を図る。

イ 事業費の推移

乳幼児健康診査の実施体制の充実に関する事業費の推移は、個別に把握していない。

ウ 指標の推移

乳幼児健康診査の実施体制の充実に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-2-12のとおりである。

図表4-2-12 実績の推移及び目標値

(単位：％)

指標名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度 目標値
乳幼児 健康診査 の受診率	3、4 か月児	96.9	97.0	96.1	97.0
	1歳6 か月児	96.6	96.4	96.6	96.0
	3歳児	95.2	96.4	96.8	95.0

(出所：子ども家庭課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(10) 豊田市母子保健・医療・福祉ネットワーク会議

ア 事業内容

妊娠・出産から育児のスタート時期において、子育てに不安のある親や、体調に不安のある母親及び子どもに対して、病院から家庭・地域における切れ目のない子育て支援の充実を図るため、医療・保健・福祉などの関係機関によるネットワーク会議を開催し、連携の強化を図る。

イ 事業費の推移

豊田市母子保健・医療・福祉ネットワーク会議に関する事業費は、「(1) 妊娠中の健康教室 (パパママ教室・マタニティ教室等)」に関する事業費に含まれている。

ウ 指標の推移

豊田市母子保健・医療・福祉ネットワーク会議に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-2-13のとおりである。

図表 4-2-1 3 実績の推移及び目標値

(単位：回)

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
ネットワーク会議 の開催回数	1	1	2	設定なし

(出所：子ども家庭課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(1 1) 乳幼児期の食育の推進

ア 事業内容

離乳食・幼児食に関する正しい知識の普及を通じて、適切な食生活の基礎づくりを支援するため、自主グループや各団体などに管理栄養士を派遣する。また、乳幼児健康診査などのあらゆる機会を活用して、乳幼児の食育を推進する。

イ 事業費の推移

乳幼児期の食育の推進に関する事業費は、「(6) 虫歯予防の推進」に関する事業費に含まれている。

ウ 指標の推移

乳幼児期の食育の推進に関する平成 29 年度までの実績の推移及び目標値は、図表 4-2-1 4 のとおりである。

図表 4-2-1 4 実績の推移及び目標値

(単位：人)

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
3、4 か月児健康診査 栄養指導受講者数	2,341	2,314	2,193	設定なし
3 歳児健康診査 栄養指導受講者数	3,804	3,785	3,735	

(出所：子ども家庭課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(12) 個別相談事業・健康診査事後支援教室の実施

ア 事業内容

発達支援が必要と思われる親子に対し、個別相談事業「こども相談」や健康診査事後支援教室「おやこ教室」において、集団遊び・親子遊びを通して、発達の特徴に応じた関わりができるよう支援する。また、保健師や臨床心理士による個別相談などにより、発達や育児に関する不安の軽減を図る。

イ 事業費の推移

個別相談事業・健康診査事後支援教室の実施に関する個別事業費は発生していない。

ウ 指標の推移

個別相談事業・健康診査事後支援教室の実施に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-2-15のとおりである。

図表4-2-15 実績の推移及び目標値

指標名	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 31年度 目標値
にこにこ広場実施回数、 参加親子組数	—	12回 40組	12回 47組	設定なし
こども相談実施回数、 相談者数	13回 18人	20回 20人	14回 27人	
おやこ教室実施回数、 参加者数	47回 130人	48回 129人	48回 141人	

(出所：子ども家庭課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(13) 母子家庭等自立支援給付金の支給

ア 事業内容

母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき、母子・父子家庭等の就労による経済的自立を支援するために、市指定の職業能力開発講座を受講した場合に受講料6割相当額(上限20万円)を助成する自立支援教育訓練給付金と、就職に有利な資格取得と訓練中の生活の安定のため、高等職業訓練促進給付金を支給する。

図表 4－2－16 母子・父子家庭自立支援給付金の概要

項目	自立支援教育訓練給付金	高等職業訓練促進給付金
対象者	児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準にある母子家庭の母又は父子家庭の父 （住所が町村の場合は県が、市の場合は市が支給する。 負担割合は、国：市＝3：1）	
給付金の内容	経済的自立のために県又は市があらかじめ指定した職業能力開発講座を受講終了後に支給 （注）講座受講前の指定を受けることが必要である。	就職を容易にするために必要な資格を取得するために1年以上のカリキュラムの養成機関で修業する方に支給
対象講座・資格等	・雇用保険制度の教育訓練給付金の対象として厚生労働大臣が指定する講座	・看護師（准看護師） ・介護福祉士 ・保育士 ・理学療法士 ・作業療法士 等
支給額等	対象講座の受講料の6割相当額 （上限20万円。ただし、1万2千円以下の場合は支給しない）	・市町村民税 非課税世帯 月額100,000円 課税世帯 月額70,500円 ・支給期間 修業期間の全期間 （上限36月） （注）ただし、父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始した者
支給の手続き	母子家庭の母又は父子家庭の父の住所地を管轄する県福祉相談センター地域福祉課（市にお住まいの方は市役所）で事前相談を受け、給付金の支給が必要だと認められた場合、交付される申請書類を市町村窓口提出する。	

（出所：愛知県ホームページ）

イ 事業費の推移

母子家庭等自立支援給付金の支給に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4－2－17のとおりである。

図表 4-2-17 過去3年間の事業費の推移 (単位:千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	4,528	6,992	7,391

(出所:子ども家庭課作成資料)

ウ 指標の推移

母子家庭等自立支援給付金の支給に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-2-18のとおりである。

図表 4-2-18 実績の推移及び目標値 (単位:人)

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
自立支援教育訓練 給付金受給者数	2	4	1	設定なし
高等職業訓練促進 給付金受給者数	5	7	7	

(出所:子ども家庭課作成資料)

エ 監査の結果

(ア) 高等職業訓練促進給付金申請書類の適切な作成の指導【指摘】

平成29年度に提出された高等職業訓練促進給付金の「豊田市母子家庭等自立支援給付金相談調書(様式第1号)及びひとり親家庭記録票」を閲覧したところ、1か月の収支の合計が合っていないものが散見された。

平成29年度に市が支給した高等職業訓練促進給付金の対象資格は、看護師及び保育士であり、例えば看護師取得のためには、3年間看護学校に通う必要がある。

在学期間の3年間、月7万5千円又は10万円の支給額と貯蓄の取崩し等で生計を維持する必要があることから、本人にとって収支の見直しは今後、資格取得の勉強を継続するために重要と考えられる。

そのため、高等職業訓練促進給付金の「豊田市母子家庭等自立支援給付金相談調書(様式第1号)及びひとり親家庭記録票」の1か月の収支状況について、様式に基づいて適切に作成の指導をする必要がある。

(イ) 支出決定決議書の決裁方法の方針の決定【意見】

平成29年度の母子家庭等自立支援給付金に関する支出決定決議書を閲覧したところ、電子決裁のものと書面決裁のものが混在していた。

電子決裁と書面決裁のどちらを利用するかについて、市全体のルールはないが、事務の効率性の観点から、どちらの決裁方法を利用するか、課としての方針を決定することが望まれる。

(14) 母子家庭等就業支援事業の実施

ア 事業内容

母子・父子家庭の父母及び寡婦に対し、就業相談、就業支援講習会の実施、就業情報の提供などの一貫した就業支援サービスや、養育費の取得に関する法律相談などの生活支援サービスを実施する。平成16年度から、愛知県、名古屋市、3中核市の共同事業として、愛知県母子寡婦連合会へ委託している。パソコン講習、介護職員初任者研修など就業支援講習の受講により、自立に向けての能力開発に努めている。

イ 事業費の推移

母子家庭等就業支援事業の実施に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4-2-19のとおりである。

図表4-2-19 過去3年間の事業費の推移 (単位:千円)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業費	1,727	1,727	1,727

(出所:子ども家庭課作成資料)

ウ 指標の推移

母子家庭等就業支援事業の実施に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-2-20のとおりである。

図表4-2-20 実績の推移及び目標値 (単位:人)

指標名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度 目標値
就業支援講習会 受講者数	14	14	6	設定なし

(出所:子ども家庭課作成資料)

エ 監査の結果

(ア) 就業支援講習会の近隣地開催に向けた働きかけの継続【意見】

就業支援講習会事業について、図表4-2-21のとおり、市は事業費の6%

を負担しているものの、全参加者に占める豊田市民の割合は1.6%であり、豊田市民の参加者数は少ない状況である。これは、講習会の会場が主に名古屋駅となっていること、及び岡崎市と豊橋市での開催はあるものの、地理的な関係上、豊田市での開催がないことによるものである。

この件について、担当者も課題を認識しており、粘り強い働きかけの結果、比較的豊田市に近い、知立市での開催が実現しており、今後も継続的な働きかけが望まれる。

図表4-2-21 負担額及び参加者数の比較

自治体名	負担額（千円）			参加者数 （人）	参加者数 の割合
	負担額 合計	うち就業 支援講習 会等事業 負担額	負担 割合		
豊田市	1,727	508	6.0%	6	1.6%
豊橋市	1,491	423	5.0%	23	6.0%
岡崎市	1,491	423	5.0%	15	3.9%
名古屋市	6,552	2,540	30.0%	172	44.8%
愛知県	9,710	4,572	54.0%	168	43.7%
合計	20,973	8,468	100.0%	384	100.0%

（出所：平成29年度愛知県母子家庭等就業支援センター事業実施計画）

（15）ひとり親家庭等日常生活支援事業（旧母子家庭等日常生活支援事業）

ア 事業内容

母子・父子家庭及び寡婦家庭において、修学等の自立支援に必要な事由や疾病等の社会的な事由により、一時的に介護、保育等のサービスが必要な場合や、生活環境が激変し、日常生活を営むのに特に大きな支障がある場合に、子どもの保育、食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話などの家事援助を行う家庭生活支援員を派遣している。

イ 事業費の推移

ひとり親家庭等日常生活支援事業に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4-2-22のとおりである。

図表 4-2-2-2 過去 3 年間の事業費の推移 (単位: 千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	177	88	55

(出所: 子ども家庭課作成資料)

ウ 指標の推移

ひとり親家庭等日常生活支援事業に関する平成 29 年度までの実績の推移及び目標値は、図表 4-2-2-3 のとおりである。

図表 4-2-2-3 実績の推移及び目標値

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
派遣延べ世帯数	7 世帯	4 世帯	2 世帯	設定なし
派遣延べ日数	40 日	29 日	18 日	

(出所: 保健福祉レポート及び子ども家庭課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(16) ひとり親相談（母子・父子自立支援事業）の推進

ア 事業内容

子ども家庭課に母子・父子自立支援員を配置し、母子・父子家庭及び寡婦家庭の経済上の問題、児童の問題、福祉資金の貸付、その他の生活上の問題に対応する。

イ 事業費の推移

ひとり親相談（母子・父子自立支援事業）の推進に関する個別事業費は発生していない。

ウ 指標の推移

ひとり親相談（母子・父子自立支援事業）の推進に関する平成 29 年度までの実績の推移及び目標値は、図表 4-2-2-4 のとおりである。

図表 4-2-24 実績の推移及び目標値 (単位：件)

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
相談件数	1,487	1,669	1,207	設定なし

(出所：子ども家庭課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(17) 子育て短期支援事業

ア 事業内容

保護者が疾病、疲労その他の身体的若しくは精神上又は環境上の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や、経済的理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合などに実施施設において養育・保護する。

イ 事業費の推移

子育て短期支援事業に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4-2-25のとおりである。

図表 4-2-25 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	550	496	599

(出所：子ども家庭課作成資料)

ウ 指標の推移

子育て短期支援事業に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-2-26のとおりである。

図表 4-2-26 実績の推移及び目標値

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
子育て短期支援	16 人 100 日	17 人 78 日	17 人 92 日	設定なし

(出所：子ども家庭課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(18) 子育てに関する情報提供

ア 事業内容

子育て応援ホームページの更新や、子育て応援情報誌の配布により、子育てに役立つ最新の情報を、子育て家庭に周知する。

イ 事業費の推移

子育てに関する情報提供に関する個別事業費は発生していない。

ウ 指標の推移

子育てに関する情報提供に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-2-27のとおりである。

図表4-2-27 実績の推移及び目標値 (単位：件)

指標名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度 目標値
子育て応援 ホームページ へのアクセス数	62,337	41,624	30,563	150,000

(出所：子ども家庭課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(19) 医療費支給関係事業に関する相談の実施

ア 事業内容

小児慢性特定疾病医療費助成、養育医療費助成、育成医療費助成などについて、ホームページや母子健康手帳などにより、わかりやすく紹介し、必要時に適切に活用できるよう相談に応じる。

イ 事業費の推移

医療費支給関係事業に関する相談の実施に関する個別事業費は発生していない。

ウ 指標の推移

医療費支給関係事業に関する相談の実施に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-2-28のとおりである。

図表4-2-28 実績の推移及び目標値

(単位：人)

指標名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度 目標値
小児慢性特定疾病 医療費助成申請者数	342	370	389	設定なし
養育医療助成 申請者数	76	70	90	
自立支援医療助成 申請者	60	74	64	

(出所：子ども家庭課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(20) 家庭児童相談室事業の推進

ア 事業内容

養育相談に応じ、必要な支援や情報提供を行う。また、虐待に関する相談・通告を受け、調査の上、関係機関と連携しながら援助を行い、児童虐待の予防に努める。

イ 事業費の推移

家庭児童相談室事業の推進に関する個別事業費は発生していない。

ウ 指標の推移

家庭児童相談室事業の推進に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-2-29のとおりである。

図表 4-2-29 実績の推移及び目標値 (単位：件)

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
養育相談件数	202	300	390	設定なし

(出所：子ども家庭課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(21) おめでとう訪問（乳児家庭全戸訪問事業）の実施

ア 事業内容

母子保健推進員（注）が、生後 1～3 か月の乳児を持つ全ての家庭へ「おめでとう訪問」を実施し、育児不安の軽減、親としての子育て意識の向上や情報提供を行い、親育ちを推進する。また、育児に関する心配事がある家庭には、地区担当保健師を紹介し、早期から育児不安などの解消を図る。

（注）母子保健推進員とは、市が母子保健事業を充実するために養成している地域の子育て支援ボランティアであり、地域の子育て支援者として、黄色いエプロンをかけて、乳幼児健診や育児相談・ベビー教室などでお手伝いをしている。

イ 事業費の推移

おめでとう訪問（乳児家庭全戸訪問事業）の実施に関する過去 3 年間の事業費の推移は、図表 4-2-30 のとおりである。

図表 4-2-30 過去 3 年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	5,689	4,759	5,041

(出所：子ども家庭課作成資料)

ウ 指標の推移

おめでとう訪問（乳児家庭全戸訪問事業）の実施に関する平成 29 年度までの実績の推移及び目標値は、図表 4-2-31 のとおりである。

図表 4-2-3 1 実績の推移及び目標値 (単位：%)

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
訪問実施人数の割合	98.1	98.2	97.8	98

(出所：子ども家庭課作成資料)

エ 監査の結果

(ア) 母子保健推進員への若手及び外国語が堪能な方の取り込み【意見】

おめでとう訪問は、母子保健推進員のうち、おめでとう訪問員養成講座を受講した者が行っている。母子保健推進員及びおめでとう訪問員の人数及び平均年齢は、図表 4-2-3 2 のとおり、主に 60 歳以上の女性で構成されている。現状、人手不足等の問題は発生していないが、今後事業の継続を図るためには、若手の取り込みが課題と考えられる。

図表 4-2-3 2 母子保健推進員及びおめでとう訪問員の人数及び平均年齢
(平成 29 年 12 月 1 日現在)

	人数	平均年齢
母子保健推進員	202 名	63.5 歳
おめでとう訪問員	86 名	62.7 歳

(出所：子ども家庭課作成資料)

豊田市母子保健推進員の会では、家庭での介護や体調不良などで一時活動を中止せざるを得なくても、状況の変化に応じて再度活動を再開できるように、休会制度を設けている。

今後、母子保健推進員への若手の取り込みのためには、働きながらも活動を行えるよう、一人一人の負担を減らして活動する等の工夫を引き続き検討することが望ましい。また、市は、増加する外国人家庭への支援に対応するため、配布物の多言語化等の対応を行っているが、例えば外国籍の方又は当該外国語が堪能な方の母子保健推進員への取り込みにも引き続き努力されることが望ましい。

(2 2) 不妊・不育症に関する相談体制の整備

ア 事業内容

希望する妊娠・出産を実現するために、正しい知識を身に付けられるようにするとともに、また不妊症や不育症について、気軽に相談できる体制の整備を行う。

イ 事業費の推移

不妊・不育症に関する相談体制の整備に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4-2-33のとおりである。

図表4-2-33 過去3年間の事業費の推移 (単位:千円)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業費	—	200	280

(注) 平成28年度から開始した事業である。

(出所: 子ども家庭課作成資料)

ウ 指標の推移

不妊・不育症に関する相談体制の整備に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-2-34のとおりである。

図表4-2-34 実績の推移及び目標値 (単位:件)

指標名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度 目標値
不妊症相談件数	—	9	13	設定なし
不育症相談件数	—	1	1	

(注) 平成28年度から開始した事業である。

(出所: 子ども家庭課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(23) ふれあい子育て教室の開催

ア 事業内容

1歳の誕生日を機会に、子どもの成長を確認し、「赤ちゃんから幼児へ成長する時期の子育てポイント」を親子で楽しみながら学べる場を提供する。

イ 事業費の推移

ふれあい子育て教室の開催に関する事業費は、「(1) 妊娠中の健康教室 (パパママ教室・マタニティ教室等)」に関する事業費に含まれている。

ウ 指標の推移

ふれあい子育て教室の開催に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値

は、図表４－２－３５のとおりである。

図表４－２－３５ 実績の推移及び目標値

(単位：組)

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
教室参加組数	(注)	332	335	1,800

(注) 平成 27 年 10 月から試行開催し、288 人が参加した。

(出所：子ども家庭課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(24) 24時間体制の「育児相談コールセンター」の設置

ア 事業内容

育児不安を抱える保護者に対して、子育てに関する相談などに対応できる 24 時間体制のコールセンターを設置する。

イ 事業費の推移

24 時間体制の「育児相談コールセンター」の設置に関する過去 3 年間の事業費の推移は、図表４－２－３６のとおりである。

図表４－２－３６ 過去 3 年間の事業費の推移

(単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	—	6,174	10,388

(注) 育児相談コールセンターは、平成 28 年 9 月 9 日に開設された。

(出所：子ども家庭課作成資料)

ウ 指標の推移

24 時間体制の「育児相談コールセンター」の設置に関する平成 29 年度までの実績の推移及び目標値は、図表４－２－３７のとおりである。

図表 4-2-37 実績の推移及び目標値 (単位：件)

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
育児相談件数	—	1,171	3,132	設定なし

(注) 育児相談コールセンターは、平成 28 年 9 月 9 日に開設された。

(出所：子ども家庭課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(25) 不妊治療費の助成

ア 事業内容

市内在住の夫婦に対し、人工授精、体外受精及び顕微授精に要した治療費を助成する。

イ 事業費の推移

不妊治療費の助成に関する過去 3 年間の事業費の推移は、図表 4-2-38 のとおりである。

図表 4-2-38 過去 3 年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	77,861	88,824	83,947

(出所：子ども家庭課作成資料)

ウ 指標の推移

不妊治療費の助成に関する平成 29 年度までの実績の推移及び目標値は、図表 4-2-39 のとおりである。

図表 4-2-39 実績の推移及び目標値 (単位：件)

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
第一段階 (注 1)	219	188	187	設定なし
第二段階 (注 2)	548	480	475	設定なし

(注 1) 人工授精による不妊治療

(注 2) 配偶者間で行う体外受精及び顕微授精による特定不妊治療

(出所：子ども家庭課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(26) 児童手当の支給

ア 事業内容

中学校修了前の児童を養育している保護者に対し、児童手当を支給する。

イ 事業費の推移

児童手当の支給に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4-2-40のとおりである。

図表4-2-40 過去3年間の事業費の推移 (単位:千円)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業費	7,804,770	7,663,765	7,522,694

(出所:子ども家庭課作成資料)

ウ 指標の推移

児童手当の支給に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-2-41のとおりである。

図表4-2-41 実績の推移及び目標値 (単位:人)

指標名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度 目標値
受給者数	36,512	36,107	35,716	設定なし

(出所:子ども家庭課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(27) 市遺児手当及び児童扶養手当の支給

ア 事業内容

父又は母がいないか、父又は母が障がいの状態にある18歳以下の児童を養育する父又は母若しくは養育者に対し、手当を支給する。

市遺児手当…市が支給

児童扶養手当…国が支給

(注) 支給条件などに多少の相違がある。

イ 事業費の推移

市遺児手当及び児童扶養手当の支給に関する過去３年間の事業費の推移は、図表４－２－４２のとおりである。

図表４－２－４２ 過去３年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費 (市遺児手当)	183, 977	183, 998	177, 987
事業費 (児童扶養手当)	1, 133, 335	1, 158, 623	1, 163, 223

(出所：子ども家庭課作成資料)

ウ 指標の推移

市遺児手当及び児童扶養手当の支給に関する平成２９年度までの実績の推移及び目標値は、図表４－２－４３のとおりである。

図表４－２－４３ 実績の推移及び目標値 (単位：人)

指標名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
受給 者数	市遺児手当	3, 399	3, 312	3, 267	設定なし
	児童扶養手当	3, 078	3, 011	2, 937	

(出所：子ども家庭課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(２８) 自立支援（育成）医療費の助成

ア 事業内容

肢体不自由、視覚障がい、聴覚・平衡感覚機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がいなどであり、確実に治療効果が期待できる１８歳未満の児童の医療に要する保険診療分の自己負担分を助成する。

イ 事業費の推移

自立支援（育成）医療費の助成に関する過去３年間の事業費の推移は、図表４－２－４４のとおりである。

図表 4－2－4 4 過去 3 年間の事業費の推移

(単位:千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	3,653	3,990	3,595

(出所:子ども家庭課作成資料)

ウ 指標の推移

自立支援（育成）医療費の助成に関する指標の設定はない。

エ 監査の結果

(ア) 自立支援（育成）医療費支給認定の際の所得区分の確認方法【指摘】

自立支援（育成）医療費の助成は、市民税所得割額による所得区分によって、自己負担額が異なり、23万5千円以上の世帯については、支給対象とならない。

所得区分を確認した際の資料を閲覧したところ、本来、住宅控除額減額前の加算する必要のない住宅控除額を加算したものが発見された。

担当者に確認したところ、事務マニュアルを作成する際に、住宅控除額を加算しないことを理解していたものの、誤って加算する旨の記載を行ってしまい、マニュアルを見て作業をした一部の職員が誤って加算してしまったとのことであった。また、平成29年度に住宅控除額を誤って加算した件数は5件であるが、いずれも、所得区分に変更が生じるものはなかったとのことであった。

事務マニュアルの訂正、及びマニュアル作成時のチェック体制の強化が必要である。

なお、当該事務マニュアルについては、平成30年度に当該指摘に基づき修正済みである。

(29) 小児慢性特定疾病医療費助成

ア 事業内容

悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血友病など血液・免疫疾患、慢性消化器疾患、神経・筋疾患などで治療している18歳未満（18歳到達時点で助成の対象となっており、18歳以降も治療が必要であると認められる場合には満20歳未満）の児童の医療に要する保険診療分の自己負担分を助成する。

イ 事業費の推移

小児慢性特定疾病医療費助成に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4－2－45のとおりである。

図表 4-2-45 過去3年間の事業費の推移 (単位:千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	81,590	83,525	105,523

(出所:子ども家庭課作成資料)

ウ 指標の推移

小児慢性特定疾病医療費助成に関する指標の設定はない。

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(30) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

ア 事業内容

母子・父子家庭及び寡婦家庭の生活の安定と向上を図るため、母子・父子家庭の父母又は児童、寡婦家庭の本人又は子に対し、事業開始資金、技能習得資金、生活資金、結婚資金、修学資金、就学支度資金、修業資金などの貸付を行う。

イ 事業費の推移

母子父子寡婦福祉資金の貸付に関する過去3年間の事業費の推移は、図表 4-2-46 のとおりである。

図表 4-2-46 過去3年間の事業費の推移 (単位:千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	6,138	4,236	2,560

(出所:子ども家庭課作成資料)

ウ 指標の推移

母子父子寡婦福祉資金の貸付に関する平成 29 年度までの実績の推移及び目標値は、図表 4-2-47 のとおりである。

図表 4-2-47 実績の推移及び目標値 (単位:件)

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
貸付件数	10	13	9	設定なし

(出所:子ども家庭課作成資料)

エ 監査の結果

(ア) 母子福祉貸付申請書類の適切な作成の指導【指摘】

平成29年度に提出された母子福祉貸付申請書に添付されている相談記録カードを閲覧したところ、1か月の収支状況の合計が合っていないものが散見された。

貸付の内容は、子の就学支度資金及び就学資金であり、子が卒業してから返済を開始するものであり、収支の見直しは今後、子が学業を継続するために重要と考えられる。

したがって、母子福祉貸付申請書に添付されている相談記録カードの1か月の収支状況について、様式に基づいて適切に作成を指導する必要がある。

(31) 事故予防教育の実施

ア 事業内容

健康診査時や健康教育において、母子保健推進員や保健師が、子どもの事故防止に関する知識と技術の普及を図る。

イ 事業費の推移

事故予防教育の実施に関する個別事業費は発生していない。

ウ 指標の推移

事故予防教育の実施に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-2-48のとおりである。

図表4-2-48 実績の推移及び目標値

(単位：回)

指標名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 31年度 目標値
事故予防 教育実施 回数	3、4か月児 健康診査時	96	96	96	96
	ベビークラス での実施	12	12	12	12

(出所：子ども家庭課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(32) 乳幼児突然死症候群（SIDS）、揺さぶられっ子症候群等の予防対策の推進

ア 事業内容

乳幼児突然死症候群（SIDS）を予防するため、妊娠中・育児期間中の喫煙防止や同居家族の分煙に関する教育を実施する。また、揺さぶられっ子症候群などの予防啓発を実施する。

イ 事業費の推移

乳幼児突然死症候群（SIDS）、揺さぶられっ子症候群等の予防対策の推進に関する個別事業費は発生していない。

ウ 指標の推移

乳幼児突然死症候群（SIDS）、揺さぶられっ子症候群等の予防対策の推進に関する指標の設定はない。

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(33) 児童虐待防止の広報・啓発

ア 事業内容

児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応を図り、死亡などの重篤な事例を発生させないために、11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に児童虐待防止の広報・啓発活動を実施する。

イ 事業費の推移

児童虐待防止の広報・啓発に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4-2-49のとおりである。

図表4-2-49 過去3年間の事業費の推移 (単位:千円)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業費	4,944	10,747	5,235

(出所:子ども家庭課作成資料)

ウ 指標の推移

児童虐待防止の広報・啓発に関する指標の設定はない。

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(34) 児童虐待防止教育

ア 事業内容

子どもへの虐待を防ぐために、子ども自身が具体的な対応方法を学ぶとともに、保護者、こども園・学校関係者などが、子どもへの虐待についての知識を持ち、信頼できる大人としての適切な対応について学ぶための児童虐待防止教育（CAPプログラムによるワークショップ）を実施する。

イ 事業費の推移

児童虐待防止教育に関する事業費は、「(33) 児童虐待防止の広報・啓発」に関する事業費に含まれている。

ウ 指標の推移

児童虐待防止教育に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-2-50のとおりである。

図表4-2-50 実績の推移及び目標値

指標名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度 目標値
ワークショップ の開催回数 及び参加者数	310回 3,945人	294回 3,297人	146回 3,055人	設定なし

(出所：子ども家庭課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(35) 要保護児童・DV対策協議会の運営

ア 事業内容

要保護児童・要支援児童及び特定妊婦の早期発見と適切な支援を行うため、関係機関が連携し、必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援について協議する「要保護児童・DV対策協議会」を運営する。

イ 事業費の推移

要保護児童・DV対策協議会の運営に関する事業費は、「(33) 児童虐待防止の広報・啓発」に関する事業費に含まれている。

ウ 指標の推移

要保護児童・DV対策協議会の運営に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-2-51のとおりである。

図表4-2-51 実績の推移及び目標値 (単位：回)

指標名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度 目標値
実務者会議 開催回数	48	48	48	設定なし
要保護児童・ 家庭サポート チーム会議 開催回数	13	46	53	

(出所：子ども家庭課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(36) 「ママの子育てを支援する会」の開催

ア 事業内容

いらいらする、子どもをかわいいと思えないなどの子どもとの関係に問題を抱えている親同士が、同じ悩みを共有し、気軽に話し合う機会を確保し、問題解決に向けた支援を行う。

イ 事業費の推移

「ママの子育てを支援する会」の開催に関する事業費は、「(33) 児童虐待防止の広報・啓発」に関する事業費に含まれている。

ウ 指標の推移

「ママの子育てを支援する会」の開催に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-2-52のとおりである。

図表 4-2-5 2 実績の推移及び目標値

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
開催回数及び 参加者数	24 回 138 人	24 回 173 人	24 回 132 人	設定なし

(出所：子ども家庭課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(37) 居住実態が把握できない児童の所在把握のための体制強化

ア 事業内容

各種健康診査の未受診児を対象に、迅速かつ効率的に検索するため、関係各課が連携を図り、居所不明児童の実態把握の方法を確立してシステム化する。

イ 事業費の推移

居住実態が把握できない児童の所在把握のための体制強化に関する個別事業費は発生していない。

ウ 指標の推移

居住実態が把握できない児童の所在把握のための体制強化に関する平成 29 年度までの実績の推移及び目標値は、図表 4-2-5 3 のとおりである。

図表 4-2-5 3 実績の推移及び目標値

(単位：人数)

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
調査対象児童数	77	72	75	設定なし
居所不明児童数	0	0	0	

(出所：子ども家庭課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(38) 思春期教室 1 「中学生と赤ちゃんのふれあい体験」の推進

ア 事業内容

中学生が、命の大切さ、将来の親になるための意識を高めるとともに、地域住民

との交流を図ることができるよう、母親、赤ちゃん、地域ボランティア参加の「中学生と赤ちゃんのふれあい体験」を推進する。

イ 事業費の推移

思春期教室1「中学生と赤ちゃんのふれあい体験」の推進に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4-2-54のとおりである。

図表4-2-54 過去3年間の事業費の推移 (単位:千円)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業費	1,879	2,231	2,726

(出所:子ども家庭課作成資料)

ウ 指標の推移

思春期教室1「中学生と赤ちゃんのふれあい体験」の推進に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-2-55のとおりである。

図表4-2-55 実績の推移及び目標値 (単位:校)

指標名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度 目標値
実施校数	12	14	14	8

(出所:子ども家庭課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(39) 思春期教室2「自分の心と体を知る」の推進

ア 事業内容

中学生を対象に、自分の心と体の変化や性について正しく理解するとともに命の尊さを知り、男女が互いに尊重し合う気持ちを養うことを目的として、思春期教室2を開催する。

イ 事業費の推移

思春期教室2「自分の心と体を知る」の推進に関する事業費は、「(38) 思春期教室1「中学生と赤ちゃんのふれあい体験」の推進」に関する事業費に含まれている。

ウ 指標の推移

思春期教室 2 「自分の心と体を知る」の推進に関する平成 29 年度までの実績の推移及び目標値は、図表 4-2-56 のとおりである。

図表 4-2-56 実績の推移及び目標値 (単位：校)

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
実施校数	22	22	27	27

(出所：子ども家庭課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(40) ノーバディーズパーフェクト講座

ア 事業内容

「ノーバディーズパーフェクト」は、「完璧な親なんていないよ!」というメッセージのもと考えられた、カナダ発祥の子育て中の親支援のプログラムである。子育てに不安や悩みを抱えている親同士が、子どもの健康や安全、しつけなどについて話し合う中で、新たな子育ての能力や技術を習得し、親自身が自分の長所や能力に気づき、育児に自信が持てるようになる。講座終了後も参加仲間と支え合いながら子育てができるよう支援する。

イ 事業費の推移

ノーバディーズパーフェクト講座に関する事業費は、「(1) 妊娠中の健康教室(パパママ教室・マタニティ教室等)」に関する事業費に含まれている。

ウ 指標の推移

ノーバディーズパーフェクト講座に関する平成 29 年度までの実績の推移及び目標値は、図表 4-2-57 のとおりである。

図表 4-2-57 実績の推移及び目標値 (単位：人)

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
講座参加者数	38	34	35	48

(出所：子ども家庭課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(41) 「ティーンズママの会」の実施

ア 事業内容

20歳未満の妊婦や親子が、仲間同士や専門職などとの交流を通して、子育ての不安などを相談できる関係を築き、子育ての仲間づくりに向けた支援を行う。

イ 事業費の推移

「ティーンズママの会」の実施に関する事業費は、「(1) 妊娠中の健康教室（パパママ教室・マタニティ教室等）」に関する事業費に含まれている。

ウ 指標の推移

「ティーンズママの会」の実施に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-2-58のとおりである。

図表4-2-58 実績の推移及び目標値

指標名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度 目標値
実施回数	14回	14回	13回	設定なし
延べ参加者数	85人	91人	115人	

(出所：子ども家庭課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(42) 乳児期の教室の開催

ア 事業内容

乳児期の早期における母子関係の確立やグループワークによる親同士の仲間づくりを通じて、育児不安の解消を図り、子育て仲間の交流を推進するための教室を開催する。

イ 事業費の推移

乳児期の教室の開催に関する事業費は、「(1) 妊娠中の健康教室（パパママ教室・マタニティ教室等）」に関する事業費に含まれている。

ウ 指標の推移

乳児期の教室の開催に関する平成 29 年度までの実績の推移及び目標値は、図表 4-2-59 のとおりである。

図表 4-2-59 実績の推移及び目標値

指標名	平成 7 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
開催回数	12 回	12 回	12 回	設定なし
参加数	321 組	287 組	276 組	

(出所：子ども家庭課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(43) 母子保健推進員・おめでとう訪問員の養成

ア 事業内容

妊娠、出産、子育てなどに不安や悩みを持つ母親の身近な相談員として、母子保健推進員・おめでとう訪問員を養成する。

イ 事業費の推移

母子保健推進員・おめでとう訪問員の養成に関する事業費は、「(1) 妊娠中の健康教室 (パパママ教室・マタニティ教室等)」に関する事業費に含まれている。

ウ 指標の推移

母子保健推進員・おめでとう訪問員の養成に関する平成 29 年度までの実績の推移及び目標値は、図表 4-2-60 のとおりである。

図表 4-2-60 実績の推移及び目標値

(単位：人)

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
母子保健推進員 養成講座修了者数	10	16	13	設定なし
おめでとう訪問員 養成講座修了者数	10	13	12	
計	20	29	25	70

(出所：子ども家庭課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(44) 双子の集いの開催

ア 事業内容

同じ育児経験を持つ多胎児の親同士が、子育てに関する情報交換や子育ての悩みや不安を相互で解決でき、また自主グループとしての主体的な活動ができるように支援する。

イ 事業費の推移

双子の集いの開催に関する個別事業費は発生していない。

ウ 指標の推移

双子の集いの開催に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-2-61のとおりである。

図表4-2-61 実績の推移及び目標値

指標名	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 31年度 目標値
ダブルエッグ（注1） 開催回数、延べ参加者数	12回 85人	12回 105人	12回 132人	設定なし
ツインズ（注2） 開催回数、延べ参加者数	5回 10人	5回 19人	5回 13人	

（注1）多胎の子どもの親の会

（注2）主に双子を育てた先輩ママが運営する親の会

（出所：子ども家庭課作成資料）

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(45) 主任児童委員の活動支援

ア 事業内容

地域の実情を把握し、子育てに関する相談に応じるとともに、関係機関と連携しながら支援を行い、地域における児童福祉の増進を図る。また、幼児健康診査未受診世帯の調査訪問を行う。

イ 事業費の推移

主任児童委員の活動支援に関する個別事業費は発生していない。

ウ 指標の推移

主任児童委員の活動支援に関する平成 29 年度までの実績の推移及び目標値は、図表 4-2-62 のとおりである。

図表 4-2-62 実績の推移及び目標値

(単位：回)

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
全大会開催回数	3	3	3	設定なし
(うち視察研修 開催回数)	1	0	0	
情報交換会 開催回数	6	6	6	

(出所：子ども家庭課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

3 子ども部 保育課

(1) 語学指導員派遣事業の実施

ア 事業内容

外国人園児の保育補助、保護者との連絡介助などを行うため、外国語と日本語が堪能な語学指導員をこども園に派遣する。

イ 事業費の推移

語学指導員派遣事業の実施に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4-3-1のとおりである。

図表4-3-1 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業費	10,688	10,856	9,547

(出所：保育課作成資料)

ウ 指標の推移

語学指導員派遣事業の実施に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-3-2のとおりである。

図表4-3-2 実績の推移及び目標値 (単位：%)

指標名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度目標値
語学指導員の必要な園に対する派遣割合	100	100	100	100

(出所：保育課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(2) 障がい児（こども園児・幼稚園児）研修の充実

ア 事業内容

障がいのある園児に対し、専門的見地から指導に当たることのできる保育士及び幼稚園教諭を育成するため、障がいの理解や指導方法の研修を充実する。

イ 事業費の推移

障がい児（こども園児・幼稚園児）研修の充実に関する過去３年間の事業費の推移は、図表４－３－３のとおりである。

図表４－３－３ 過去３年間の事業費の推移

（単位：千円）

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	0	0	9

（出所：保育課作成資料）

ウ 指標の推移

障がい児（こども園児・幼稚園児）研修の充実に関する平成 29 年度までの実績の推移及び目標値は、図表４－３－４のとおりである。

図表４－３－４ 実績の推移及び目標値

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
障がい児公開 保育研修会 実施回数	7 回	6 回	6 回	設定なし
参加者数	103 人	111 人	112 人	

（出所：保育課作成資料）

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

（３）障がい児保育の推進

ア 事業内容

豊田市こども発達センターとの連携により、こども園、私立幼稚園において、障がい児保育を推進する。また、加配保育士などの配置により、障がいのある園児の処遇の向上を図る。

イ 事業費の推移

障がい児保育の推進に関する個別事業費は発生していない。

ウ 指標の推移

障がい児保育の推進に関する平成 29 年度までの実績の推移及び目標値は、図表

4－3－5のとおりである。

図表 4－3－5 実績の推移及び目標値

(単位：人)

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
加配保育士 配置人数	118	140	163	設定なし

(出所：保育課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(4) 幼稚園就園奨励費補助事業の実施

ア 事業内容

私立幼稚園に通園している園児の保護者負担の軽減を図るとともに、保護者負担の公私間格差是正のため、国基準額に上乘せし、就園奨励費補助を実施する。

イ 事業費の推移

幼稚園就園奨励費補助事業の実施に関する過去 3 年間の事業費の推移は、図表 4－3－6 のとおりである。

図表 4－3－6 過去 3 年間の事業費の推移

(単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	474, 837	379, 934	271, 538

(出所：保育課作成資料)

ウ 指標の推移

幼稚園就園奨励費補助事業の実施に関する平成 29 年度までの実績の推移及び目標値は、図表 4－3－7 のとおりである。

図表 4－3－7 実績の推移及び目標値

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
補助園件数	52 園	46 園	41 園	設定なし
補助人数	4, 050 人	3, 201 人	2, 305 人	

(出所：保育課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(5) 保育料の軽減

ア 事業内容

平成20年度からの市独自の幼保一体化施策の実施に合わせ、3～5歳児の基本保育料を低く設定し、負担の軽減を図っている。金額の設定については、保護者負担の適正化を図るため、定期的な見直しを実施する。

イ 事業費の推移

保育料の軽減に関する個別事業費は発生していない。

ウ 指標の推移

保育料の軽減に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-3-8のとおりである。

図表4-3-8 実績の推移及び目標値 (単位：人)

指標名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度 目標値
こども園及び 認定こども園 の3～5歳児	約7,200	約7,800	約8,400	設定なし

(出所：保育課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(6) 多子世帯の保育料の軽減

ア 事業内容

こども園では、就学前の子どものうち年長の子どもから順に2人目以降の子どもについて、私立幼稚園では、小学校3年生以下の子どもから順に2人目以降の子どもについて、保育料の軽減を行う。

イ 事業費の推移

多子世帯の保育料の軽減に関する個別事業費は発生していない。

ウ 指標の推移

多子世帯の保育料の軽減に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-3-9のとおりである。

図表4-3-9 実績の推移及び目標値

(単位：人)

指標名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度 目標値
こども園	約1,600	約2,000	約3,900	設定なし
私立幼稚園	約1,700	約1,400	約900	

(出所：保育課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(7) こども園の給食費の軽減

ア 事業内容

経済的な支援が必要な世帯に対し、こども園の給食費を免除することで、負担の軽減を図る。

市の全てのこども園の3～5歳児の給食は、市が委託した給食センター等が調理している。

給食費は1食210円であり、通常、毎月20日程度の開園日に乗じた金額(4,000円程度)を各園から保護者に請求している。保育園を欠席するため、給食が不要であることが事前に分かっている場合は、保護者が事前に「給食食数変更依頼書」を園に提出すれば、給食費の請求額はその分を控除した金額となる。

各園で、保護者から提出された「給食食数変更依頼書」を「給食代金集計システム(注)」に入力し、日ごとに必要給食数を集計した「給食予定人員報告書」を作成する。その後、「給食予定人数報告書」を出力したものを毎月10日までに翌月分を給食センターに提出する。

給食センターは、その後の変更についても受け付けており、その場合は、最初に提出した「給食予定人員報告書」の数字を二重線で消し、訂正を加えたもので連絡をすることとなっている。

(注) 給食代金集計システムは、表計算ソフトのマクロを利用した集計ファイルである。

図表 4-3-10 給食費

階層	市民税所得割額	金額
A	生活保護世帯	無料
B 0 1 B 9 1	市民税非課税	
C 0 1 C 9 1	48,600 円未満	
C 0 2 ~ D 0 3 C 9 2 C 9 3	48,600 円以上	1 食 210 円 (月 4,000 円程度)

(出所：豊田市「こども園」「幼保連携型認定こども園」「小規模保育事業所」「事業所内保育事業所（地域枠）」のご案内)

イ 事業費の推移

こども園の給食費の軽減に関する個別事業費は発生していない。

ウ 指標の推移

こども園の給食費の軽減に関する平成 29 年度までの実績の推移及び目標値は、図表 4-3-11 のとおりである。

図表 4-3-11 実績の推移及び目標値

指標名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
階層別給食費減免件数 (延べ食数)	A 階層	8,823 食	9,073 食	9,176 食
	B 階層	104,377 食	97,852 食	86,174 食
	C 階層	59,457 食	58,730 食	75,355 食
	合計	172,657 食	165,655 食	170,705 食
給食費減免金額	@210 円	36,257 千円	34,787 千円	35,848 千円

(出所：保育課作成資料)

エ 監査の結果

(ア) 「給食予定人員報告書」集計方法の効率化【意見】

公立園では、保護者から提出された「給食食数変更依頼書」の内容を「給食代金集計システム」に入力することで日ごとの必要給食数を集計し、同システムから紙で出力した「給食予定人員報告書」を給食センターに提出している。

一方、私立園については、「給食食数変更依頼書」の利用は徹底されておらず、口頭やメモによる変更を受付けているところもあり、また、公立園で利用されている「給食代金集計システム」も利用されておらず、紙の台帳を作成し、全て手で計算している園もあった。効率化の観点から、保育課は私立園に対し、「給食食数変更依頼書」及び「給食代金集計システム」の利用を提案することが望まれる。

(イ) 「給食階層別対象者リスト」の作成方法及び元資料の確認【意見】

各園は、毎月、保育課から送られてくる「給食階層別対象者リスト（注）」に対象者の食数を記載したもの及び「納入通知書（納付書）兼領収書」のコピーを添付した「給食費報告書」を保育課に提出しており、「給食費報告書」の給食延べ食数から、「給食階層別対象者リスト」に記載された減免分の食数を控除した食数分の給食費について、保護者は園を通して市に納入している。

保育課では、「給食費報告書」の食数が給食センターに提出された「給食予定人員報告書」と一致していること、及び、給食費の金額が納入額と一致していることを確認しているが、「給食費報告書」に添付されている「給食階層別対象者リスト」の食数については、特に確認していない。

園から提出される「給食階層別対象者リスト」の食数が誤っていると、毎月園から市に納入される給食費が正確に計算されず、誤った金額が納入される可能性がある。

そのため、保育課が行う３年に一度の監査の際には、各園の「給食階層別対象者リスト」の作成方法及び根拠資料を確認し、正確に作成されていることを確認することが望まれる。

（注）給食費が免除となる園児名を記載したもの

(8) こども園での定員拡大

ア 事業内容

こども園の改築に合わせ、０～２歳児の受入枠を拡大する。このほか、幼稚園認可こども園の保育所認可化、こども園分園の整備を進め、０～２歳児の受入枠を拡大する。

イ 事業費の推移

こども園での定員拡大に関する過去３年間の事業費の推移は、図表４－３－１２のとおりである。

図表４－３－１２ 過去３年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	987, 641	370, 629	407, 189

(出所：保育課作成資料)

ウ 指標の推移

こども園での定員拡大に関する平成 29 年度までの実績の推移及び目標値は、図

表 4－3－1 3 のとおりである。

図表 4－3－1 3 実績の推移及び目標値

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
改築する こども園数	1 園	1 園	1 園	3 園
保育所認可に切り替える こども園数	0 園	0 園	1 園	1 園
分園を整備する こども園数	0 園	0 園	1 園	1 園
0～2 歳児定員数	2, 223 人	2, 212 人	2, 212 人	2, 220 人

(出所：保育課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(9) 幼保連携型認定こども園の設置の推進

ア 事業内容

私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行を支援し、0～2 歳児の受入枠を拡大する。

イ 事業費の推移

幼保連携型認定こども園の設置の推進に関する過去 3 年間の事業費の推移は、図表 4－3－1 4 のとおりである。

図表 4－3－1 4 過去 3 年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	239, 234	781, 623	235, 160

(出所：保育課作成資料)

ウ 指標の推移

幼保連携型認定こども園の設置の推進に関する平成 2 9 年度までの実績の推移及び目標値は、図表 4－3－1 5 のとおりである。

図表 4－3－1 5 実績の推移及び目標値

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
幼保連携型 認定こども園数	2 園	4 園	4 園	10 園
0～2 歳児 定員数	75 人	116 人	127 人	401 人

(出所：保育課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(10) 豊田市認証保育所制度

ア 事業内容

市が独自に設定した認証基準により、認証を受けた認可外保育施設に対して、運営費を助成する。

イ 事業費の推移

豊田市認証保育所制度に関する過去 3 年間の事業費の推移は、図表 4－3－1 6 のとおりである。

図表 4－3－1 6 過去 3 年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	119,890	112,966	111,190

(出所：保育課作成資料)

ウ 指標の推移

豊田市認証保育所制度に関する平成 29 年度までの実績の推移及び目標値は、図表 4－3－1 7 のとおりである。

図表 4－3－1 7 実績の推移及び目標値 (単位：施設)

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
補助施設数	30	29	29	設定なし

(出所：保育課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(11) 保育ママ事業

ア 事業内容

こども園の空き教室で、市が認定した保育ママにより、入園を待機となった0～2歳児の保育を実施する。

保育ママとは、豊田市が実施する「保育ママ養成講座」を受講した者又は保育士資格を有する者で、保育ママとして認定された市民である（保育士資格を有しない者も含む）。

図表4-3-18 保育ママ事業の概要

対象	豊田市内在住で、こども園、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業及び事業所内保育事業の地域枠への入園を待機している生後6か月児～2歳児（4月1日現在の年齢が2歳以下の児童）
利用期間	こども園等に入園するまで （最長は利用する年度の3月31日まで）
実施施設	山之手こども園内「はぐはぐ」 （電話・ファクス 0565-28-1105）
定員	12名
保育時間	月曜日～金曜日の午前7時30分～午後7時 注意：基本保育時間は平日の午前8時30分～午後5時。 就労等のため保育が必要な場合に限り、早朝・延長保育の利用が可能。
保育料	基本保育料（基本保育時間内の保育料）は、月額29,000円 早朝保育及び延長保育利用の場合は基本保育料に下記の保育料を加算する。 ・早朝保育（午前7時30分～午前8時30分）利用…月額1,000円 ・延長保育（午後5時以降）利用…1時間ごとに月額1,000円

（出所：豊田市ホームページ）

イ 事業費の推移

保育ママ事業に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4-3-19のとおりである。

図表 4－3－1 9 過去 3 年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	15, 621	13, 269	8, 314

(出所：保育課作成資料)

ウ 指標の推移

保育ママ事業に関する平成 2 9 年度までの実績の推移及び目標値は、図表 4－3－2 0 のとおりである。

図表 4－3－2 0 実績の推移及び目標値 (単位：人)

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
0～2 歳児 受入定員数	15	18	14	設定なし

(出所：保育課作成資料)

エ 監査の結果

(ア) 「保育ママ 申込受付記録②」の活用方法【意見】

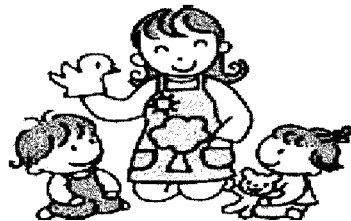
保育ママの募集については、「広報とよた」に図表 4－3－2 1 のとおり情報を掲載している。

図表 4-3-2 1 保育ママ募集

保育課(☎34・6809)

●保育ママ

対市内在住の保育士資格を持つ人
勤務時間月～金曜日午前7時15分～午後7時15分のうち4～6時間、週3日程度 **勤務場所**山之手こども園内の実施施設 **内**入園待機している0～2歳児(12人程度)の保育、環境整備、事務作業^{など} **定**選考3人程度 **報酬**時給1,080円 **採用**7月1日(6月中に実地研修有り) **他**採用者を市が保育ママとして認定。認定後はとよた保育ママの会に入会。面接前に施設見学可 **申**5月15日(火)までに電話で同課



(出所：広報とよた平成30年5月号)

保育課では、窓口にて保育ママ応募者の申込受付を行っている。その際、保育課担当者は、応募者が保育ママとして適任かどうかの判断資料として、「保育ママ 申込受付記録②」(図表4-3-2 2)」を作成している。「保育ママ 申込受付記録②」は、AからFまで及び1の7項目について、1から5までの5段階で評価し、総合評価として、1から5までの5段階で評価する様式となっている。

平成29年度の「保育ママ 申込受付記録②」を閲覧したところ、AからFまで及び1の7項目の評価点と総合評価の関連性が不明であった。

保育課担当者に確認したところ、AからFまで及び1の7項目の評価点の結果に応じた総合評価をするというルールはなく、また、総合評価点数が一定点数以下の場合には採用しない等のルールもないとのことであった。

「保育ママ 申込受付記録②」について、AからFまで及び1の項目別に評価していることを活用し、総合評価の方法及び総合評価結果に基づく採用の有無についてのルールを設定することが望まれる。

図表 4-3-22 保育ママ 申込受付記録②様式

保育ママ 申込受付記録②				
申込者氏名	受付日	月	日	受付者
※評価点（5：優れている、4：やや優れている、3：普通、2：やや劣る、1：劣る）				
項目		評価点	記録	
A 応募動機・熱意	保育に対する関心があるか 保育や仕事への熱意があるか	5 4 3 2 1		
B 態度・表情	対応態度、表情、言葉づかい、礼儀正しさはどうか 服装、身だしなみはどうか 清潔感があるか	5 4 3 2 1		
C 人柄	明るさ、やさしさ、あたたかさが感じられるか 謙虚さがあるか 親しみが持てる人柄か	5 4 3 2 1		
☆ D 協調性	組織の中で協力し合えるか グループでの人間関係に適應できそうか 他人の考えを尊重できるか	5 4 3 2 1		
E 責任感・堅実性	責任を持って保育に取り組むことができそうか 誠実で信頼できそうか 一生懸命さがあるか 保育倫理に即した行動ができそうか	5 4 3 2 1		
F 保育への適性	子どもや保育についての感じ方、考え方はどうか	5 4 3 2 1		
1 保育経験等	保育所勤務経験等があるか	5 4 3 2 1		
総合評価 保育ママとして 適任か		適任 5 4 3 2 1	差し支えない 不適	
(所感・メモ)				

(出所：保育課作成資料)

(12) 潜在保育士の再就労支援

ア 事業内容

保育士の資格を持ちながら、保育現場で働いていない「潜在保育士」に対し、「保育士就職支援研修」を開催し、こども園の現状を知ってもらうことにより、現場復帰への不安解消を図り、再就職を支援する。

イ 事業費の推移

潜在保育士の再就労支援に関する個別事業費は発生していない。

ウ 指標の推移

潜在保育士の再就労支援に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-3-23のとおりである。

図表 4－3－2 3 実績の推移及び目標値

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
研修会開催数	2 回	2 回	2 回	設定なし
参加者数	12 人	9 人	10 人	

(出所：保育課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(1 3) 地域型保育事業

ア 事業内容

午後 7 時以降の保育の実施など、こども園の補完的な保育サービスを提供するため、地域型保育事業を推進する。

イ 事業費の推移

地域型保育事業に関する過去 3 年間の事業費の推移は、図表 4－3－2 4 のとおりである。

図表 4－3－2 4 過去 3 年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	—	74, 442	114, 459

(出所：保育課作成資料)

ウ 指標の推移

地域型保育事業に関する平成 2 9 年度までの実績の推移及び目標値は、図表 4－3－2 5 のとおりである。

図表 4－3－2 5 実績の推移及び目標値

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
地域型保育 事業認可数	0 施設	2 施設	3 施設	4 施設
0～2 歳児 定員数	0 人	38 人	48 人	77 人

(出所：保育課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(14) 一時保育（一時預かり事業）の実施

ア 事業内容

保護者の疾病などの理由により、家庭における保育の実施が一時的に困難となった場合に、こども園などにおいて児童を保育する。

イ 事業費の推移

一時保育（一時預かり事業）の実施に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4-3-26のとおりである。

図表4-3-26 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業費	72	125	121

(出所：保育課作成資料)

ウ 指標の推移

一時保育（一時預かり事業）の実施に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-3-27のとおりである。

図表4-3-27 実績の推移及び目標値

指標名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 31年度 目標値
一時保育の実施箇所数		85 施設	89 施設	93 施設	93 施設
利用延べ人数	公立	625 人	740 人	571 人	設定なし
	私立	402 人	480 人	374 人	

(出所：保育課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(15) 延長保育（時間外保育事業）の充実

ア 事業内容

こども園の基本保育時間以外の保育ニーズに対応するため、午後7時までの延長保育実施園を拡大する。また、こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業のいずれかにより、午後8時までの延長保育を実施する。

イ 事業費の推移

延長保育（時間外保育事業）の充実に関する個別事業費は発生していない。

ウ 指標の推移

延長保育（時間外保育事業）の充実に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-3-28のとおりである。

図表4-3-28 実績の推移及び目標値

指標名	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 31年度 目標値
午後7時までの 延長保育実施 こども園、認定こども園数	36園	41園	46園	44園
午後8時までの 延長保育実施施設数	0施設	0施設	0施設	1施設

（出所：保育課作成資料）

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(16) 休日保育の実施

ア 事業内容

保護者の勤務などに伴う日曜日・祝日の保育ニーズに対応するため、地域型保育事業により、実施施設を拡大する。

イ 事業費の推移

休日保育の実施に関する個別事業費は発生していない。

ウ 指標の推移

休日保育の実施に関する平成 29 年度までの実績の推移及び目標値は、図表 4-3-29 のとおりである。

図表 4-3-29 実績の推移及び目標値

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
休日保育の 実施施設数	5 施設	5 施設	5 施設	6 施設
休日保育の 定員数	100 人	100 人	100 人	110 人
利用延べ人数	1,658 人	1,435 人	1,221 人 (注)	設定なし

(注) 地域型保育事業所を除く。

(出所：保育課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(17) 病児・病後児保育事業

ア 事業内容

病気や怪我により安静を必要とする児童で、保護者の仕事などの都合により、自宅で療養できない場合に、一時的に保育を実施する。

図表 4-3-30 病児保育実施事業所

保育室	事業者
すくすくの森	医療法人すくすくこどもクリニック
びよっこ	愛知県厚生農業協同組合連合会

(注) その他、トヨタ記念病院でも病児保育事業を実施している。

イ 事業費の推移

病児・病後児保育事業に関する過去 3 年間の事業費の推移は、図表 4-3-31 のとおりである。

なお、病後児保育は平成 29 年度以降、実施していない。

図表 4－3－3 1 過去 3 年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	37,918	35,521	28,102

(出所：保育課作成資料)

ウ 指標の推移

病児・病後児保育事業に関する平成 29 年度までの実績の推移及び目標値は、図表 4－3－3 2 のとおりである。

図表 4－3－3 2 実績の推移及び目標値

指標名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
病児・病後児保育の定員数		12 人	12 人	12 人	20 人
実施施設数	病児	2 施設	2 施設	2 施設	4 施設
	病後児	1 施設	1 施設	—	
延べ利用人数	病児	1,273 人	1,373 人	1,074 人	設定なし
	病後児	22 人	7 人	—	

(注) 病後児保育は、平成 29 年度以降実施していない。

(出所：保育課作成資料)

エ 監査の結果

(ア) 病児保育利用時の予約方法の見直し【意見】

市では、病児保育を利用する際、原則書類提出先着順で受付しており、保護者は利用日の前日（原則、午後 3 時）までに必要書類を病児保育実施施設に提出し、予約完了となる。当該予約方法については、事業者と協議の上、運用可能な方法として、決定されたものである。

市の予約方法は、書類を前日までに持参する必要があることから、当日キャンセルが少なく、事業者に配慮した方法となっている反面、保護者は気軽に予約することができず、保護者の利便性は後回しとなってしまうている。

将来的には、保護者の利便性についても考慮し、予約方法について見直しの検討が望まれる。

(18) 利用者支援事業

ア 事業内容

子育て支援センターなどの身近な場所において、市の教育・保育や地域の子育て支援事業などの情報提供や、必要に応じた相談・助言などを実施する。

イ 事業費の推移

利用者支援事業に関する個別事業費は発生していない。

ウ 指標の推移

利用者支援事業に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-3-34のとおりである。

図表4-3-34 実績の推移及び目標値 (単位：施設)

指標名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度 目標値
実施施設数	16	16	16	設定なし

(出所：保育課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(19) 3歳児の幼児教育の受け皿の拡大

ア 事業内容

こども園で3歳児の幼児教育のみの利用を受け入れるため、3歳児の幼児教育の利用は私立幼稚園において担ってきたことを踏まえ、民間移管を検討する。民間移管に当たっては、幼保連携型認定こども園への認可変更を検討する。また、私立こども園についても、幼保連携型認定こども園への認可変更を検討する。

イ 事業費の推移

3歳児の幼児教育の受け皿の拡大に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4-3-35のとおりである。

図表4-3-35 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業費	0	1,205	35,336

(出所：保育課作成資料)

ウ 指標の推移

3歳児の幼児教育の受け皿の拡大に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-3-36のとおりである。

図表4-3-36 実績の推移及び目標値

指標名	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成31 年度 目標値
移管こども園	第2次豊田市 立こども園民 間移管計画の 策定	竜神こども園 の移管法人の 選考	畝部こども園 及び堤こども 園の移管法人 の検討 竜神こども園 の共同保育の 実施	設定なし

(出所：保育課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(20) こども園の入園要件の緩和

ア 事業内容

就労を支援するため、求職活動による入園も可能とする。また、多様な働き方に
対応するため、入園要件のうち就労について月15日以上かつ1日4時間以上とし
ていたものを、月60時間以上とする。さらに、同居の65歳未満の祖母に求めて
いた要件を撤廃する。

イ 事業費の推移

こども園の入園要件の緩和に関する個別事業費は発生していない。

ウ 指標の推移

こども園の入園要件の緩和に関する指標の設定はない。

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(21) 公立こども園の園舎の整備

ア 事業内容

豊田市市有財産最適化方針などに基づき、園舎の改築や計画的な修繕などを実施し、幼児教育・保育環境の維持・向上を図る。また、改築に合わせ、受入定員の拡大を図る。

イ 事業費の推移

公立こども園の園舎の整備に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4-3-37のとおりである。

図表4-3-37 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業費	65,118	22,886	42,111

(出所：保育課作成資料)

ウ 指標の推移

公立こども園の園舎の整備に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-3-38のとおりである。

図表4-3-38 実績の推移及び目標値 (単位：園)

指標名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度 目標値
延命化対策実施園数	4	1	3	設定なし

(出所：保育課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(22) 公立こども園の駐車場整備

ア 事業内容

こども園への送迎方法の変化などに対応し、駐車場が不足している園について必要な整備を行う。

イ 事業費の推移

公立こども園の駐車場整備に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4-3-39のとおりである。

図表 4-3-39 過去 3 年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	230,342	26,080	294,510

(注) 土地開発公社依頼案件においては、保育課の事業費として出るのが事業完了の翌年度となることがあるため、図表 4-3-40 の整備年度と合わない場合がある。

(出所：保育課作成資料)

ウ 指標の推移

公立こども園の駐車場整備に関する平成 29 年度までの実績の推移及び目標値は、図表 4-3-40 のとおりである。

図表 4-3-40 実績の推移及び目標値

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
園数	4 園	3 園	1 園	設定なし
台数	66 台	131 台	22 台	設定なし

(出所：保育課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(23) 私立園に対する施設整備費補助

ア 事業内容

私立こども園、私立幼稚園、私立幼保連携型認定こども園の改築、空調整備、防犯カメラ設置、修繕などの施設整備に係る費用を助成し、幼児教育・保育環境の維持・向上を図る。また、改築に合わせ、受入定員の拡大を図る。

イ 事業費の推移

私立園に対する施設整備費補助に関する過去 3 年間の事業費の推移は、図表 4-3-41 のとおりである。

図表 4-3-41 過去 3 年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	265,986	403,367	563,188

(出所：保育課作成資料)

ウ 指標の推移

私立園に対する施設整備費補助に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-3-42のとおりである。

図表4-3-42 実績の推移及び目標値

(単位：件)

指標名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 31年度 目標値
補助 件数	私立こども園	13	22	3	設定なし
	私立幼稚園	1	3	2	
	私立幼保連携型 認定こども園	0	0	5	

(出所：保育課作成資料)

エ 監査の結果

(ア) 「補助事業検査調書」検査の内容記載の充実【意見】

私立保育所施設整備補助金の補助対象となった事業者は、補助事業完了時に「実績報告書」を市に提出し、市は、当該「実績報告書」に基づき、帳簿等関係書類、物件、施設等を検査し、「補助事業検査調書」を作成している。

平成29年度の補助対象事業に関する「補助事業検査調書」を閲覧したところ、検査の内容の確認の欄に、「適」の記載があるのみであり、実際にどのような検査をしたのか、具体的な資料は残されていなかった。

当該調書だけでは、実際にどのような検討を行って「適」と判断したのか不明であり、事後確認や引継が適切に行われない可能性がある。

そのため、「補助事業検査調書」検査の内容について、事前に必要な検査の内容を具体的に整理し明示した上で、検査結果についても、具体的に記載することが望まれる。

(24) 「豊田市保育課程・指導計画」の改定

ア 事業内容

「豊田市保育課程・指導計画」を、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づいて改訂する。

イ 事業費の推移

「豊田市保育課程・指導計画」の改定に関する個別事業費は発生していない。

ウ 指標の推移

「豊田市保育課程・指導計画」の改定に関する指標の設定はない。

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(25) こども園における園評価の推進

ア 事業内容

こども園における保育方針・保育内容など運営状況について、自己評価及び保護者などの園関係者による評価を行い、保育の質の向上に努める。

イ 事業費の推移

こども園における園評価の推進に関する個別事業費は発生していない。

ウ 指標の推移

こども園における園評価の推進に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-3-43のとおりである。

図表4-3-43 実績の推移及び目標値 (単位：%)

指標名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度 目標値
園評価の実施園 の割合	100	100	100	100

(出所：保育課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(26) こども園・私立幼稚園と小学校、中学校の連携教育の推進

ア 事業内容

こども園・私立幼稚園と小学校、小学校と中学校との情報の共有化と園児・児童生徒や職員間の交流を進めることで、学びのつながりを図る。

イ 事業費の推移

こども園・私立幼稚園と小学校、中学校の連携教育の推進に関する個別事業費は

発生していない。

ウ 指標の推移

こども園・私立幼稚園と小学校、中学校の連携教育の推進に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-3-44のとおりである。

図表4-3-44 実績の推移及び目標値

指標名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度 目標値
実施内容	交流回数 14回	小学校と情報 交換をし、年 間の交流計画 を作成し実施	各こども園・ 幼稚園におい て、幼小連 絡協議会や連 携している小 学校との交流 計画実施 また必要時、 適宜に実施 し、円滑な小 学校への移行 を推進	設定なし

(出所：保育課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(27) 設備・運営基準の向上

ア 事業内容

こども園、幼保連携型認定こども園の設備・運営基準において、職員配置基準、居室面積基準を国基準より手厚く設定し、幼児教育・保育の質の向上を図る。

イ 事業費の推移

設備・運営基準の向上に関する個別事業費は発生していない。

ウ 指標の推移

設備・運営基準の向上に関する指標の設定はない。

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(28) 小学校との合築施設における連携教育の推進

ア 事業内容

合築により整備される寺部こども園と寺部小学校において、園児と児童が生活空間を共にすることによる生活・学びの交流、職員同士の交流、情報の共有や相互理解など、積極的な連携を図る。

イ 事業費の推移

小学校との合築施設における連携教育の推進に関する個別事業費は発生していない。

ウ 指標の推移

小学校との合築施設における連携教育の推進に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-3-45のとおりである。

図表4-3-45 実績の推移及び目標値

指標名	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 31年度 目標値
実施内容	建築中のため 未実施	わくわくいき いきプランを 作成	園・小連携教 育計画を基 に、職員の顔 合わせ・避難 訓練・絵本読 み聞かせ・エ プロンシアタ ー・年長児と 5年生の交流 を実施	設定なし

(出所：保育課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(29) 保育士の就労環境の向上

ア 事業内容

処遇や休暇制度の改善、こども園への事務職員の配置など、保育士の就労環境を向上し、幼児教育・保育の質の向上を図る。

イ 事業費の推移

保育士の就労環境の向上に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4-3-46のとおりである。

図表4-3-46 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業費	10,037	19,507	30,944

(出所：保育課作成資料)

ウ 指標の推移

保育士の就労環境の向上に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-3-47のとおりである。

図表4-3-47 実績の推移及び目標値 (単位：園)

指標名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度 目標値
事務職員の配置	10	22	30	設定なし

(出所：保育課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(30) 家庭教育講座の開催

ア 事業内容

子育て家庭を対象に子どもとの関わりやしつけなどに関する講座をこども園、子育て支援センターなどにおいて開催する。

イ 事業費の推移

家庭教育講座の開催に関する個別事業費は発生していない。

ウ 指標の推移

家庭教育講座の開催に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-3-48のとおりである。

図表4-3-48 実績の推移及び目標値

(単位：回)

指標名	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 31年度 目標値
こども園育児講座開催数	91	70	81	設定なし

(出所：保育課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(31) こども園での親の保育参加事業の推進

ア 事業内容

こども園で親が直接、保育参加することにより、子どもの特性及び発達への理解を深め、自分の子どもへの関わり方を見直す機会とする。ほかの子どもを同時に保育することにより、子育てのヒントをつかむとともに、地域で子どもを育てる意識の醸成を図る。

イ 事業費の推移

こども園での親の保育参加事業の推進に関する個別事業費は発生していない。

ウ 指標の推移

こども園での親の保育参加事業の推進に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-3-49のとおりである。

図表4-3-49 実績の推移及び目標値

指標名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度 目標値
実施事項	各園において パパママ先生 を募集し、実 施	各園において パパママ先生 を募集し、実 施	各園において パパママ先生 を募集し、実 施	設定なし

(出所：保育課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(32) 子育てサロンの推進

ア 事業内容

子育て家庭が家庭教育や子育てについて気軽に話し合い、相談できる場を交流館に開設し、地域と家庭教育・子育ての結び付きを深める。

イ 事業費の推移

子育てサロンの推進に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4-3-50のとおりである。

図表4-3-50 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業費	5,822	6,990	6,640

(出所：保育課作成資料)

ウ 指標の推移

子育てサロンの推進に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-3-51のとおりである。

図表4-3-51 実績の推移及び目標値 (単位：箇所)

指標名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度目標値
子育てサロン開設箇所数	18	20	20	20

(出所：保育課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(33) とよた子どもフェスティバルの開催

ア 事業内容

子育て総合支援センターや子どもつどいの広場において、地域全体で子育て・子育てを応援する気運を高めるため、地域の各種団体や子育てサークルなどの協力に

より、子どもや子育て家庭が楽しむことができるイベントを年1回開催する。

イ 事業費の推移

とよた子どもフェスティバルの開催に関する個別事業費は発生していない。

ウ 指標の推移

とよた子どもフェスティバルの開催に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-3-52のとおりである。

図表4-3-52 実績の推移及び目標値 (単位：人)

指標名	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 31年度 目標値
とよた子どもフェスティ バル参加者数	2,800	2,618	2,112	設定なし
あいあいフェスタ 参加者数	1,204	1,354	1,060	
ゆうゆうフェスタ 参加者数	996	762	585	
にこにこフェスティバル 参加者数	413	502	467	

(出所：保育課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(34) 地域子育て支援拠点事業の推進

ア 事業内容

子育て支援センターや子どもつどいの広場において、子育て中の親子に対し、交流や相談の場の提供、子育てサークルの育成支援、子育てに関する情報提供などを実施する。

イ 事業費の推移

地域子育て支援拠点事業の推進に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4-3-53のとおりである。

図表 4-3-53 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	85,384	167,649	171,897

(出所：保育課作成資料)

ウ 指標の推移

地域子育て支援拠点事業の推進に関する平成 29 年度までの実績の推移及び目標値は、図表 4-3-54 のとおりである。

図表 4-3-54 実績の推移及び目標値 (単位：施設)

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
地域子育て支援 拠点事業実施施設	16	16	16	設定なし

(出所：保育課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(35) ファミリー・サポート・センター事業の推進

ア 事業内容

仕事と子育ての両立を支援するため、保育などの援助を受けたい者と援助を行いたい者を組織化し、相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を推進する。

イ 事業費の推移

ファミリー・サポート・センター事業の推進に関する過去3年間の事業費の推移は、図表 4-3-55 のとおりである。

図表 4-3-55 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	7,914	13,818	13,796

(出所：保育課作成資料)

ウ 指標の推移

ファミリー・サポート・センター事業の推進に関する平成 29 年度までの実績の

推移及び目標値は、図表４－３－５６のとおりである。

図表４－３－５６ 実績の推移及び目標値

指標名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
ファミリー・サポート ・センター活動件数		8,563 件	10,602 件	8,886 件	10,000 件
各会員人数	依頼会員	919 人	1,141 人	1,138 人	設定なし
	協力会員	187 人	224 人	245 人	
	両方会員	63 人	78 人	78 人	

(出所：保育課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(３６) こども園における地域活動事業の実施

ア 事業内容

こども園の有する専門的機能を地域住民のために活用するため、地域の子育て家庭に対する育児講座の開催、世代間のふれあい活動、異年齢児交流の実施など、地域のニーズに応じた幅広い活動に取り組む。

イ 事業費の推移

こども園における地域活動事業の実施に関する個別事業費は発生していない。

ウ 指標の推移

こども園における地域活動事業の実施に関する平成２９年度までの実績の推移及び目標値は、図表４－３－５７のとおりである。

図表 4-3-57 実績の推移及び目標値

(単位：回)

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
育児講座	116	113	111	設定なし
老人との交流	229	156	197	
異年齢児交流	200	160	174	
郷土文化継承活動	108	103	105	
近隣との交流活動	101	114	120	

(出所：保育課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(37) こども園視察

ア 現場視察の対象とした施設

現場視察の対象とした施設は、図表 4-3-58 のとおりである。

なお、現場視察の対象とした施設は、こども園等一覧から無作為に抽出したものである。

図表 4-3-58 現場視察の対象とした施設

No	施設名
1	学校法人 愛知ルーテル学院 幼保連携型認定こども園挙母ルーテル幼稚園
2	市立朝日こども園
3	市立若宮こども園

イ 監査の結果

(ア) 非常災害時対応マニュアルの園児避難先の調整【意見】

市立若宮こども園への現場視察の際に、平成 30 年度に見直しを行った「非常災害時対応マニュアル」を閲覧したところ、園児の避難所について、避難先との調整が未了となっていた。

保育課に確認したところ、避難所については、地元とのつながりのある各園に任せているとのことであった。

しかし、同園と同様に、避難先との調整が未了となっている園がほかにも存在する可能性があるため、保育課は、各園の避難所について、避難先との調整が完

了していることを確認し、調整が難航している場合は、保育課が間に入ることに
より、交渉が進展する可能性もあるため、積極的に関与することが望まれる。

(イ) 避難訓練時の避難所への経路の確認【指摘】

市立朝日こども園への現場視察の際に、「非常災害時対応マニュアル」を閲覧
したところ、園児の避難先との調整は完了しているものの、避難訓練の際に、実
際に避難所に行ってみたことはないとのことであった。避難先については、避難
訓練の際に実際に避難所への移動を行い、避難所として利用可能であることを確
認すべきである。

(38) その他の施策に関する監査の結果

ア 公立こども園の園指導訪問記録に係る内容の詳細化【意見】

保育課にて2、3年に1回程度の頻度で公立こども園を訪問し、指導を行ってい
る。園指導訪問の記録について、記録項目が「園の雰囲気・環境」「園長との懇
談」「協議会記録」「課題」の大まかなテーマの指定のみであり、指導内容の詳細項
目は定められていなかった。

この点について担当者によると、こども園訪問指導経験者により訪問時の確認す
べき事項について事前に口頭で説明がされているとのことであった。しかし、園訪
問記録に確認する事項について詳細な項目が記載されていないと、訪問の際の指導
の内容や水準が訪問担当者により異なる可能性がある。また、確認内容に漏れのあ
る可能性がある。

一方で、社会福祉法人により運営されている私立こども園の場合は、総務監査課
と保育課が連携し社会福祉施設等指導監査を行っており、保育所運営・管理に関し
非常に細かい項目のチェックリストを作成し監査を行っている。

公立こども園についても、園訪問指導の際は確認内容をリスト化し、確認内容や
水準の平準化を図ることが望ましい。

なお、平成30年度からは、公立こども園についてもチェック内容をより明確に
わかりやすくするために、訪問時に確認する事項や確認対象の書類名を詳細に記載
したチェックリストを作成し、これに基づき指導を行っている。

イ 保育料の算定誤りの防止【指摘】

保育料の算定誤りが平成29年度に発生している。保育料は、児童の保護者の市
民税額により算定される基本保育料に、早朝・延長・土曜日保育料や保育料の多子
軽減、兄弟判定等の児童の状況を加味して算定される。すなわち、そういった児童
の状況を保育園システムに入力することで基本保育料に加算や軽減がなされる。保
育園システムの入力については、情報システム課のデータ入力担当者が保護者から

提出された申込みに必要な書類を基に入力を行っており、その結果を保育課担当者が確認している。しかし、この児童の書類の情報に誤りがある場合、保育課担当者が当該誤りを発見することができず、結果的に保育料の算定を誤るケースがあるとのことである。

このように、保育課がチェックをしているにもかかわらず、誤りが発見されずに保育料の算定誤りが発生している。このため、保護者から提出された書類の記載誤りを発見できる仕組みを作ることが必要である。

例えば、児童の状況については、保護者から提出された申込みに必要な書類をもとに入園希望こども園等において保護者と面接を行い、内容を確認しており、内容の不備の有無や保育料算定に影響する項目については、直接保護者に確認できる機会がある。このため、特に保育料算定に影響する事項については、面接の時点で入念に記載内容のチェックを行うことや書類に蛍光マーカーで色付けをし、後に保育課担当者がチェックする際に、入念に確認をするように注意を促すなどの防止策を講じることが考えられる。また、過去の保育料の算定誤り事例を収集し、特に留意すべき事項をこども園等の面接担当者や保育課職員に啓発することや、チェックリストを作成し書類の記載内容の事実確認を確実に行うことが考えられる。

4 福祉部 地域包括ケア企画課

(1) かかりつけ医・歯科医・薬局の役割の周知と医療提供体制の情報提供

ア 事業内容

子どもの体調の変化や経過をよく知っているかかりつけ医・歯科医、投薬状況を把握しているかかりつけ薬局を持つことの重要性を周知する。また、医療機関の選択に役立つ情報や救急医療などの医療提供体制に関する情報が掲載された啓発資料を転入者や保護者などへ提供する。

イ 事業費の推移

かかりつけ医・歯科医・薬局の役割の周知と医療提供体制の情報提供に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4-4-1のとおりである。

図表4-4-1 過去3年間の事業費の推移

(単位：千円)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業費	1,615	2,035	886

(出所：地域包括ケア企画課作成資料)

ウ 指標の推移

かかりつけ医・歯科医・薬局の役割の周知と医療提供体制の情報提供に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-4-2のとおりである。

図表4-4-2 実績の推移及び目標値

指標名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度 目標値
回数	41回	64回	76回	30回
受講者数	2,630人	2,529人	3,702人	2,500人

(出所：地域包括ケア企画課作成資料)

エ 監査の結果

(ア) 効果測定のための指標に係る目標設定【意見】

当事業は、かかりつけ医等を持つことの重要性を周知する施策であり、現状はその目標として、出前・出向き講座等による情報発信に係る活動指標のみが設定されている。しかし、当事業の施策が目的としている、かかりつけ医等を持つことに関しては、目標としての指標が設定されていないため、当事業の施策による成果を測定することができない状況である。

そこで、当事業の施策による効果を測ることにより、事業の評価及び計画見直

しにつなげるため、かかりつけ医を持っている人の割合又はかかりつけ医を持っている世帯の割合等、事業の施策実施による成果に係る指標についても、目標設定を検討することが望まれる。なお、指標の測定方法としては、定期的を実施している市民アンケート「市民意識調査」の回答を活用すること等が考えられる。

(2) 小児救急医療支援事業の実施

ア 事業内容

夜間（３６５日）及び休日や年末年始の昼間において、医療圏内の病院による輪番方式で、小児科の入院治療を要する重症患者の医療を確保する。

イ 事業費の推移

小児救急医療支援事業の実施に関する過去３年間の事業費の推移は、図表４－４－３のとおりである。

図表４－４－３ 過去３年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	12,562	12,496	12,470

(出所：地域包括ケア企画課作成資料)

ウ 指標の推移

小児救急医療支援事業の実施に関する平成２９年度までの実績の推移及び目標値は、図表４－４－４のとおりである。

図表４－４－４ 実績の推移及び目標値 (単位：日数)

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
輪番方式による 小児救急医療実施日数	365	365	365	設定なし

(出所：地域包括ケア企画課作成資料)

エ 監査の結果

(ア) 小児救急医療支援病院運営費実績額明細書の実績の詳細な確認【意見】

市は、休日及び夜間における小児科医を確保し、豊田加茂広域２次救急医療圏の小児救急医療の円滑な推進を図ることを目的に、小児救急医療支援病院に対し、「豊田市小児救急医療支援病院運営費補助金交付要綱」（以下「小児救急医療

補助金交付要綱」という。)に基づいて、小児救急医療支援病院が行う小児救急医療支援事業に要する費用の一部を補助している。

この「小児救急医療補助金交付要綱」第5条で「補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、小児救急医療支援事業の実施に必要な経費のうち、常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費及び医師雇上謝金」としており、第6条によると、「補助金は、補助対象経費の実支出と別表第2に定める補助基準額に該当補助基準額に対応する区分を1単位とした診察日数を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。」としている。この第6条の補助対象経費の実支出については、第9条で「補助事業者は、補助事業期間(4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。)が満了したときは、当該補助事業期間の翌年度の4月10日までに、補助事業実績報告書(様式6号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。(3)小児救急医療支援事業実績明細書(様式第9号)」(以下「実績明細書」という。)としている。

この第9条(3)の「実績明細書」は、交付する補助金額を決定する重要な書類であり、市では、「実績明細書」の内容について当番回数については医師会から入手した資料との確認を行っているものの、常勤職員給与費などの人件費算出根拠について詳細な検討をせずに補助金額の決定を行っていた。

小児救急医療支援病院に追加で資料を依頼したところ、小児救急医療支援病院2病院のうち1病院は、小児救急医療支援を行う予定の医師の平均賃金にて作成していることが分かった。

市の補助金支給額上限額と平均賃金で算定した実経費金額との比較のみでは、小児救急医療支援に従事したのが医師1年目であった場合、市の補助金支給額上限額より実経費金額が下回る可能性がある。この点について、追加確認したところ、仮に全期間に渡り医師1年目が小児救急医療支援に従事していたとしても、実経費金額は補助金支給額上限額を下回っていなかった。結果として補助金の過大支給はなかったが、今後は人件費についても金額の算定根拠の詳細な確認をすることが望ましい。

5 福祉部 生活福祉課

(1) 就学支援事業

ア 事業内容

生活保護受給世帯の子どもの高校進学、高校中退防止のため、就学支援ケースワーカーと就学支援相談員を配置し、意識啓発及び情報の周知などの支援を行う。

イ 事業費の推移

就学支援事業に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4-5-1のとおりである。

図表4-5-1 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業費	3,103	3,028	3,030

(出所：生活福祉課作成資料)

ウ 指標の推移

就学支援事業に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-5-2のとおりである。

図表4-5-2 実績の推移及び目標値 (単位：%)

指標名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度目標値
高校進学希望者の進学率	100	100	100	100

(出所：生活福祉課作成資料)

エ 監査の結果

(ア) 査察指導員による査察指導及び査察指導記録の作成【意見】

就学支援ケースワーカー及び就学支援相談員が電話や訪問等による支援を行った際、支援内容についてケース記録として課内のシステムに入力保管しているが、ケース記録について端末画面で閲覧したところ、平成29年度及び監査時点までの平成30年度のケース記録に対して査察指導員が審査又は助言指導を行った旨の記録が残されていないものが見受けられた。また、査察指導員による査察指導については、「生活保護手帳」における生活保護法施行事務監査事項の主眼事項のうち、査察指導機能の充実に係る項目の1つとして示されており、査察指導員が就学支援ケースワーカー及び就学支援相談員に対して助言指導した事項並

びにその経過及び結果について、査察指導台帳等を活用して記録すること、併せて助言指導事項について進行管理を行うこと等が求められている。

これに関して、査察指導員による査察指導について、市では査察指導員による審査又は助言指導の手続は実施しているとのことであるが、ケース記録の中には査察指導の日時・査察者・指導事項等が記載された査察指導記録が残されていないものが見受けられ、適時適切に査察が行われていたのか確認ができない状態にあった。

したがって、就学支援及びそのケース記録に対する査察指導を適時適切に行い、査察指導記録を保管するとともに、査察指導が網羅的に実施されるよう、必要に応じてシステムの通知機能の設定等を含めて、査察指導記録の方針を定め、継続的に運用することが望まれる。

生活保護手帳 2017年度版 中央法規（抜粋）

9 生活保護法施行事務監査の実施について

（平成12年10月25日 社援第2393号）

（厚生省社会・援護局長通知）

（改正 平成29年3月29日 社援発0239第46号による改正まで）

〔別添〕 生活保護法施行事務監査実施要綱

別紙 生活保護法施行事務監査事項

主眼事項1 保護の適正実施の推進 （2）査察指導機能の充実

着眼点1 現業活動の掌握体制の確保

訪問計画の策定など計画的な訪問のための取組や訪問調査活動の実施について査察指導員が把握でき、かつ必要な助言、指導ができる体制は確保されているか。また、個々のケースを掌握するための査察指導台帳は作成されているか。

着眼点2 訪問の進行管理等

（1）ケースの実態に即した援助方針及び訪問計画の策定など、訪問調査活動の実施についての助言、指導は適切になされているか。

また、ケースの実態の変化に応じて、その見直しに対する助言、指導は適切に行われているか。

（2）長期未訪問ケース等について、必要に応じて査察指導台帳等を活用することにより、査察指導員が定期的に状況を掌握しているか。

（3）（2）で掌握した状況について、現業員に対して必要な指導が行われているか。

着眼点3 ケース審査及び助言、指導

- (1) ケース審査を適時行うため、訪問調査等の実施後、速やかにケース記録を回付させるよう指導を行っているか。また、必要に応じて査察指導台帳等を活用するなど、ケース記録の回付漏れや回付遅延を未然に防止しているか。
- (2) ケースの援助内容について、現業員に必要な助言、指導は適切に行われているか。特に、新任の現業員に対し、実務指導、接遇等について特別な配慮はなされているか。
- (3) 現業員に助言、指導した事項、その経過及び結果について、査察指導台帳等に記録されているか。
- (4) 現業員に助言、指導した事項についての進行管理は適切になされているか。

(イ) 高校中退防止施策に対する評価指標の設定【意見】

当事業内容のうち、高校中退防止のための支援に対しては目標とする指標が設定されていない。これに関して、市は、高校生は学校側から中退防止のための協力が得られにくく、仮に目標として中退者ゼロを設定した場合には目標を達成できないと見込まれること、また、高校在学中の支援対象者は母集団が小さく、支援対象者の中から中退者が発生する状況も年度ごとにばらつきがあるため、中退者数に関連する指標として単年度数値を用いると評価の正当性が損なわれるおそれがある等の理由から、中退防止施策に対する評価指標は設定していないとのことであった。

しかし、事業内容として掲げている施策に対して、その実施結果の評価及び計画見直しにつなげるためには、目標の設定により施策の効果を測ることが必要であると考え。なお、前述した中退者ゼロを目標にすると、目標を達成できないと見込まれることへの対処として、中退者ありきの目標設定は好ましくはないものの、現実的には中退者発生をゼロにすることが困難であることを考慮すると、厚生労働省が発表している生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率（注1）、又は文部科学省が発表している全世帯の高等学校等中退率（注2）等を参考に、市としての合理的な目標を設定することで、施策に対する評価体制を構築することが望まれる。

（注1）生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率は、厚生労働省社会・援護局保護課による調査に基づく指標数値で、「平成29年度子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況」に掲載された平成29年4月1日現在実績（生活保護世帯に属し平成28年4月1日時点で高等学校等に在籍していた者のうち平成29年3月末までの間に中退し

た者の割合)は4.1%である。

(注2) 全世帯の高等学校等中退率は、文部科学省初等中等教育局児童生徒課による調査に基づく指標数値で、「平成29年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」に掲載された平成29年度実績は1.3%である。

6 福祉部 障がい福祉課

(1) 外来療育グループ（あおぞら、あおぞらおひさま）の実施

ア 事業内容

言葉が遅い、かんしゃくが強い、友達と遊べないなどの未就園の子どもとその親が、遊びを通して、親子の絆を深め、生活習慣や社会性を身に付けることを目的としたグループ活動をこども発達センターにおいて実施する。

イ 事業費の推移

外来療育グループ（あおぞら、あおぞらおひさま）の実施に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4-6-1のとおりである。

図表4-6-1 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業費	98,201	108,287	114,516

(注) 地域療育室、あおぞら、あおぞらおひさまに関する事業費の合算金額

(出所：障がい福祉課課作成資料)

ウ 指標の推移

外来療育グループ（あおぞら、あおぞらおひさま）の実施に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-6-2のとおりである。

図表4-6-2 実績の推移及び目標値 (単位：人)

指標名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度 目標値
利用登録人数	802	918	850	設定なし

(出所：障がい福祉課課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(2) 在宅重度心身障がい児（者）一時保護事業

ア 事業内容

介護家族が冠婚葬祭などの理由により家庭介護ができない場合に、在宅重度心身障がい児を一時的に保護する。

イ 事業費の推移

在宅重度心身障がい児（者）一時保護事業に関する過去３年間の事業費の推移は、図表４－６－３のとおりである。

図表４－６－３ 過去３年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	153	153	113

(出所：障がい福祉課作成資料)

ウ 指標の推移

在宅重度心身障がい児（者）一時保護事業に関する平成２９年度までの実績の推移及び目標値は、図表４－６－４のとおりである。

図表４－６－４ 実績の推移及び目標値 (単位：人)

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
利用者数 (延べ)	20	19	15	設定なし

(出所：障がい福祉課作成資料)

エ 監査の結果

(ア) 委託事業者による作業責任者及び作業従事者の書面報告の未入手【指摘】

当事業の一時保護業務は、市が外部事業者に委託しており、委託された事業者（以下「委託事業者」という。）は、「在宅重度心身障がい児（者）一時保護事業委託（単価契約）仕様書」の定めに従い、別添「個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記」（以下「特記」という。）に定められた事項の遵守が求められる。なお、特記第３条によれば、委託事業者は、業務に係る作業責任者及び正社員以外の者を含む作業従事者を定めた上で書面により市へ報告する義務を負う旨が定められている。

これに対して、市においては、平成２９年度における委託事業者による作業責任者及び作業従事者の書面報告を受けていなかった。特記に記載された事項は、市が実施主体となる事業の一環として、その作業従事者の適切な把握管理及び利用者の個人情報保護のために必要な手続が定められているものである。したがって、事業の実施主体である市がその手続の遵守状況を確認することにより、事業運営が適切に行われるよう管理することが必要である。

個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記（抜粋）

（責任者及び従事者の報告）

第3条 受託者は、本業務に係る作業責任者及び作業従事者（正社員以外の者を含む。）を定め、書面により市に報告しなければならない。

2 受託者は、作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

3 受託者は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により市に申請し、その承認を得なければならない。

4 受託者は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により市に報告しなければならない。

5 作業責任者は、特記に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記に定める事項を遵守しなければならない。

7 受託者は、作業責任者及び作業従事者（以下「作業者」という。）に対して、受託者が発行する身分証明書等を常時携帯させ、作業時の着用による明示又は提示が行えるようにしなければならない。

（イ）業者選定理由の根拠となる情報の入手【意見】

当事業の一時保護業務は、現状、年度ごとに契約締結を行うことで、委託手続の公平性を担保するとともに、委託事業者による提供業務の質を高く保つよう配慮しているが、契約締結に当たって、他の事業者との比較等による委託事業者の見直しが積極的に検討されていないと考えられる状態であった。

背景としては、委託事業者のうちA法人は当事業が開始した平成3年度から連続して選定されており、B法人は平成18年度から連続して選定されているため、結果として業者選定が硬直的になっていることが考えられる。なお、平成29年度契約に係る「業者選定書」によれば、「障がい者支援の事業を長年実施しており、障がい者の対処方法に精通している」ことが選定理由として記述され、他の事業者との競争によらずに委託事業者の選定が行われているため、他の事業者の調査及び比較検討等が行われたことを確認できない状態であった。また、この「業者選定書」によれば、「過去の同事業の実績も良好である」ことも選定理由として挙げられているが、選定理由の根拠となる資料は残されていなかった。

例えば、委託事業者から実施報告を受ける際、利用者と直接接する機会のある委託事業者が把握している利用者ニーズ及びそれに対する対応方針についてヒアリングを行う等、業者選定理由の根拠となるような情報を入手し業者選定に利

用することが望まれる

(ウ) 委託事業者に対して支払う委託料（契約単価）の妥当性【意見】

当事業の一時保護業務において、市が委託事業者を支払う委託料は、時間当たりの契約単価及び担当した従業員の所要勤務時間数に基づいて計算されている。しかし、この契約単価は過年度から継続的に適用されているものであり年度ごとの見直しは行われておらず、その金銭的根拠も明確に保持されているものではないため、契約単価の妥当性に対する説明が困難な状態であった。

そこで、年度ごとの契約締結時において委託料の契約単価の見直しを行い、その支出すべき金額の適正性を確保し、委託業務に係る支出面での効率性を保持することが望まれる。

(エ) 委託事業者に対して支払う委託料（勤務時間数）の妥当性【意見】

当事業の一時保護業務において、委託料の計算基礎である担当した従業員の所要勤務時間数について、月次で委託事業者から市に提出される「一時保護事業実績報告書」という、利用日ごとの時間数のみが記載された資料により行われている。また、この「一時保護事業実績報告書」は、利用者ごとの「一時保護日誌」において、具体的な実施内容とともに記録された担当従業員の勤務時刻に基づいて計算及び集計されたものである。

平成29年度において、委託事業者の一つであるA法人からは、「一時保護日誌」について市への網羅的な提出が行われておらず、市において委託事業者から提出された「一時保護事業実績報告書」に記載された時間数の適正性に関する検証が行われていない状況であった。

事業の実施主体である市において、委託事業者からの請求内容が適正であることを確認するためには、「一時保護事業実績報告書」により報告された時間数に異常が無いかについて、契約時の仕様書に記載された予定数量との比較による検証又は勤務時間数が勤務記録である「一時保護日誌」に基づく正しい時間数であるかを確認する等の検証が必要となる。ただし、前者の検証方法に関して、予定数量は利用予定枠としての時間数を前提としており予実比較に適合するものではないことから、この方法による検証は十分とはいえないため、後者が実行可能な検証方法であると考えられる。

このため、委託事業者からの委託料請求に対して、網羅的に「一時保護日誌」の提出を受けるとともに、請求時間数を「一時保護日誌」に基づき検証することにより、委託料として支出すべき金額の適正性を確保して、委託業務に係る支出面での正当性を保持することが望まれる。

(3) 放課後等デイサービス事業

ア 事業内容

障がいのある小学生、中学生及び高校生の放課後や長期休暇中の活動の場として、デイサービス事業所などにおいて、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流促進などの療育を行う。

イ 事業費の推移

放課後等デイサービス事業に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4-6-5のとおりである。

図表4-6-5 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業費	353,765	517,406	769,046

(出所：障がい福祉課作成資料)

ウ 指標の推移

放課後等デイサービス事業に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-6-6のとおりである。

図表4-6-6 実績の推移及び目標値 (単位：人)

指標名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度 目標値
利用者数	353	427	491	設定なし

(出所：障がい福祉課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(4) 障がい児等療育支援事業

ア 事業内容

在宅の発達障がい児、知的障がい児及び肢体不自由児などの地域における生活を支えるため、こども発達センターにおいて療育支援、相談などを行う。

イ 事業費の推移

障がい児等療育支援事業に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4-6-7のとおりである。

図表 4-6-7 過去 3 年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	98,201	108,287	114,516

(注) 地域療育室、あおぞら、あおぞらおひさまに関する事業費の合算金額

(出所：障がい福祉課作成資料)

ウ 指標の推移

障がい児等療育支援事業に関する平成 29 年度までの実績の推移及び目標値は、図表 4-6-8 のとおりである。

図表 4-6-8 実績の推移及び目標値

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
在宅支援訪問療育等	187 人	207 人	15 人	設定なし
在宅支援外来療育等	24,612 人	27,146 人	23,359 人	
施設支援一般指導	299 回	513 回	737 回	

(出所：障がい福祉課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(5) 児童発達支援センター（ひまわり、たんぼぼ、なのはな）運営事業の実施

ア 事業内容

発達障がい児、知的障がい児、肢体不自由児及び難聴幼児などに対し、個々の特性を考慮した支援を行う。情緒の安定を図りながら、できる限り健全な社会生活を営めるよう、早い段階から適切な支援を行う。

イ 事業費の推移

児童発達支援センター（ひまわり、たんぼぼ、なのはな）運営事業の実施に関する過去 3 年間の事業費の推移は、図表 4-6-9 のとおりである。

図表 4-6-9 過去 3 年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	302,689	307,363	324,891

(出所：障がい福祉課作成資料)

ウ 指標の推移

児童発達支援センター（ひまわり、たんぽぽ、なのはな）運営事業の実施に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-6-10のとおりである。

図表4-6-10 実績の推移及び目標値 (単位：人)

指標名	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 31年度 目標値
児童発達支援センター 利用児童数	128	131	129	設定なし

(出所：障がい福祉課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

7 保健部 地域保健課

(1) 養育支援訪問事業

ア 事業内容

児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、過重な負担がかかる前に、ヘルパー及び保健師、助産師などの専門職員を派遣し、家庭内での養育に関する援助支援を行う。

イ 事業費の推移

養育支援訪問事業に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4-7-1のとおりである。

図表4-7-1 過去3年間の事業費の推移 (単位:千円)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業費	5,274	3,763	3,318

(出所:地域保健課作成資料)

ウ 指標の推移

養育支援訪問事業に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-7-2のとおりである。

図表4-7-2 実績の推移及び目標値 (単位:件)

指標名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度 目標値
委託助産師による 延べ訪問数	995	710	626	設定なし

(出所:地域保健課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(2) 乳幼児期の食育の推進

ア 事業内容

離乳食・幼児食に関する正しい知識の普及を通じて、適切な食生活の基礎づくりを支援するため、自主グループや各団体などに管理栄養士を派遣する。また、乳幼児健康診査などのあらゆる機会を活用して、乳幼児の食育を推進する。

イ 事業費の推移

乳幼児期の食育の推進に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4-7-3のとおりである。

図表4-7-3 過去3年間の事業費の推移 (単位:千円)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業費	232	195	219

(出所:地域保健課作成資料)

ウ 指標の推移

乳幼児期の食育の推進に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-7-4のとおりである。

図表4-7-4 実績の推移及び目標値

指標名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度 目標値
講師派遣件数	35件	31件	36件	設定なし
参加親子数	584組	480組	533組	

(出所:地域保健課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(3) 親子体力づくり事業の実施

ア 事業内容

親子で体を使って遊ぶ楽しさを知り、遊びを通じて良好な親子関係を築くことを目的として、親子参加の体力づくり講座を開催する自主グループや各種団体へ講師を派遣する。

イ 事業費の推移

親子体力づくり事業の実施に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4-7-5のとおりである。

図表 4-7-5 過去3年間の事業費の推移 (単位:千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	201	169	145

(出所:地域保健課作成資料)

ウ 指標の推移

親子体力づくり事業の実施に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-7-6のとおりである。

図表 4-7-6 実績の推移及び目標値 (単位:件)

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
講師派遣件数	37	32	33	40

(出所:地域保健課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(4) 育児健康相談の実施

ア 事業内容

乳幼児の健康・育児不安・栄養について相談できる機会を提供するため、子育て支援センターなどにおいて、保健師・管理栄養士による相談、身長・体重測定を実施する。また、専用電話による相談も実施する。

イ 事業費の推移

育児健康相談の実施に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4-7-7のとおりである。

図表 4-7-7 過去3年間の事業費の推移 (単位:千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	1,308	1,265	1,251

(出所:地域保健課作成資料)

ウ 指標の推移

育児健康相談の実施に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-7-8のとおりである。

図表 4－7－8 実績の推移及び目標値

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
来所相談の実施施設数	16 か所	16 か所	17 か所	設定なし
来所相談延べ件数	6,913 件	5,189 件	5,863 件	
電話相談延べ件数	630 件	634 件	482 件	

(出所:地域保健課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

8 都市整備部 公園緑地整備課及び公園緑地管理課

(1) ちびっこ広場・ふれあい広場の整備

ア 事業内容

市では、地域の子どもの健全な遊び場を確保するとともに、コミュニティ活動の場として、ちびっこ広場・ふれあい広場の整備と、公園施設が常に安全であるように、年2回の定期点検、また定期点検に併せて保守業務を委託している。保守点検の実施時期、対象施設及び点検方法などは、「都市公園・地域広場遊具等保守点検業務委託仕様書」及び「都市公園・地域広場遊具等保守点検業務委託特記仕様書」に記載されており、それに沿って委託業者は業務を実施しており、定期点検における判定基準についてもこれに記載されている。

図表4-8-1 遊具の劣化判定基準表

	判 定		状 態
金属 (腐食)	A	健全な状態	表面に錆があるが孔食になっていない
	B	軽微な劣化がある状態	孔食が始まっているが残量が肉厚の60%以上
	C	重度の劣化がある状態	孔食が進み残量が肉厚の60%未満
	D	最重要部材に重度の劣化がある状態	最重要部材に孔食が進み残量が肉厚の60%未満
金属 (磨耗)	A	健全な状態	磨耗していない
	B	軽微な劣化がある状態	残量が初期形状の直径で60%以上
	C	重度の劣化がある状態	残量が初期形状の直径で60%未満
	D	最重要部材に重度の劣化がある状態	最重要部材の残量が初期形状の直径で60%未満
木 (腐朽)	A	健全な状態	腐朽していない
	B	軽微な劣化がある状態	残量が初期形状の直径で80%以上
	C	重度の劣化がある状態	残量が初期形状の直径で80%未満
	D	最重要部材に重度の劣化がある状態	最重要部材の残量が初期形状の直径で80%未満
ワイヤ ロープ	A	健全な状態	錆・キンク・形くずれ・索線切れがない
	B	軽微な劣化がある状態	1撚りの間に切断している索線の数10%未満
	C	重度の劣化がある状態	1撚りの間に切断している索線の数10%以上
	D	最重要部材に重度の劣化がある状態	最重要部材のワイヤロープに1撚りの間に切断している索線の数10%以上
繊維 ロープ	A	健全な状態	
	B	軽微な劣化がある状態	ロープの山が磨り減って棒状になっている
	C	重度の劣化がある状態	1ストランド(1/3本)が切断している
	D	最重要部材に重度の劣化がある状態	最重要部材の1ストランド(1/3本)が切断している

(出所：都市公園・地域広場遊具等保守点検業務委託仕様書(抜粋))

図表 4－8－2 遊具の規準診断判定レベル

遊具の規準診断の判定については、（一社）日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S：2014」に記載するハザードレベル（0、1、2、3）の4段階で示すこと。 0：傷害をもたらす物的ハザードがない状態 1：軽度の傷害をもたらさうるハザードがある状態 2：重大であるが恒久的ではない傷害をもたらさうるハザードがある状態 3：生命に関わる危険があるか、重度の傷害あるいは恒久的な傷害をもたらさうるハザードがある状態
--

（出所：都市公園・地域広場遊具等保守点検業務委託仕様書（抜粋））

図表 4－8－3 遊具の機能に関する総合判定レベル

劣化診断、規準診断の判定結果をもとに、遊具の機能に関する総合判定を下記に示す（A、B、C、D）の4段階で示すこと。機能に関する総合判定によりC、Dと判定された遊具は、使用禁止を施設管理者に報告すること。 A：健全であり、修繕の必要がない（使用可） B：部分的に異常があり、部分修繕が必要（使用可） C：重要な箇所に部分的な異常があり、部分修繕が必要（使用不可、場合により使用可） D：最重要部材等に異常があり、大規模な修繕または破棄し更新が必要（使用不可）

（出所：都市公園・地域広場遊具等保守点検業務委託仕様書（抜粋））

図表 4－8－4 遊具の機能に関する総合判定の関連表

劣化診断 (劣化判定)	規準診断 (ハザードレベル)	総合 判定	使用可否
A	0	A	使用可
A	1	B	
	2		
B	0		
	1		
	2		
A	3	C	
B	3		
C	0		
	1		
	2		
	3		
D	0	D	使用不可
	1		
	2		
	3		

（出所：都市公園・地域広場遊具等保守点検業務委託仕様書（抜粋））

図表 4－8－5 塗装に関する判定基準表

判 定		状 態
A	再塗装の必要がない	
B	部分的に塗装が必要	部分的に 1 %以上の錆がある。 部分的に錆又ははがれがある。 部分的に汚れ・退色・塗膜劣化がある。
C	全体的に塗装が必要	全体的に 1 %以上の錆がある。 全体的に錆又ははがれがある。 全体的に汚れ・退色・塗膜劣化がある。

(出所：都市公園・地域広場遊具等保守点検業務委託仕様書（抜粋）)

図表 4－8－6 その他公園施設の総合判定基準表

総合判定	判定基準
A	・全体的に健全である。 ・緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの。
B	・全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。 ・緊急の補修の必要はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。
C	・全体的に劣化が進行している。 ・現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの。
D	・全体的に顕著な劣化である。 ・重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要とされるもの。

(出所：都市公園・地域広場遊具等保守点検業務委託仕様書（抜粋）)

前掲の図表 4－8－6 にある判定基準に沿って実施した定期点検結果は、遊具ごとに「定期点検表」に、施設ごとに「定期点検総括表」に、そして前述の施設かつ遊具ごとの定期点検結果が「定期点検一覧表」にまとめられる。

イ 事業費の推移

ちびっこ広場・ふれあい広場の整備に関する過去 3 年間の事業費の推移は、図表 4－8－7 のとおりである。平成 29 年度は、遊具更新工事 2 件及び新設したふれあい広場 2 か所の整備及び供用開始により、事業費が増加している。

図表 4－8－7 過去 3 年間の事業費の推移

(単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	86,243	93,615	138,628

(出所：公園緑地整備課・公園緑地管理課作成資料)

ウ 指標の推移

ちびっこ広場・ふれあい広場の整備に関する平成 29 年度までの実績の推移及び目標値は、図表 4－8－8 のとおりである。

図表 4－8－8 実績の推移及び目標値

(単位：個)

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
専門業者が実施する劣化調査における D 判定（生命に危険があるか重度の傷害をもたらす可能性があり、使用禁止となっているもの）の数	1	0	3	0

(出所：公園緑地管理課作成資料)

エ 監査の結果

(ア) 公園施設設備点検における取りまとめ資料の見直し【意見】

平成 29 年度に実施した定期点検結果に係る「定期点検一覧表」を閲覧したところ、総合判定が C 又は D となっている公園施設及び保守内容が記載された公園施設は、図表 4－8－9 のとおりである。保守内容は同表にほとんど記載されていないかった。

図表 4－8－9 C 又は D 判定の公園施設及び保守件数

(単位：件数)

種別	総合判定 C 又は D の公園施設	保守内容が 記載された公園施設
都市公園	440	1
地域広場	390	3

(出所：平成 29 年度定期点検一覧表)

定期点検の結果、総合判定が C 又は D となった公園施設は、図表 4－8－6 によると、修繕又は破棄更新が必要なものとされている。このため、総合判定が C 又は D となった公園施設については適切な対応が必要となる。関係部課へのヒア

リングや公園施設の個別の点検結果を拝見し、立入禁止のテープを張るなど適切な対応はなされていることは確認できた。

「定期点検一覧表」の保守内容の記載状況のみを見ると適切な対応がなされていないと誤解されるおそれがあるため、「定期点検一覧表」の記載方法を見直すことが望まれる。

(イ) 総合判定結果がDとなった公園施設のうち緊急対応を不要とした公園施設に関する判断の記載の明確化【意見】

公園施設が常に安全であるように、年2回の定期点検、また定期点検に併せて保守業務を委託している。「都市公園・地域広場遊具等保守点検業務委託仕様書」及び「都市公園・地域広場遊具等保守点検業務委託特記仕様書」にて、定期点検における判定基準が記載されている。

この判定基準に基づき、都市公園及び地域広場において、D判定となった公園施設は、図表4-8-10のとおりである。

図表4-8-10 D判定の公園施設

種別	総合判定Dの公園施設
都市公園	12件 うち遊具はなし
地域広場	48件 うち遊具は2件

(出所：平成29年度定期点検一覧表)

総合判定でDとなるものは、遊具では、図表4-8-4によると「使用不可」となるもの、その他公園施設では、図表4-8-6によると「全体的に顕著な劣化である。重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、若しくは更新が必要とされるもの」と定義付けられており、喫緊に対応が必要なものである。

今回、D判定となった地域広場の遊具2件については、利用者の安全確保に直結するため、撤去等の対応が適切に行われていた。また担当者に他の公園施設について、対応を行わなかった理由を確認したところ、緊急的な修繕を要しないため、経過を観察しつつ順次修繕すべきか検討をしているとの回答を得た。委託業務の判定基準の定義では、緊急な補修が必要なものとされているが、定期点検における判定結果に対し、庁内で再検証するため、判定結果が変更されることがある。庁内で再検証を行った結果、喫緊に対応が必要なものは2件であったものの、他の公園施設についての判断過程が残っていないため、当時の判断が不明瞭である。よって、判定結果を変更する判断がなされたのであれば、その判断過程を文書形式で残すことが望まれる。

(ウ) 総合判定結果がCとなった公園施設のうち補修等を不要とした公園施設に関する判断の記載の明確化【意見】

公園施設が常に安全であるように、年2回の定期点検、また定期点検に併せて保守業務を委託している。「都市公園・地域広場遊具等保守点検業務委託仕様書」及び「都市公園・地域広場遊具等保守点検業務委託特記仕様書」にて、定期点検における判定基準が記載されている。

この判定基準に基づき、都市公園及び地域広場において、C判定となった公園施設は、図表4-8-11のとおりである。

図表4-8-11 C判定の公園施設

種別	総合判定Cの公園施設
都市公園	428件 うち遊具 141件
地域広場	342件 うち遊具 78件

(出所：平成29年度定期点検一覧表)

仕様書によると、総合判定でCとなるものは、遊具では、「使用不可、場合により使用可」となるもの、その他公園施設では、「全体的に劣化が進行している。現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、若しくは更新が必要なもの」と定義付けられている。今回、C判定となったものについて、担当者に対応状況を確認したところ、補修等を行ったものではなく、その理由として緊急的な修繕を要しないため、経過を観察しつつ順次修繕すべきか検討をしているとの回答を得た。

判定基準の定義では、遊具の場合、状況によっては使用不可と判断されるものも存在する。よって、C判定のものについては、使用可や緊急での補修不要と判断した過程を文書形式で残すことが望まれる。

(2) 街区・近隣公園等の整備

ア 事業内容

子育て家庭の憩いやふれあいの場を確保するため、市民ニーズに応じた都市公園を計画的に整備する。

イ 事業費の推移

街区・近隣公園等の整備に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4-8-12のとおりである。

図表 4－8－1 2 過去 3 年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	131, 834	79, 927	126, 155

(出所：公園緑地整備課作成資料)

ウ 指標の推移

街区・近隣公園等の整備に関する平成 2 9 年度までの実績の推移及び目標値は、図表 4－8－1 3 のとおりである。

図表 4－8－1 3 実績の推移及び目標値 (単位：ha)

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
街区・近隣公園等の整備面積	79. 64	79. 85	80. 1	80. 0

(出所：公園緑地整備課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

9 都市整備部 公園緑地管理課

(1) プレーパークの開催

ア 事業内容

鞍ヶ池公園に隣接する里山エリアにおいて、子どもたちが自然の中で自由に遊べるよう、運営知識をもった団体によりプレーパークを開催する。

イ 事業費の推移

プレーパークの開催に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4-9-1のとおりである。

図表4-9-1 過去3年間の事業費の推移

(単位:千円)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業費	754	754	741

(出所:公園緑地管理課作成資料)

ウ 指標の推移

プレーパークの開催に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-9-2のとおりである。

図表4-9-2 実績の推移及び目標値

指標名	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 31年度 目標値
プレーパーク開催回数	45回	45回	45回	設定なし
参加者数	3,039人	3,399人	2,765人	

(出所:公園緑地管理課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

10 教育委員会 学校教育部 学校教育課及び青少年相談センター

(1) 障がい児（小・中学生）研修の充実

ア 事業内容

障がいのある子どもに対し、専門的見地から指導に当たることができる教員を育成するため、障がいの理解や指導方法の研修を充実する。

イ 事業費の推移

障がい児（小・中学生）研修の充実に関する事業費は、図表4-10-1のとおりである。

図表4-10-1 過去3年間の事業費の推移 (単位:千円)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業費	10	10	10

(出所: 青少年相談センター作成資料)

ウ 指標の推移

障がい児（小・中学生）研修の充実に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-10-2のとおりである。

図表4-10-2 実績の推移及び目標値 (単位:人)

指標名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度 目標値
研修受講者 延べ人数	632	647	658	設定なし

(出所: 青少年相談センター作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(2) 特別支援教育連携協議会の開催

ア 事業内容

障がいなどにより、特別な支援が必要な児童生徒とその保護者について、教育・福祉・医療などが一体となって学齢期における一貫した支援を行うため、豊田市特別支援教育連携協議会において、関係機関及びこども園、私立幼稚園、小学校・中学校・高等学校の連携を強化する。

イ 事業費の推移

特別支援教育連携協議会の開催に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4-10-3のとおりである。

図表4-10-3 過去3年間の事業費の推移 (単位:千円)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業費	96	96	224

(出所:青少年相談センター作成資料)

ウ 指標の推移

特別支援教育連携協議会の開催に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-10-4のとおりである。

図表4-10-4 実績の推移及び目標値 (単位:回)

指標名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度 目標値
連携協議会 開催回数	2	2	2	設定なし
推進委員会 開催回数	0	3	7	

(出所:青少年相談センター作成資料)

エ 監査の結果

(ア) 効果測定のための指標に係る目標設定【意見】

当事業においては、特別支援が必要な児童生徒とその保護者に対して学齢期における一貫した支援を行うために、特別支援教育連携協議会（以下「連携協議会」という。）及び特別支援教育推進委員会（以下「推進委員会」という。）が設置開催されている。なお、連携協議会は、「豊田市特別支援教育連携協議会開催要綱」（以下「開催要綱」という。）によれば、学識者らを含めた専門家を中心に豊田市の総合的なシステムを構築することを目的としている。また、推進委員会は、「特別支援教育推進委員会設置要綱」（以下「設置要綱」という。）によれば、従事経験者らを含めた実務者を中心に特別支援教育の人材育成やブロックサポート体制の推進を目的としている。

前者の連携協議会に関しては、その開催要綱第8条に則り、会議録が作成保管されている一方で、後者の推進委員会に関しては、会議録の作成保管がなされておらず、会議録の作成保管についてはその設置要綱においても定められていな

い。時間と労力を割いて開催している推進委員会であるにもかかわらず、その内容が記録報告される体制がとられていないことにより、活動実態が不透明となっているほか、関連部署等への情報共有及び後任への引継ぎが効率的に行えない状態になっていると考えられる。そのため、会議録の作成保管により推進委員会における成果及び検討過程等を記録報告できる体制を構築することが望まれる。

（３）特別支援教育の充実（市独自の学級運営補助指導員の配置）

ア 事業内容

障がいのある児童生徒一人ひとりに、個に応じた指導をより充実していくため、市独自の補助員の配置を進める。

市独自の学級運営補助指導員の配置は従来、パルク配置と、はつらつ配置から構成されていた。パルク配置は、パルクとよた（注１）が学校の要望に応じて、対象児の障がいの軽・重、市全体のバランスを考えて学級運営補助指導員を配置していたものであり、はつらつ配置は、学校がはつらつ支援事業（注２）の予算の中で必要な人数・時間数を希望し、要望に応じて学級運営補助指導員を配置していたものである。しかし、平成２８年度、はつらつ支援事業とチャレンジ&ドリーム校推進事業（注３）が統合され、特色ある学校づくり推進事業（注４）が立ち上げられたことに伴い、学級運営補助指導員のはつらつ配置が廃止され、パルク配置のみに一元化された。

（注１）パルクとよたとは、豊田市青少年相談センターの愛称である。

（注２）はつらつ支援事業とは、豊田市を実施主体として、各学校が創意工夫を生かし特色ある学校づくりを進めるために、補助員の配置を学校の裁量により選択できるようにする事業である。

（注３）チャレンジ&ドリーム校推進事業とは、豊田市を実施主体として、学校が、地域性や児童生徒の実態や願いを生かし、活力のある地域の誇れる学校となるよう、地域の文化や芸術に関わる活動、交流や勤労生産に関わる活動、各教科等の基礎基本の定着や発展学習の充実を図る活動等、特色ある教育活動を行うための予算を支援する事業である。

（注４）特色ある学校づくり推進事業とは、豊田市を実施主体として、市と学校が協定を結び、市の負担金によって特色ある学校づくり推進を図るため、校長の自由裁量により予算配分を設定し、学校の実態に即した特色ある学校づくりの充実と本市の教育水準の向上を図ることを目的とする事業である。

イ 事業費の推移

特別支援教育の充実（市独自の学級運営補助指導員の配置）に関する過去３年間の事業費の推移は、図表４－１０－５のとおりである。

図表４－１０－５ 過去３年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	75,515	90,816	97,092

(出所：青少年相談センター作成資料)

ウ 指標の推移

特別支援教育の充実（市独自の学級運営補助指導員の配置）に関する平成２９年度までの実績の推移及び目標値は、図表４－１０－６のとおりである。

図表４－１０－６ 実績の推移及び目標値 (単位：人)

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
学級運営補助指導員 配置人数	178	136	144	200

(出所：青少年相談センター作成資料)

エ 監査の結果

(ア) 「子ども総合計画掲載事項実施状況」における進捗状況記載【意見】

当事業に関して、子ども総合計画においては目標値の記載は行われていないものの、図表４－１０－６に示すとおり、「子ども総合計画掲載事業実施状況」においては、目標値の記載が行われている。

「子ども総合計画掲載事業実施状況」において記載された指標である学級運営補助指導員配置人数の目標値に対して、直近の実績が大きく下振れしている。

背景として、総合計画を策定した当初は、学級運営補助指導員配置人数がパルク配置と、はつらつ配置の合計人数に基づいて目標値設定されていたが、平成２８年度に、はつらつ支援事業がチャレンジ&ドリーム校推進事業と統合したことに伴い、学級運営補助指導員のはつらつ配置が廃止された結果、学級運営補助指導員はパルク配置のみとなったため、同年度において学級運営補助指導員配置人数の実績が大きく減少している。なお、その後も学級運営補助指導員配置人数は増加を続けているものの、平成３１年度における目標値は総合計画を策定した当初の事業体制を前提とした値であり、現在の事業体制を踏まえると平成３１年

度の目標達成は困難なものであると考えられ、推移見込みとしても目標を達成できないことが見込まれている。

しかし、平成28年度以降の「子ども総合計画掲載事業実施状況」において、目標達成が困難であることが見込まれるにもかかわらず進捗状況としてA判定が下されており、実績に基づく判断と矛盾した評価結果となっているため、評価の判定方法についての見直しが望まれる。また、事業の進捗管理の観点から、総合計画を策定した当初と前提条件が異なっていることを勘案すると、目標値の見直し可否の判断を適時に行い、目標値の設定を適正な水準とすることが望まれる。

(4) 市立豊田特別支援学校における教育の実施

ア 事業内容

肢体に障がいがあるため、小学校や中学校などの通常の学級における教育では十分な教育効果が期待できない児童生徒に対し、その障がいの状態や発達段階、特性などに応じて適切な教育を行い、自立に必要な知識・技能・態度を身に付けることを支援する。

イ 事業費の推移

市立豊田特別支援学校における教育の実施に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4-10-7のとおりである。

図表4-10-7 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業費	10,151	12,206	14,063

(出所：青少年相談センター作成資料)

ウ 指標の推移

市立豊田特別支援学校における教育の実施に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-10-8のとおりである。

図表 4－10－8 実績の推移及び目標値

(単位：人)

指標名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
学校間交流 (居留地交流) の対象校	小学校	1	1	1	2
	中学校	2	2	2	1
	高等学校	0	1	1	設定なし
看護員配置人数	常勤	0	0	0	1
	非常勤	8	8	10	6

(出所：青少年相談センター作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(5) 特別支援学級の学校間交流の推進

ア 事業内容

特別支援学級の児童生徒同士のふれあい・交流を促すため、他校との交流の機会を設け、幅広い人間関係の育成を支援する。

イ 事業費の推移

特別支援学級の学校間交流の推進に関する過去 3 年間の事業費の推移は、図表 4－10－9 のとおりである。

図表 4－10－9 過去 3 年間の事業費の推移

(単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	400	428	418

(出所：青少年相談センター作成資料)

ウ 指標の推移

特別支援学級の学校間交流の推進に関する平成 29 年度までの実績の推移及び目標値は、図表 4－10－10 のとおりである。

図表 4－10－10 実績の推移及び目標

(単位：校数)

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
学校間交流タクシー 利用校数	39	39	39	60

(出所：青少年相談センター作成資料)

エ 監査の結果

(ア) 学校間交流タクシーの利用希望校に対する交付金額決定方法に係る要綱の未作成【指摘】

当事業においては、特別支援学級の学校間交流推進のため、学校間移動時のタクシー利用代を市が負担することとしている。この運用に関する基本的な事項は、特別支援学級のある各学校宛てに発行する「特別支援学級の学校間交流のタクシー利用事前調査について（依頼）」（以下「事前調査依頼書」という。）及びその添付資料「特別支援学級の学校間交流のタクシー利用について」において明記されているものの、交付金額の決定方法に関する事項等を含めて、必要事項が網羅的に定められた要綱に相当するものは備えられていない。

すなわち、利用申請に関する事項については、事前調査依頼書及び事務担当者の引継資料である「平成30年度への学校教育課事務引継書」によれば、学校間交流タクシーの利用を希望する学校（以下「利用希望校」という。）において、タクシー会社からの見積情報に基づき「特別支援学級の学校間交流計画書」（以下「計画書」という。）を作成し、青少年相談センターへ提出することにより学校間交流タクシーの運賃に係る交付申請が行われる。また、その交付申請を受けた青少年相談センターにおいて交付金額の決定を行った後、「特別支援学校の学校間交流のタクシー利用 学校配分予算について（通知）」を各利用希望校へ発行することにより、決定した交付金額を通知することとなる。

その一方で、青少年相談センターにおける交付金額の決定方法に関する事項については、いずれの資料にも示されておらず、その決定過程も随時口頭での打合せにより実行されているため議事録又はメモ等による確認がとれない状態であり、透明性が担保されていない。また、年度によって決定方法等の対応が異なってくる可能性があるため、時系列及び学校間の比較において公平性を害するおそれがある。

したがって、学校間交流タクシーの交付金額の決定方法について、公平性を担保するために手順を定めたうえで、透明性を確保するためにその決定過程を議事録等により記録することが必要である。また、現在、当事業に関する必要事項

は、複数の書類にわたって示されているため、交付金額の決定に係る手順の整理を含め、必要事項を網羅的に整理した要綱を策定することで、事務手続の明瞭性及び普遍性を担保できる体制を構築することが必要である。

(イ) 学校間交流タクシーの利用希望校からの申請金額合計が事業予算を超過した場合の対応方針の未策定【指摘】

利用希望校に対する交付金額の決定に係る直近の状況として、平成28年度及び平成29年度においては、各利用希望校から提出された計画書の申請金額が合計で事業予算内であったため、各利用希望校の申請金額に対して全額を交付することで決定していた。

これに対して、進行年度である平成30年度においては、各利用希望校からの申請金額が合計で事業予算を超過したため、学校間交流タクシー1台当たりの交付金額に一律で上限を指定する等の方法をとった結果、利用希望校の一部は申請金額から減額された金額にて交付決定されていた。しかし、この平成30年度における例外的な決定方法の検討は、青少年相談センターにおける口頭での打合せにより行われたのみであり、その検討過程について議事録又はメモ等による確認はとれなかった。

したがって、学校間交流タクシーの利用希望校からの申請金額が合計で事業予算を超過した場合における交付金額の決定方法等について、公平性を担保するために対応方針を定め、透明性を確保するためにその決定過程又は決定方法の検討過程を議事録等により記録することが必要である。

(ウ) 学校間交流タクシーの利用校からの報告金額が事前の交付決定金額を上回る場合の対応方針の未策定【指摘】

学校間交流タクシーを利用した学校（以下「利用校」という。）において、実際に学校間交流タクシーを利用した結果、タクシー会社からの請求金額が事前に決定された当該利用校に対する交付金額を超過した場合、現在の運用としては、事前に交付決定された金額を上回る請求金額に基づいて、市指定様式の「請求書」を作成し、青少年相談センターへ提出することとされている。青少年相談センターにおいては、事業予算に照らして追加で交付が可能であることを確認したうえで「請求書」を基に支払を実行しているが、対象となった利用校に対して、事前に決定された交付金額を超過したことに関する理由報告の提出等は要求しておらず、理由報告の提出等は受けていない。

したがって、学校間交流タクシーに係る請求金額が、各利用校に対して事前に決定された交付金額を上回る場合の対応方法等について、公平性を担保するために対応方針を定め、透明性を確保するためにその対応過程又は対応方法

の検討過程を議事録等により記録することが必要である。

(エ) 学校間交流タクシーに係る請求内容に関する証憑の確認不足【指摘】

事前調査依頼書の添付資料「特別支援学級の学校間交流のタクシー利用について」及び「平成30年度への学校教育課事務引継書」によれば、学校間交流タクシー利用後、市指定の伝票様式にてタクシー会社が納品書及び請求書を作成し、利用校が確認したうえで市の青少年相談センターへ提出し、市がタクシー会社へ支払を行う手順となっている。

これに対して、現状、市は利用校から提出された請求書に基づいて出金を行っているのみであり、開催された学校間交流の実施報告等の提出を受けていないため、請求内容に対する実際の学校間交流の開催実績との照合確認等、請求内容が実際に開催された学校間交流に基づく妥当なものであるかどうか、検証が行われていない状況である。

したがって、事後的に学校間交流の実施報告等を各利用校から受け取り、事前の学校間交流計画書との照合及びタクシー会社の請求書との照合等を行うことにより、請求内容が適正であることを検証したうえでタクシー会社への支払を実行する必要がある。

(オ) 「子ども総合計画掲載事業実施状況」の翌年度予定欄の不適切な記載【指摘】

当事業に関して、「子ども総合計画掲載事業実施状況」の翌年度計画実施内容（予定）欄は、単純に市内の小学校及び中学校の各合計数が記載されている。これに対して、「子ども総合計画掲載事業実施状況」の当年度実績欄及び平成31年度目標値欄に示されている指標は、学校間交流タクシーの利用校数が記載されている。

その結果、翌年度計画実施内容（予定）欄に記載された数値についても、翌年度における学校間交流タクシーの利用校数の見込みが記載されていると誤って理解される可能性がある。その理解に基づき、「子ども総合計画掲載事業実施状況」の翌年度計画実施内容（予定）欄を見ると、実際の翌年度見込みとしては目標値の達成は見込まれていないものの、翌年度において平成31年度目標値が達成されることが見込まれているとの誤った解釈をし得る状態である。

したがって、現状の表記は、意図的なものではなくとも、結果的に読み手に誤解を与える可能性が高い表記となっているため、当事業の進捗状況について読み手が的確に把握できるように、「子ども総合計画掲載事業実施状況」の翌年度計画実施内容（予定）欄における記載方法を見直し、読み手が誤解を招かないような表記を行う必要がある。

(6) 親と子の電話相談「はあとラインとよた」

ア 事業内容

子どもや保護者が抱える様々な悩みなどの相談に対応する。臨床心理士との対話を通して、不安な気持ちを和らげたり、適切な機関を紹介したりするなどして、社会からの孤立を防ぐ。

イ 事業費の推移

親と子の電話相談「はあとラインとよた」に関する個別事業費は発生していない。

ウ 指標の推移

親と子の電話相談「はあとラインとよた」に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-10-11のとおりである。

図表4-10-11 実績の推移及び目標 (単位：件)

指標名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度 目標値
延べ利用件数	269	240	187	500

(出所：青少年相談センター作成資料)

エ 監査の結果

(ア) 利用されていない実施要領の廃止【意見】

当事業に関して定めた文書として、当初は、「電話相談 はあとラインとよた」実施要領（以下「実施要領」という。）が作成され、その後「はあとラインとよた」運営手引（以下「運営手引」という。）が作成され、現在は両者が併存している。このうち現在、実務で使用しているのは運営手引であり、実施要領は使われていない。利用されていない実施要領は廃止することが望まれる。

(イ) 利用状況の広報【意見】

当事業においては、上記図表4-10-11のとおり、年々その利用が大幅に減少している。その減少要因は、詳細に分析しなければ明確にはならないと考えられるものの、実際には悩みを持って相談をしたいが、相談することに対して躊躇^{ちゅうちゅう}し、電話をできないでいる状態の潜在的な利用者が存在する可能性がある。

なお、当事業に関しては、複数の媒体を通じて情報発信を行っている。具体的

には、豊田市教育委員会を発行元として青少年相談センターの事業全般の内容を紹介するリーフレット「パークとよた」、豊田市教育委員会を発行元として事業の電話相談窓口を紹介するビラ「電話で話してみませんか」、事業の電話相談窓口の紹介及び事業の趣旨が記された携行カード等により、情報発信が行われている。しかし、現在の情報発信に利用されている紙面からでは情報が限られており、相談できる内容や対象者が必ずしも明確ではないため、相談を躊躇している潜在的な利用者にとっての1つのハードルになっていると考えられる。

これに対して、青少年相談センターの内部管理用に取りまとめられた月次資料「はあとラインとよた利用状況」においては、相談内容又は利用者に係る、分類別の月別実績件数等の統計情報も整理されている。そこで、月次資料において整理された統計情報のように、これまでは非公開とされていた情報についても可能なものは広報することにより、相談できる内容や対象者のイメージを湧かせることができるため、相談を躊躇している潜在的な利用者にとってのハードルを少しでも軽減又は解消させる効果が見込まれると考えられる。したがって、事業の目的を達成し、支援が必要な市民にサービスを提供できるようにするため、利用状況の広報等の見直しを行うことで、より相談しやすい環境作りへの検討を一層進めることが望まれる。

(7) 青少年相談センターの相談・支援機能の充実

ア 事業内容

青少年相談センターにスクールソーシャルワーカー、青少年相談員、少年非行相談員及び児童精神相談員を配置し、青少年の総合的な相談支援体制を整備するとともに、学校や家庭の訪問相談などにより、家庭、学校、地域などへの相談支援を強化する。

イ 事業費の推移

青少年相談センターの相談・支援機能の充実に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4-10-12のとおりである。

図表4-10-12 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業費	11,859	11,888	15,840

(出所：青少年相談センター作成資料)

ウ 指標の推移

青少年相談センターの相談・支援機能の充実に関する平成29年度までの実績の

推移及び目標値は、図表４－１０－１３のとおりである。

図表４－１０－１３ 実績の推移及び目標値 (単位：人)

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
スクールソーシャル ワーカーの配置	4	4	4	4

(出所：青少年相談センター作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(８) いじめ防止体制の整備

ア 事業内容

豊田市いじめ防止基本方針に基づき、総合的かつ効果的ないじめ対策を推進するため、学校、教育委員会、家庭、関係機関などの幅広い連携を図るとともに、目的に応じたそれぞれの推進組織を設置し、いじめの防止、早期発見、早期対応に向けた各種の取組を実施する。

イ 事業費の推移

いじめ防止体制の整備に関する過去３年間の事業費の推移は、図表４－１０－１４のとおりである。

図表４－１０－１４ 過去３年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	368	368	488

(出所：青少年相談センター作成資料)

ウ 指標の推移

いじめ防止体制の整備に関する平成２９年度までの実績の推移及び目標値は、図表４－１０－１５のとおりである。

図表 4－10－15 実績の推移及び目標値 (単位：回)

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
いじめの状況調査の 実施回数	1/月	1/月	1/月	1/月
いじめ防止対策 委員会 開催回数	3	3	3	設定なし
いじめ不登校対策 推進委員会 開催回数	6	6	6	
いじめ防止研修会 開催回数	1	1	1	

(出所：青少年相談センター作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(9) 人員配置によるいじめ・不登校等対応の充実

ア 事業内容

児童生徒のいじめ、不登校などに関し、学校における相談機能や支援体制の充実を図るため、スクールカウンセラーや心の相談員を市独自の体制で小中学校に配置する。また、いじめ、不登校生徒に対応する教員の担当教科を補充する非常勤講師を市独自の体制で中学校に配置する。

○心の相談員の配置：57校59名（平成26年）

イ 事業費の推移

人員配置によるいじめ・不登校等対応の充実に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4－10－16のとおりである。

図表 4－10－16 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	19,764	19,812	19,799

(出所：青少年相談センター作成資料)

ウ 指標の推移

人員配置によるいじめ・不登校等対応の充実に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-10-17のとおりである。

図表4-10-17 実績の推移及び目標値

指標名	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 31年度 目標値
スクールカウンセラー の配置人数	4人	4人	5人	5人
不登校生徒に対応する 教員の担当教科を 補充する非常勤講師の配置 校数	18校	19校	19校	設定なし

(出所：青少年相談センター作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(10) 登校できない小中学生のための適応指導

ア 事業内容

青少年相談センターの適応指導教室に不登校専門員を配置し、不登校の小中学生に対する学習の補充、体験活動などの支援を行うとともに、心理相談などにより、集団への適応能力や自立心を育成する。

イ 事業費の推移

登校できない小中学生のための適応指導に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4-10-18のとおりである。

図表4-10-18 過去3年間の事業費の推移

(単位：千円)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業費	29,147	26,499	26,590

(出所：青少年相談センター作成資料)

ウ 指標の推移

登校できない小中学生のための適応指導に関する平成29年度までの実績の推移

及び目標値は、図表４－１０－１９のとおりである。

図表４－１０－１９ 実績の推移及び目標値 (単位：人)

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
不登校専門員 配置人数	10	10	10	設定なし

(出所：青少年相談センター作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(11) 問題行動実態調査（スクールヒアリング）

ア 事業内容

学校の抱えるいじめや不登校、児童虐待などの問題の早期発見と解決のため、スクールソーシャルワーカーが学校を訪問し、ヒアリングすることで問題の解消に取り組む。

イ 事業費の推移

問題行動実態調査（スクールヒアリング）に関する過去３年間の事業費の推移は、図表４－１０－２０のとおりである。

図表４－１０－２０ 過去３年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	11,859	11,888	15,840

(出所：青少年相談センター作成資料)

ウ 指標の推移

問題行動実態調査（スクールヒアリング）に関する平成２９年度までの実績の推移及び目標値は、図表４－１０－２１のとおりである。

図表 4－10－2 1 実績の推移及び目標値

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
スクールソーシャルワーカーの配置	4 人	4 人	4 人	4 人
学校家庭への 訪問回数／年	希望する 小中学校 に相談訪 問を実施	希望する 小中学校 に相談訪 問を実施	271 回	450 回
教職員のケース会議数／年	130 回	139 回	89 回	160 回

(出所：青少年相談センター作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(12) 青少年補導体制の充実

ア 事業内容

地域と協力した補導体制を整備して、青少年非行の早期発見のための要注意場所や祭りなどの場における巡回指導を充実する。また、関係機関と協力し、青少年補導活動に対する理解を深めるための啓発活動を展開する。

イ 事業費の推移

青少年補導体制の充実に関する過去3年間の事業費の推移は、図表 4－10－22 のとおりである。

図表 4－10－2 2 過去3年間の事業費の推移

(単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	16,281	16,389	16,561

(出所：青少年相談センター作成資料)

ウ 指標の推移

青少年補導体制の充実に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表 4－10－23 のとおりである。

図表 4－10－23 実績の推移及び目標値

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
補導実施回数	1,725 回	1,796 回	1,672 回	設定なし
補導実施延べ人数	4,631 人	4,739 人	4,464 人	

(出所：青少年相談センター作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(13) 青少年相談センターにおける青少年の自立支援

ア 事業内容

社会生活への適応が難しく、家庭にこもりがちであるなど、困難を抱える若者（20歳未満）への継続的な相談支援や自立支援を行う。

イ 事業費の推移

青少年相談センターにおける青少年の自立支援に関する個別事業費は発生していない。

ウ 指標の推移

青少年相談センターにおける青少年の自立支援に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表 4－10－24 のとおりである。

図表 4－10－24 実績の推移及び目標値

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 31 年度 目標値
こもればい開設	38 回 4 人	41 回 5 人	44 回 5 人	設定なし

(出所：青少年相談センター作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(14) 通学路整備事業

ア 事業内容

通学時の交通事故防止及び不審者対策を図るため、集合場所から学校までの通学

路を「安全のみどり線（図表４－１０－２５）」で結ぶなどの整備を行う。

図表４－１０－２５ 安全のみどり線設置イメージ



また、平成３０年６月に発生した大阪府北部地震でのブロック塀の倒壊による事故を受け、国の指示の下、通学路を対象にブロック塀等の安全点検パトロールを実施した。

（ア）点検の方法

- ・ 通学路に面したブロック塀等の有無を目視で豊田市教育委員会が調査
- ・ この調査に基づき、建築系技術職員と民間建築士が目視及び簡単な計器（メジャー等）により、以下の項目を点検

（備考）塀の厚さ、控え壁の有無については、敷地外から確認できる場合のみ点検

【点検項目】 塀の種類、高さ、塀の厚さ、控え壁の有無、コンクリート基礎の有無、傾斜の有無、ひび割れ・破損の有無

（イ）点検の結果

- ・実施期間 平成３０年７月９日から８月３日まで

図表４－１０－２６ 点検の結果

点検結果	件数
総点検数	750
うち不適合項目が確認されたブロック塀等	394
点検項目の一部が判定できなかったブロック塀等	349
不適合項目が無かったブロック塀等	7

点検の結果は、図表４－１０－２６のとおりであり、基準に適合しないことが確認された場合は、「点検結果票（図表４－１０－２８）」を付し、ブロック塀等の所有者に対し、付近通行者に対して、速やかに「注意表示（図表４－１０－２９）」の掲示とともに、撤去や補強等の対策を依頼している（図表４－１０－２７）。なお、所有者からの相談に応じ、現場での立会確認を実施している。

また、点検結果に基づき、著しく保安上危険なものを抽出し、８月末までに文書による行政指導を行っている。

図表 4－10－27 ブロック塀等の所有者への案内

平成30年7月

ブロック塀等の所有者の皆様へ

豊田市長 太田 稔彦

ブロック塀等の安全点検パトロールを実施しています

大阪府北部地震でのブロック塀の倒壊による事故を受け、国の指示のもと、通学路を対象にブロック塀等の安全点検パトロールを実施しています。

点検の結果、基準に適合しないことが確認された場合は、「点検結果票」が付されています。付近通行者に対して、速やかに「注意表示」をしていただくとともに、撤去や補強等の対策をお願いします。

また、この点検結果に関わらず、自宅にあるブロック塀等の安全確認をしてください。

（「地震にそなえてブロック塀の安全対策を！」4ページの自己点検を参照）

なお、豊田市では公道に面した高さ1メートル以上のブロック塀等を撤去する工事費に対し、最大10万円の補助を行っています。

※わからないことは、下記へお問い合わせください。

○建築基準法、安全確認に関すること

都市整備部建築相談課 電話：34-6649 <kensodan@city.toyota.aichi.jp>

○撤去補助に関すること

都市整備部定住促進課 電話：34-6728 <tejyu@city.toyota.aichi.jp>

○撤去、改修に関すること

（一社）全国建築コンクリートブロック工業会

電話：03-3851-1077 <<http://www.jcba-jp.com/>>

（公社）日本エクステリア建設業協会（愛知県支部）

電話：0568-73-0133 <<http://jpex.or.jp/>>

（出所：豊田市ホームページ）

図表 4－10－28 点検結果票

記入例

様式 2-2

■点検結果票

学校区名（ ○○小学校 ） 番号（ 18 ）
問合せ先：豊田市役所建築相談課
電話 34-6649

【補強コンクリートブロック造】

点検場所：南側道路に面した塀

不適合項目	基 準
☒ 塀が高すぎる	2.2m以下
☐ 塀の厚さが不十分（不明）	高さが2m以下：10cm以上。高さが2m超：15cm以上
☐ 控え壁がない（不明）	3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5倍以上突出
☐ コンクリート基礎がない（不明）	基礎の丈：35cm以上 根入れ深さ：30cm以上
☒ 塀に傾きがある	
☒ 塀にひび割れ等がある	欠損を含む

該当する項目にレ点を記入（不明の場合は「不明」に丸印）

点検結果の不適合項目にひとつでもレ点がある場合は、倒壊する懸念があります。専門家に相談しましょう。

（出所：豊田市ホームページ）

図表 4－10－29 注意表示

様式 3

注意！！

【通行者の方へ】
この塀は、地震発生等に倒壊する懸念があります。

裏面の点検結果の不適合項目にひとつでもレ点がある場合は、倒壊の懸念があります。この注意表示により通行者へ注意喚起を行ってください。

（出所：豊田市ホームページ）

イ 事業費の推移

通学路整備事業に関する過去3年間の事業費の推移は、図表4-10-30のとおりである。

図表4-10-30 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業費	22,129	19,910	26,311

(出所：学校教育課作成資料)

ウ 指標の推移

通学路整備事業に関する平成29年度までの実績の推移及び目標値は、図表4-10-31のとおりである。

図表4-10-31 実績の推移及び目標値 (単位：%)

指標名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度 目標値
通学路整備率 (注)	58.9	58.0	74.7	87.0

(注) (「①実施済・進行中件数」＋「②次年度以降実施・進行中件数」＋「⑥代案で実施件数」) ÷ (要望件数－「④実施不可能・不要件数」＋⑤地元祭祀戻し件数)

(出所：学校教育課作成資料)

エ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

1 1 子ども総合計画

(1) 計画の推進体制

子ども総合計画の推進にあたり、以下の会議による事業・施策の実施状況に関する進捗管理、評価などを行っている。

ア 豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議

市では、子ども条例に基づき、平成20年7月から「豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）」を設置し、①子ども総合計画に関すること、②子どもに関する施策の実施状況に関すること、③そのほか子どもにやさしいまちづくりに関することについて審議・協議を行っている。

子ども総合計画の推進においては、この推進会議が、計画推進体制の要として、事業・施策の進捗状況の点検・評価、計画及び実施体制の改善などに関する協議・提言を行う。

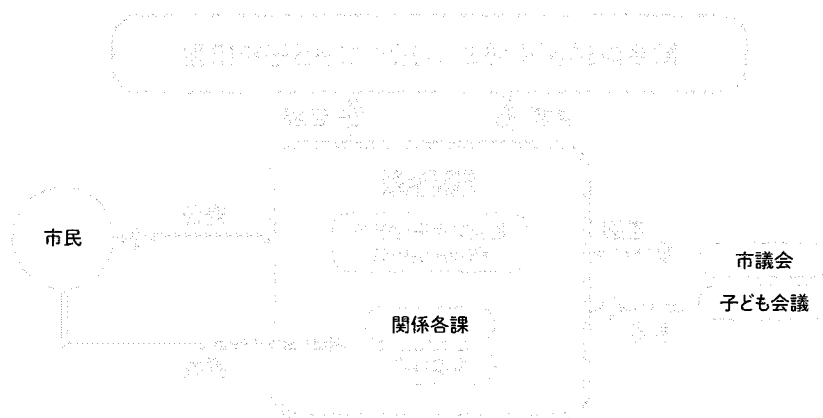
イ 豊田市子ども会議

市では、子ども条例に基づき、子どもの意見や考えを聴き、市政及び地域まちづくりへ反映する「豊田市子ども会議」を設置している。

本計画の推進においては、計画事業への子どもの意見の提言・提案などの役割を担う。

ウ 子ども・子育て支援庁内推進会議

子ども総合計画の推進における庁内の横断的な取組を図るため、「子ども・子育て支援庁内推進会議」を開催し、主に重点事業の実施に向けた検討を中心に、子ども・子育て支援施策・事業に関する庁内の意見の取りまとめ及び意思決定を行う。



(2) 監査の結果

ア 子ども総合計画掲載事業の進捗状況に係る判断根拠の横断的確認の必要性【指摘】

子ども総合計画の計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年であり、市は毎年、子ども総合計画に掲載されている事業の実施状況を把握し、ホームページにて公表している。

平成29年度の子ども総合計画掲載事業の実施状況を確認したところ、各事業の進捗状況が、下記基準に基づき判定されており、全ての掲載事業187事業のうち、事業が廃止となりD判定となった「青少年活動表彰制度（ひまわり褒賞）」1事業を除いて、186事業の進捗状況が、全てA判定とされていた。

【進捗状況の基準】

- A：予定通り（事業を予定通り実施している事業）
- B：やや遅れ（事業の進捗が遅れている事業（計画期間内に挽回が可能））
- C：遅れ（事業の進捗が大幅に遅れている事業（計画期間内に挽回が困難））
- D：未実施（計画が見直され、実施していない事業）

そこで、各事業の平成29年度の実績を確認したところ平成31年度の目標指標を大幅に下回っている場合にも、A判定としている事業が見受けられた。

例えば、「子育てに関する情報提供」事業の進捗状況は、A判定となっているが、平成31年度の目標指標である「子育て応援ホームページへのアクセス数150,000件／年」に対し、平成29年度の実績は30,563件／年と目標を大幅に下回る結果となっていた（図表4-2-27参照）。

事業の実施状況の取りまとめを行う次世代育成課に確認したところ、進捗状況の判断については、事業の所管課に任せており、進捗状況の判断根拠の横断的な確認は行っていないとのことであった。

PDCAサイクルに基づく計画の推進のためには、計画の進捗状況を適切に把握することが必要である。そのため、進捗状況の判断については、所管課の判断に任せるのみでなく、取りまとめを行う次世代育成課が進捗状況の判断根拠を横断的に確認することが必要である。

イ 計画数値の中間見直しの必要性【指摘】

子ども総合計画第6章「計画の推進」2. 計画推進の留意点によると、「社会情勢の変化や市民ニーズに柔軟に対応するため、平成27年度から28年度の実績を踏まえ、計画期間の中間年の平成29年度に、必要に応じて計画数値の中間見直しを実施」とある。

子ども総合計画掲載事業の実施状況を確認したところ、平成27年度及び平成2

8年度時点で平成31年度目標指標を達成した事業があったにもかかわらず、平成29年度に計画数値の中間見直しを行い、目標値を再設定した事業は見受けられなかった。

例えば、「妊婦健康診査事業の実施」の平成31年度の目標指標である「10回以上受診する妊婦の割合80%」は、子ども総合計画策定時の現状値80%（平成25年度）を既に達成しており、平成27年度実績は93.7%、平成28年度実績は89.7%と目標値を大幅に達成しているが（図表4-2-5参照）、平成29年度に計画数値の見直しを行っていない。

平成27年度若しくは平成28年度の時点で、目標指標を大きく上回っていた事業については、計画数値の中間見直しの検討を行い、必要に応じて目標値を再設定すべきである。

ウ 事業の実施状況に記載する指標【指摘】

市は毎年、子ども総合計画に掲載されている事業の実施状況を把握し、ホームページにて公表している。

平成29年度の子ども総合計画掲載事業の実施状況を確認したところ、実績の欄に、子ども総合計画で設定された平成31年度目標指標とは異なる指標に関する実績が記載されている事業が見受けられた。

例えば、「子どもの権利学習プログラムの実施」の平成31年度の目標指標は、「①幼児版実施率（実施人数／対象人数）②小中学生版実施率（実施人数／対象人数）③保護者版実施回数／年」であるのに対し、平成29年度実績には、「・関係こども園前園、小学校73校、中学校25校で実施した。・こども権利相談室擁護委員等の授業を8校、28クラスで行った。」との記載となっていた（図表4-1-4参照）。

目標指標と実績指標が異なると、事業の進捗状況を客観的に判断することは困難である。そのため、子ども総合計画で、目標指標を設定している事業の実施状況については、目標指標と同じ指標の現状値を記載し、進捗状況を客観的に判断できるようにすべきである。

1 2 システム管理

(1) はじめに

ア 市のルール概要

市は、「豊田市情報セキュリティ基本方針」において、「市は市民の個人情報をはじめとして極めて重要な情報を多数保有しており、これらの情報が漏洩、改ざん、破壊された場合には市民の権利、財産を侵害し、取り返しのつかない影響を与えることとなるため、これらの情報やその情報を取り扱う情報システムを様々な脅威から防御し安全性を維持向上するため、総合的かつ体系的な情報セキュリティ対策を進める」旨の記載をしている。

この「豊田市情報セキュリティ基本方針」に基づいて、「豊田市情報セキュリティ基本要綱」において、市の機関が所管する情報資産及び当該情報資産に接する全ての職員等（非常勤特別職員等を含む。）を適用範囲として実施すべき情報セキュリティ対策を定めている。

上記適用範囲に共通して遵守すべき事項を「共通実施手順」に定めており、さらに、情報資産分類基準による重要度の高い情報システムに関し遵守すべき事項は、「個別実施手順」で定めることとしている。

情報資産分類基準の概要は、図表 4－1 2－1 のとおりである。

図表 4－1 2－1 情報資産分類基準

共通実施手順	
<u>情報資産分類基準</u>	
(1) 機密性による情報資産の分類	
分類	分類基準
機密性 重要度 3	機密性が侵害されることにより、市民の生命・財産に影響を及ぼすおそれがある、又は行政運営に重大な影響を及ぼすおそれがある情報資産
機密性 重要度 2	機密性重要度 3 には該当しないが、直ちに一般に公表することを前提としていない情報資産
機密性 重要度 1	機密性重要度 3 又は機密性重要度 2 の情報資産以外の情報資産
(2) 完全性による情報資産の分類	
分類	分類基準
完全性 重要度	完全性が侵害され、改ざん、誤びゅう又は破損することにより、市民の権利が侵害され、又は行政運営に重大な影響を及ぼ

2	すおそれがある情報資産
完全性 重要度 1	完全性重要度2の情報資産以外の情報資産

(3) 可用性による情報資産分類

分類	分類基準
可用性 重要度 2	可用性が侵害され、滅失、紛失又は当該情報資産が利用不可能であることにより、市民の権利が侵害され、又は行政運営に重大な影響を及ぼすおそれがある情報資産
可用性 重要度 1	可用性重要度2の情報資産以外の情報資産

イ 対象としたシステムの概要

対象としたシステムの概要は、図表4-12-2のとおりである。

図表4-12-2 対象システムの概要

項目	児童家庭相談システム	母子父子寡婦貸付金システム
利用業務	児童家庭相談業務 婦人相談業務 ひとり親相談業務	母子寡婦福祉資金貸付業務
保持している 情報	児童虐待に関する情報 育児相談に関する情報 DV相談に関する情報	資金貸付に関する情報
個人情報の 有無	有	有
システム管理・ 運用部署	子ども部子ども家庭課	子ども部子ども家庭課
情報セキュリティ 責任者	子ども部子ども家庭課長	子ども部子ども家庭課長
システム利用者 (利用人数)	子ども部長（1名） 子ども部副部長（1名） 子ども家庭課職員のうち、 児童虐待及び婦人相談業務	子ども家庭課職員（非常勤 特別職を含む。）（5名）

	従事者（非常勤特別職及び特別任用職員を含む。） （２２名）	
機密性重要度	３	３
完全性重要度	２	２
可用性重要度	１	１
ハードウェア	情報システム課所管の仮想サーバー	情報システム課所管の仮想サーバー
サーバーOS	Windows Server 2012R2	Windows Server 2012R2
アプリケーション	パッケージ製品	パッケージ製品
クライアント	市庁内 PC の Web ブラウザ	クライアントがインストールされた市庁内 PC の Web ブラウザ
ネットワーク系統	市庁内ネットワーク	市庁内ネットワーク
システム導入時期	平成２８年３月	平成２９年２月
保守サービスや外部委託	パッケージ製品提供元による保守サービスを受けている	パッケージ製品提供元による保守サービスを受けている

（２）パスワードの管理

ア ルールの概要

「豊田市情報セキュリティ基本要綱」や「共通実施手順」は、不正アクセスを防ぐために、機密性重要度３のデータへアクセス可能なＩＤについて、以下等を定めている。

- 最低１年間に一度の頻度で定期的にパスワードの変更を行わなければ継続して利用できない機能をもって、強制的にパスワードを変更させなければならない。
- ＩＤ等の利用者本人以外ではパスワードの変更を行えないよう、システム上の機能をもって制御しなければならない。

等

イ 児童家庭相談システムの状況

ＩＤの利用者本人のみがそのＩＤのパスワードを変更することができる。定期的及び強制的にパスワードを変更させる機能はない。

システム管理の担当者が年に一度、全利用者にパスワードの変更を依頼しているが、変更を実施しているかの確認まではしていない。

ウ 母子父子寡婦貸付金システムの状況

I Dの利用者本人がパスワードを変更する機能はない。

システム管理担当者の指示の下で、年に一度、各I D利用者に新パスワードを決め、保守委託先がパスワード変更を実施している。

エ 監査の結果

(ア) パスワードの定期的な変更の実施【指摘】

対象としたシステムは、「豊田市情報セキュリティ基本要綱」や「共通実施手順」でパスワードの適切な管理を求められているシステムである。

対象としたシステムはパッケージ製品を利用しており、自由に仕様変更できるものではないので、製品によっては求められる機能を持っていないという状況自体は想定できる。

しかし、「豊田市情報セキュリティ基本要綱」や「共通実施手順」が不正アクセスの対策として適切な管理を求めているという趣旨を勘案した運用が必要である。

不正アクセスを防ぐために、推測困難な十分複雑なパスワードが設定されるように制限し、システム機能的な制限が十分に実装できない場合は特に、定期的なパスワード変更を確実に実施するべきである。

(3) アクセス記録の取得や保管と定期的な確認

ア ルールの概要

「豊田市情報セキュリティ基本要綱」や「共通実施手順」は、不正アクセスを防ぐために、機密性重要度3又は完全性重要度2のデータを取り扱う情報システムについてアクセス記録を取得することを定めている。また、定期的に確認し、不正侵入、不正操作等の有無について点検又は分析を実施すること及び取得したアクセス記録は少なくとも1年間は保管することを定めている。

イ 児童家庭相談システムの状況

アクセス記録を取得しており、システム管理担当者のみが閲覧できる。

アクセス記録の定期的な確認は実施していない。

アクセス記録はシステムが90日間保持している。

ウ 母子父子寡婦貸付金システムの状況

アクセス記録を閲覧することができない。

アクセス記録を閲覧する機能を実装しておらず、アクセス記録を取得しているか

否かは不明である。

システム管理部署がアクセス記録を閲覧できるようにするには、機能追加を実施する必要がある。

なお、母子父子寡婦貸付金システムはクライアント設定されたPCから利用するため、クライアント設定するPCを子ども家庭課の執務室内の特定のPCに制限し、システム利用者以外が操作していれば発見できるようにしている。

エ 監査の結果

(ア) 児童家庭相談システムのアクセス記録の適切な保管と定期的な確認の実施【指摘】

児童家庭相談システムは、「豊田市情報セキュリティ基本要綱」や「共通実施手順」でアクセス記録の取得や保管と定期的な確認を求められているシステムである。

児童家庭相談システムのアクセス記録について、適切な頻度を設定し、定期的な確認を実施すべきである。また、アクセス記録は90日後にシステムから閲覧できなくなるため、システムから出力して少なくとも1年間は保管しておく必要がある。

(イ) 母子父子寡婦貸付金システムのアクセス記録の取得や保管と定期的な確認の実施【指摘】

母子父子寡婦貸付金システムは、「豊田市情報セキュリティ基本要綱」や「共通実施手順」でアクセス記録の取得や保管と定期的な確認を求められているシステムである。

母子父子寡婦貸付金システムのようにパッケージ製品を利用する場合、製品によっては求められる機能のために追加費用が必要となることや、費用対効果の面でその機能を利用しないという選択をとること自体は想定できる。

しかし、「豊田市情報セキュリティ基本要綱」や「共通実施手順」が不正アクセスの対策として適切な管理を求めているという趣旨を勘案した機能設計や運用が必要である。

母子父子寡婦貸付金システムは、個人情報その他機微な情報を扱い、また、外部委託先にIDの設定や年次パスワードの変更といった作業の実施を依頼していることを考慮すると、アクセス記録を取得し閲覧できるように機能追加をし、定期的に確認することで、不正なアクセスを発見できるよう、また、牽制^{けんせい}によって間接的に防止できるようにすべきである。

(4) 「個別実施手順」の策定

ア ルールの概要

「豊田市情報セキュリティ基本要綱」及び「共通実施手順」は、以下の機密性重要度3・完全性重要度2・可用性重要度2のいずれかに該当するシステムについて、個別の情報システムに関し遵守すべき事項を定めた「個別実施手順」を定めることとしている。

イ 児童家庭相談システムの状況

「個別実施手順」は定められていなかった。

ウ 母子父子寡婦貸付金システムの状況

「個別実施手順」は定められていなかった。

エ 監査の結果

(ア) 「個別実施手順」の策定【指摘】

対象としたシステムは、「豊田市情報セキュリティ基本要綱」や「共通実施手順」で「個別実施手順」の策定対象とされているシステムであるため、策定する必要がある。

対象としたシステムの導入以降、システム管理担当者が代々手順を引き継ぐことで、実際の問題は発生していないが、前述したように、「豊田市情報セキュリティ基本要綱」や「共通実施手順」の基準に部分的に適合していない状況であるため、「個別実施手順」を形式的に策定するだけでなく、「豊田市情報セキュリティ基本要綱」のいう情報資産に関する脅威に対する対策を個別に策定し、継続的に実施できるようにすべきである。

また、情報セキュリティ対策の策定には、情報システムの技術面・運用面の知識、情報システムが内包する一般的なリスクや一般的なセキュリティ侵害のシナリオを理解していることが前提となる。

「個別実施手順」は情報セキュリティ責任者が作成し、情報セキュリティ対策事務局長のチェックや承認を受けるルールとなっている。対象としたシステムの情報セキュリティ責任者は子ども家庭課長であり、情報セキュリティ対策事務局長は情報システム課長である。

この「個別実施手順」の作成プロセスを適時に実施し、市の情報システム部門である情報システム課のサポートを受けながら適切な情報セキュリティ対策を策定し、情報システムの安全性の維持向上につなげるべきである。